

厚生委員会会議録

1 開会年月日

令和6年2月22日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	吉村	美紀
副委員長	関川	けさ子
理事	のぐち	けんたろう
理事	高山	かずひろ
理事	たかはま	なおき
理事	松丸	昌史
理事	浅田	保雄
理事	山本	一仁

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	教育長
大川 秀樹	企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹田 弘一	総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹越 淳	福祉部長兼福祉事務所長
鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
矢内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長

横山 尚人	企画課長
猪岡 君彦	政策研究担当課長
進 憲司	財政課長
日比谷 光輝	広報課長
武藤 充輝	総務課長
木村 健	福祉政策課長
瀬尾 かおり	高齢福祉課長
木内 恵美	地域包括ケア推進担当課長
橋本 淳一	障害福祉課長
渡部 雅弘	生活福祉課長
阿部 英幸	介護保険課長
中島 一浩	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
熱田 直道	生活衛生課長
田口 弘之	健康推進課長
小島 絵里	予防対策課長
内宮 純一	新型コロナウイルス感染症担当課長
大塚 仁雄	保健サービスセンター所長

7 事務局職員

事務局長	小野 光幸
議事調査主査	長田 高志
主任	宮川 美帆

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第63号 文京区手話言語条例
- 2) 議案第64号 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例
- 3) 議案第65号 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 4) 議案第71号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
 - 5) 議員提出議案第4号 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 6) 議員提出議案第5号 文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例
- (2) 付託請願審査
- 1) 請願受理第34号 火葬の在り方などについて議論する検討会の設置と、火葬料金届出制に関する請願
 - 2) 請願受理第35号 旧区立特別養護老人ホーム「文京白山の郷」運営法人撤退についての検証と、今後のホーム運営の改善を求める請願
- (3) 理事者報告
- 1) 地域福祉保健計画の最終案について
 - 2) 「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」について
 - 3) 障害者（児）施設整備促進事業の拡充について
 - 4) 文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について
 - 5) 令和6・7年度 後期高齢者医療制度保険料率等について
 - 6) 文京区妊活相談事業の実施について
 - 7) 文京区自殺対策計画（案）について
 - 8) 精神障害者福祉タクシー事業及び自動車燃料費助成事業について
 - 9) 文京区感染症予防計画（最終案）について
 - 10) 令和6年度における定期予防接種の変更点について
 - 11) 新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について
 - 12) 産後ケア事業の拡充について
 - 13) バースデイサポート事業 家事育児パッケージの増額について
- (4) 一般質問
- (5) その他

午前 9時58分 開会

○吉村委員長 それでは、時間前ではございますけれども、全員そろいましたので、厚生委員会を開会したいと思います。

委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

○吉村委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 本日の委員会運営について。

付託議案審査6件、区長提出議案が4件、議員提出議案が2件です。議員提出議案の審査は、区長提出議案4件の審査が終了した後に行います。議員提出議案第4号の審査の際は、説明者として、金子議員、石沢議員が出席し、提案説明は石沢議員が行います。また、議員提出議案第5号の審査の際は、説明者として金子議員、板倉議員が出席し、提案説明は板倉議員が行います。なお、説明者の座席は、委員長席正面の教育長席隣の理事者席といたします。

付託請願審査2件、理事者報告13件、報告事項1は、ボリュームがあるので、単独で報告と質疑を行います。報告事項2以降は部ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員・理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○吉村委員長 付託議案審査。

議案第63号、文京区手話言語条例。

議案第64号、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例。

これらの2件については、報告事項2が関連するため、先にその報告を受けた後、議案第63号と第64号について、提案説明を受け、一括して質疑を受けることといたします。なお、態度表明については議案ごとに行うことといたします。

それでは、報告事項2、文京区手話言語条例及び文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例についての御説明をお願いいたします。

橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 おはようございます。資料第3号、議案書は17ページからの議案第63号及び議案第64号に基づき御説明いたします。資料第3号の1番を御覧ください。

これまでの経緯は、令和5年11月厚生委員会において、2つの条例の基本的な考え方を報告し、パブリックコメントの募集及び区民説明会を行っており、これらの経過を踏まえ、文京区手話言語条例及び文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を新たに制定するものでございます。

2番、パブリックコメント等の実施結果です。障害者差別解消支援地域協議会での意見聴取、パブリックコメント及び2回の区民説明会を実施し、合計101件の意見をいただいております。

2ページからの3番は、障害者差別解消支援地域協議会での意見、続いて3ページからの4番はパブリックコメント、16ページからの5番は1回目の区民説明会、19ページからの6番は2回目の区民説明会について、それぞれ手話言語条例に関する意見、意思疎通促進条例に関する意見、そしてどちらの条例か指定なしの意見に分類して掲載しております。

なお、22ページには、参考として主な内容別の件数を載せております。最も多い内容が、区の施策への意見等、次いで条例案への意見等、周知啓発への意見等になっております。

条例の主な内容につきましては、基本的な考え方を示した時点とおおむね同様でございます。議案集の17ページを御覧ください。

まず、手話言語条例は、前文において、手話言語は、それを必要とする方にとって、生活上必要不可欠な意思疎通の手段であるとした上で、過去の歴史等を踏まえ、全ての人が支え合い、手話言語を必要とする方が安心して生活できる地域社会の実現を目指すこととしていきます。

第3条では、基本理念として、手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語に関する学習並びに手話言語の使用を促進する環境の整備に取り組む上での事項を3つ掲げております。

第4条から第6条までは、区民及び事業者の責務を定めており、第7条では、区による施策の推進として、手話言語の普及啓発、手話言語による情報の取得及び利用並びに意思疎通、そして手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策等を推進すると定めております。

第8条から第10条までは、手話言語を必要とする方にとっての特に重要な観点から、出生時からの成長段階、またはその必要とする段階に応じた切れ目のない支援、福祉及び保健サービスにおける環境整備及び災害時等における措置について定めております。

次に、議案集21ページを御覧ください。障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例は、前文において、障害のある方にとって可能な限りその必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通のための手段について選択の機会が確保されることが必要であるとし、その促進に取り組むことで、全ての人が支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すこととしています。

第3条では、基本理念として、意思疎通の促進等における事項を3つ掲げております。第4条から第6条までは、区、区民及び事業者の責務を定めており、第7条では、区による施策の推進として、意思疎通等の促進、意思疎通等の促進の手段の普及啓発、意思疎通等の支援者の確保、養成及び資質向上のための施策等を推進すると定めております。

最後に、資料第3号にお戻りいただき、22ページの7番にスケジュールとして条例の施行期日を令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○吉村委員長 続いて提案理由の説明をお願いいたします。

竹越福祉部長。

○竹越福祉部長 ただいま議題となりました議案第63号、文京区手話言語条例及び議案第64号、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

始めに、令和6年2月、文京区議会定例議会議案、いわゆる議案集のデータ17ページ、議案第63号、文京区手話言語条例をお開きください。本議案は、ただいま報告事項2番、資料第3号で御説明いたしましたとおり、文京区における手話言語に関する基本理念、その他基本的事項を定めるため御提案するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

次に、同じく議案集のデータ21ページ、議案第64号、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例をお開きください。本議案は、先ほど報告事項2番、資料第3号で御説明いたしましたとおり、文京区における障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する基本理念、その他基本的事項を定めるため御提案するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 手話言語条例と意思疎通の2つですね。まずは、大変この間、当該団体等、また区民説明会等もいろいろとやられて、このようやく段になって思いますけども、この間、期間の長さというのは、長ければいいのか、それとも早ければいいのかというところもありますけども、ようやくこの条例案が出たということでは、本当によかったなど。そして関係各位の皆様には大変感謝を申し上げたいと思っております。

私も度々この部分に関してはいろんな発言をさせていただいておりましたけれども、まずはこの条例ができて、施行されて、それで全てだということではないという、その認識を前回も申し上げましたけども、そういうことでなく、この条例に基づいて様々な施策や事業に落とし込んでいって、そしてまた、場合によっては変えなきゃいけない部分があれば、また柔軟に変えていくようなことを常に思っていたきながら、この条例がきちんと進んでいくことを見守らせていただきたいし、応援したいというふうに思っております。

全国津々浦々いろんな手話言語の名前で条例が制定されて、特に23区では大分進んできたということになっていまして、文京区は最後のほうではなかったですが、そういった部分でこの段階において、手話言語条例が制定されたということは、私もかつて全日本ろうあ連盟さんですとか、お邪魔させていただいた中で、大きな横断幕をつくって、関係自治体の皆さまが「手話言語条例が制定されました」というようなことをやっております、関係団体にとっては特に大きなことだということで、その機関紙にも出たり、また広報にも出たり、になります。ということで、文京区もようやくその仲間に入ったということでは、本当によかったなというふうに思っております。

また、あわせて、この意思疎通のほうの条例も今回、柱を2つ分けてやられたということですが、ほかの区では、これが手話言語及び意思疎通ですとか、1つのパッケージで条例案が出されているところもある中で、今回は2本立てにしたということで、これもまたきつと、様々な意見公開をする中でそういったことになったんだろうというふうに思います。

なので、聴覚障害者さんに限らず、意思疎通のその他の障害をお持ちの様々な多種多様な障害をお持ちの方の団体に対するところにもしっかりと目を向けてつくられた条例だという

ことで、これは文京区の障害福祉の全体的な施策においても、大変重要な重いことができたなというふうに思っていますので、ぜひこれからも進めていただきたいと思います。

特段もう質問ということはないんですけども、前段申し上げたように、逆に言うと、これからどういうふうに様々な事業、施策に落とし込んでいくか、というところだというふうに思っていますけれども、4月から施行されて、今の時点で担当課長、担当部署が描いている事業や施策が幾つかあれば御紹介をしていただきたいと思います。

障害者福祉から発信して、例えば子どもに対する手話の教育だとか、教育のほうに行ったりとか、またいろんな形で使われ方があると思うんですけども、その辺は、他部署との連携も併せて、どういうふうに進めていくのかというところだけ教えていただければと思います。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 条例を踏まえて、これから様々な施策について考えていく上では、当事者団体の方々との意見交換であるとか、あるいは周知啓発を進めていく中で、区民の皆様から、またあるいは事業者の方から、様々な御意見をいただくなどを通じて、必要なことについては実現に向けて検討していくものと考えております。

当事者団体と話をしていく中では、今、現に不安であること、不便であること、これを解決していくために、こういうことをしていきたいというような具体的な御相談もいただいておりますので、こういったこともスタートとして今後、条例を踏まえた上での施策の検討を進めていきたいと考えております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 こうした動きが、ひいては国を大きく動かしてもらえればという思いが、当事者団体の方も強い思いがあると思うんですけども、そういった意味で、まずは足元の地域の地域からということで、こういったことが制定されたということは大きな一つのうねりになってくれればなというふうに私も期待をしております、かつて日本財団にもお邪魔をさせていただいて、そういったお話も聞かせていただきました。

国のほうでは、超党派議連もありますけども、なかなか実現に向けては大きな幾つものハードルがあるということも伺っております。しかしながら、文京区においては、この条例がしっかりと地に足をつけた形で発令されて、そしてまた、今後も健常者の、特にこういった障害のお持ちの方に対する気持ちがしっかりとこの条例を通じて伝わるのが大事ななというふうに思っておりますので、今日は大事な日になりますので、感謝の弁を関係者の皆様にお伝えをしたく、質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○吉村委員長 続いて質問がある方、挙手をお願いいたします。

のぐち委員。

○のぐち委員 私も、手話言語条例の制定のところについてお伺いいたしたいと思います。本当に今回、文京区のほうで手話言語条例を別個に、障害者のコミュニケーションとは別個にわざわざ議案を別にして立てたということで、本当に手話をお使いの皆様に対して、双方のコミュニケーションが円滑にいくようにということのこの理念法は大変感銘を受けております。

また、去年からの、課長様からの説明もありましたとおり、しっかりと聴覚障害者の方たちとコミュニケーションが取れるような形を、理念法ですけども、図っていくということで御説明いただいたんですけども、東京都は2022年に都議会のほうで6月に既に可決していて、手話言語条例が23年度には施行されているかと思うんですけども、既に東京都はパンフレットなども用意して、その周知啓発に努めているわけですけども、文京区として、東京都の条例を見て、参考にした部分と、それから独自に付け加えた部分であったりとか、そういった、23区でも既にやっていらっしゃる他区の事例もあるわけですけども、そういった面を踏まえて、文京区としてこれを盛り込みましたとか、もしくはこれを強く打ち出したというのであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 条例を作成する準備に当たりましては、東京都の条例、また他自治体の条例というものを参考にしながら考えてきたところがございます。その上で、文京区の特徴といたしましては、まず基本理念におきまして、手話言語を必要とする方にとっての5つの権利というものを表し、それを尊重されなければならないというふうにしているところが一つ特徴として考えております。

2つ目の特徴としましては、第8条から第10条まで、こちらで手話言語を必要とする方にとっての特に重要な観点からの施策ということで定めているところ、この2つが特徴であると考えております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に、理念法なので、具体的なことというよりも、しっかりと関係部署と共にこれに取り組んでいくという姿勢を示していただいたこと、大変喜ばしいことかと思っております。本当に最初のところで、「手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会の実現を目指して」というところがありまして、この安心という

部分は、今、最後に課長がおっしゃった10条、「災害その他の非常事態において」というところで、防災であったりとか、それから緊急的な避難の必要性があるような時に対しては、特段の配慮を求めていくべきかと思うんですけども、既に緊急時支援の方たちに対しては、防災課のほうからリストなりを町会の皆さんにお配りして、しっかりと緊急時の対応というのを求められているかと思うんですけども、障害福祉課として防災課と連携をして、緊急避難時の対応などについては、これから何か具体的な検討なりされていくお考えなどはございますか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 災害時等における対応につきましては、様々な取組が今進んでいるところでございますけれども、聴覚障害のある方とお話をしていく中では、災害が起きたときなどの情報を知るための手段が不安であるというようなこともございます。いろいろな専用アプリなどの対応も進んできているところではございますけれども、そういった手段の利用が難しい方ですとか、そういった手段では対応できないようなケースについては、今後も実際の意見交換なども含めて防災課など関係部署とも協議した上で検討を進めていくものと考えております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に安心して生活できる地域社会の実現というのは、本当によいことだと思うんですけども、具体的にそれを一つ一つ達成するためには、幾つかの課題であったりとか、それから横との連携であったりというのが必要になってくるかと思っておりますので、それはぜひこれからも率先して取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後に、手話の広がりという部分においては、例えばシビックセンターの中で、聴覚障害者の方が過ごしやすいような対策であるとか、区有施設でも構わないんですけども、できることから、インフラの整備などが、もしこういうものがあって、例えば先ほど申し上げた他部署との連携が必要なものを今検討している段階でもいいんですけども、何かお考えのものがありませんでしたら教えてください。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 手話言語を必要とする方がシビックセンターに来庁されて、御自分の用事を済まされる、またあるいは自分の目的で過ごされるに当たりまして、現在、登録設置通訳ということで、職員が会計年度任用職員1名を配置しているところであります。必要であ

ればその者が通訳ということで、その方の必要な要件を済ませることができるような支援を現在も行っているところであります。

また、筆談が可能であれば、筆談ボードなども窓口に設置しておりますので、現状そういった対応をしているところを引き続き取り組みながら、またその他の面で必要なことがあるということが今後考えられていくようであれば、それに基づいてまた検討を進めていくというふうに考えております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。会計年度任用職員の方がいらっしゃるということは知らなかったんですけども、障害福祉課にいらっしゃるということですが、普段は。何かあったら、窓口なりほかの部署に行かれたりするということだと今御説明いただいたんですけども、それをもうちょっと1階とか2階のところに示されて、対応の職員がすぐ参ります、みたいなことをお書きになって、利用しやすいような環境に、せっかく毎日いらっしゃるのであれば、利用しやすいような環境整備を、ポスター1枚貼るでもいいんですけども、とやっていただけたら、もっと分かりやすいかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○吉村委員長 続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 おはようございます。パブリックコメントから2点お伺いしたいことがございます。

まず1点目が、資料の1ページにありますパブリックコメント、持参の内訳、一番下のところです。「手話言語による意見等の動画を保存した光ディスクによる提出4人」ということで、これがどのような思いでと言いますか、工夫でやられたのかなというところをお伺いしたいと思います。「文の京」パブリックコメント手続要綱のところ、実施主体が認めた方法ということで提出の方法はこういったこともできるんだなというところは驚いたんですけども、そのところが1点と。

もう一つ、パブリックコメントの中で、この条例の制定を機に区民の方々が簡単な手話を身につけてほしいというところで、区の職員もやってくださいというような趣旨の質問が幾つもあったと思います。これについては、条例の趣旨を踏まえて検討していきますということなんですね。ぜひ職員の皆様、それから我々議員が簡単な挨拶ぐらいできるように勉強会等を開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 まず1点目のパブリックコメントの提出につきましては、事前に提出の

方法について具体的な御相談をいただいていたところもありまして、こちらに記載の方法での提出をいただき、またその内容については、手話通訳の方に対応していただきながら、事務局において確認しているところでございます。

2点目の手話の普及啓発に関するところでございますけれども、言語でありますので、習得には非常に努力や様々な鍛錬というものが必要になるかと思えます。一方で、コミュニケーションを図る上での入り口としての挨拶であるとか、そういったものについては、今後、条例の趣旨を踏まえて、区においてどう進めていくべきかということはまた検討していきたいと考えております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。1つ目の質問については、これはある種条例の制定を前にした象徴的なものなのではないでしょうか。それとも、手話言語を必要とされる方にとって日常的な伝達の手段として今後も使えるのであれば、今後のパブリックコメントにおいても、区としてはこういう方法もありますよということで周知していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

それから、今後の我々や職員の皆様の手話の習得については、ぜひ簡単などころからのスタートでももちろんいいと思えますので、誰もがというところには御努力いただきたいと思えますし、あとは、ぱっと見たところだと所沢市が出てきたんですけども、名札に「手話ができますよ」というのをやっていくというところをスキルに応じて皆さんが一目で分かるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 今回のパブリックコメントでの提出につきましては、手話、これは言語でありますので、その方にとって自分の気持ちを一番表現できるやり方ということでありましたので、このような形での御提出をいただいているところでございます。そのように考えますと、今後、様々な意見や考えをお聞きする上で、手話言語を必要とする方にとってのやり方については、また今の御意見を踏まえまして検討していきたいと考えております。

2点目の職員や窓口での在り方についても、先ほどと重なりますけれども、今後、条例の趣旨を踏まえていく中で検討を進めてまいります。

○吉村委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 改めてここまで条例をつくっていただくということで、特に関係団体との協議を重ねていただいたことには感謝申し上げます。ただ、様々な意見があつて、今回は理念とか、

大きな意味での目的というところでの条例で、ここからのスタート、これは十分理解しています。ただ、いろんな意見を見ても、具体的な事例、これをどうするのかというのが多いと思うんですね。これは報道になりますけども、全国では490を超える自治体が既に手話言語あるいは意思疎通の条例を制定して動き出しているということで、共通の課題としては、通訳者が不足をしているということが言われています。

先ほどの質問の中にもありましたけれども、文京区の中に、今現在は1名の通訳者の方がいらっしゃるということですが、これについては、もっと私は、これはスタートですから、これをとやかく言うつもりはなくて、もっと広げていくということ。それから、今、たかはま委員も言われましたけど、職員で、私たちも含めてになりますが、勉強して、少しでも、挨拶程度、本当はそれじゃいけないんですけど、それができるような研修等も必要じゃないかというふうに思いますので、ぜひその人を増やすということと同時に、具体的な研修、勉強会をぜひお願いしたいということ、これが1点。

それからもう一点は、この条例がこの当事者だけでなく、文京区全体、一般区民の方に必要なんだ、必要だし、誰もが当たり前この文京区において生活していく上で、そんなバリアがあっちゃいけないんだという、障害者や、あるいは手話に対する理解、これについても、もっと宣伝といいますか、教宣といいますか、そうしたことが必要じゃないかというふうに思いますので、今後、この条例制定を受けて、ぜひ区民の方にもきちんと理解を求める、理解というか、もう言語ですから当たり前のことなんですけれども、それを求める何らかの考えがあればいただきたい。この2点をお願いします。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 1点目の手話通訳に関することにつきましては、職員の配置という方法もあるかと思いますが、一方で、タブレットを活用するなどした遠隔通訳の方法も今後可能性としては広がっていくと考えておりますので、そういった様々なやり方を検討してまいります。

2点目の区民の皆様、また事業者の皆様への理解という点につきましては、今後その条例の周知ということを進めていく上で大事な点としては、なぜこの条例をつくったのかということ、どうして文京区という地域にこの条例が必要なのかということと一緒に考えていけるようなやり方での周知啓発を通じて、一人一人にとって条例の趣旨を身近に感じ取っていただけるようなやり方をして理解を進めていきたいと考えております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひ、本当に素晴らしい条例だと思いますので、広げていただいて。ただ1点だけ、さっき漏れたんですけども、この条例の趣旨・目的は、子どもたちの教育にとっても大変大切なことだろうというふうに思うんですね。その中で、これは他の自治体の例ではあるんですけども、小・中学校への出前授業をやられているような自治体もあるそうです。そうしたことも、教育委員会と連携しながら今後ぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 小・中学校における様々な形での障害理解の取組に関しては、現在も進められているというふうに聞いておりますので、そういった取組の中で今回の条例の趣旨を踏まえた取組については、障害福祉のみならず関係部署とも連携しながらさらに進めていきたいと考えております。

○吉村委員長 続いて、関川副委員長。

○関川副委員長 ようやくこの手話言語条例と意思疎通条例ができたということで、本当に関係者の皆さんが御努力したことが今日に結びついたというふうに思います。意見が100件以上寄せられたということで、ざっと読ませていただきましたけど、関係者の皆さんが本当に待ちに待っていたんだなというのがよくこの要望書で、御意見で分かります。今までになく、100件を超える手話言語条例や意思疎通条例の基本的な考え方に対する多くの意見が寄せられたということがよかったなというふうに思っています。この寄せられた意見を、先ほど来からほかの委員の方も言ってらっしゃいますが、この条例ができたことによって、具体的なものが促進されていくことを切に希望いたします。

手話言語条例のほうですけども、若干質問をさせていただきたいんですが、最初の書き出しのところ、「手話は手、指、体の動き云々」ということで、障害者の権利に関する条約や障害者基本法がきちっとこの3行のところに入ったということと、関係者の方々が要望していた、文京区は、手話は言語であるという認識の下、先ほど課長さんがおっしゃった5つのことがきちっと入れられたことは本当によかったなというふうに思っています。この後になりますけども、地域福祉計画の中でも、手話言語条例のことがきちっと最後のほうに入れられたということもよかったなというふうに思っています。

それで、一つ14ページのところですけど、「障害者 身体障害、知的障害、精神障害」ということで、この2条の4項のところに説明がありますけれども、障害者手帳を持つか持たないかということには関係なくということで、障害者手帳の云々を、できればこの中に入

れていただきかったなというふうに思いますのと。

それから、画期的だったのが第8条のところ、「区は出生時からの成長段階」ということが入ったことが本当に画期的だったなというふうに思うんですが、この8条のところの趣旨をもう一回説明していただきたいのと、それから、災害時等における措置ということで、聴覚障害の方が、以前の意見の中にありましたけれども、お風呂場で倒れたんだけれども誰も助けを呼ぶことができなかったということ、私は前の委員会で申し上げたことがありますけども、今、先ほどのぐち委員のほうから防災課とよくお話しをしてということがありましたけど、今、災害時に要支援者の個別計画ということで計画がつけられていますが、これがなかなか進まないというようなことがありますので、この10条のところ、「災害時等における措置」ということできちっと入りましたので、その辺については、今、地域防災計画改定の見直しを行っていますが、ぜひその辺のところではきちっと防災課と意思疎通を深めていただいて、こここのところが一番力を入れていただかなければいけないことだというふうに思いますので、その辺についてどのような御見解をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 1点目の第2条定義における障害者のところでございますけども、こちらの記載は手帳の有無について述べているところではございませんで、書いてあるように、「障害及び社会的障壁によって」というような御説明が書いてあるとおりでございますので、それで手帳の有無については必要な要件ではないというふうに御理解いただく内容としております。

それから、2点目の8条の趣旨でございますけども、こちらは生まれ来る赤ちゃんが聴こえない場合に、手話言語を獲得し、それで学びというような成長をしていくための切れ目のない支援をしていくというようなことが区において努めていくものというふうな趣旨でございます。

3点目の災害時等における措置ということに関しまして、御質問の前段にあった体調不良などにつきましては、こちらではなく、第7条のほうで見ていくというような条例のつくりとしているところでございます。災害における対応について、あらかじめ準備ができる取組については、区の中で引き続き重要なこととして進めていくものと考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 この8条の出生時からの成長段階または必要とする段階に応じてというところの文言が入りましたけれども、それは最初のほうの4行目にあります、手話言語は過去に

使用が制約された歴史があり、手話が言語として認められてこなかったことをはじめ、手話言語を獲得できなかったことがあったというような過去のこういう歴史、苦い教訓があったことが今回のこういう8条に結びついていったのかなというふうに思いますので、この趣旨をきちっと生かしていただくのと、災害時、聴覚障害の方は、一番本当に情報が得られないということで、先ほどどなたかからありましたけども、一番不安に感じられることだというふうに思いますので、ここのところについては、具体的にこれから条例が動き出すわけですけども、ぜひここのところは力を入れてやっていただきたいというふうに思っています。

この条例のつくり方ですけど、多分自治基本条例が基になっているかなというふうに思いますが、区の責務、区民の責務、事業者の責務ということで、3つ掲げられておりますけれども、区の責務は当たり前だというふうに思うんですが、事業者の責務ということで、第6条のところに掲げられておりますが、この事業者の責務をきちっと事業者の方に徹底していただくということが大事だというふうに思いますので、その辺はお願いをしておきたいというふうに思いますが、今の段階でどのようなことをお考えでしょうか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 第5条の区民の責務と第6条の事業者の責務については、協力していただくよう努めていただくというつくりにしております。このつくり、この趣旨を踏まえて、今後様々な取組を検討していく中で、区民の皆様や事業者の皆様に御協力をお願いしたいときには、この条例を踏まえて呼びかけなども行い、協力を求めて、可能な範囲で一緒に進めていくような進め方をしたいと考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ぜひそこはよろしく申し上げます。先ほど来から東京都の条例のことが出ておりましたけれども、都議会は全議員挙げて、一致でこの手話言語条例と意思疎通の条例をつくった経緯があります。東京都のほうでは既に理解の促進、手話の普及のための啓発リーフレットとかポスターもつくっておりますので、ぜひ文京区におきましても、条例がきちっとできたということを多くの人に知らせていくために、このようなリーフレットとかポスターをつくっていただくということと、それから都議会の条例の中には、第15条で、財政についてきちっと定めているんですね。それで、財政については3年後に見直すというような文言も、付則も入った条例がありますので、もちろん財源が伴うのは当たり前のことなんですけども、この条例ができたことによって、きちっといろんな施策が進むようお願いをしたいというふうに思います。

冊子に手話通訳者の設置とか、文京区役所と障害者基幹センターしか手話通訳者の設置がないとか、磁気ループの設置はシビックセンターの4か所、あるいは福祉センター、江戸川橋のということで、合わせて5か所のみというようなことで、福祉の冊子の一覧表にありますけれども、ぜひその辺のところは、この条例を機にそういうことが進むようお願いしておきたいと思います。

あと、文京区の障害者の意思疎通のほうですけど、19ページですけど、令和3年5月に障害者差別解消法が改正をされました。この法律は障害のある人への行政機関及び事業者に対して、障害のある人への障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することとともに、障害のある人から申出があった場合に、合理的配慮の提供を求める内容になっているわけですが、これまでは行政機関は義務になっていましたけど、事業者はこの意思疎通についても今までは努力義務でしたけれども、今度は事業者も努力義務に意思疎通のところでもなったということでは、この6条のところの文言が弱いんじゃないかなというふうに思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 事業者の取組については、障害者差別解消法においても4月から義務ということになりますが、その前提についての合理的配慮の提供、この点についての理解を進めていくということが非常に重要だと考えておりますので、その理解の上で、この意思疎通促進条例に定めた事業者の責務についても御理解いただきながら、一緒に進めていけるように取り組んでいきたいと考えております。

○吉村委員長 関川副委員長、まとめてください。

○関川副委員長 ぜひ、事業者の責務が義務化になったということでは、きちっと事業者にもその趣旨を徹底していただくのが大事かというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

それから、令和4年の5月に、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するために、障害情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。これは年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を授受し、または担い手となって、多様な価値観やライフスタイルを持って、豊かな人生を送ることができるインクルーシブな社会の実現を目指すことというふうになっていますけれど、この法律との面で、意思疎通のほうでは、条例の中でのこの位置づけというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 意思疎通促進条例につきましては、国の法律の趣旨なども踏まえて、文京区においてどのような地域にしていきたいかという観点から理念などを定めたものでございます。

○吉村委員長 それでは、まず議案第63号、文京区手話言語条例について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○のぐち委員 第63号、文京区手話言語条例について、今たくさん御質疑いただきましたとおり、しっかり理念法としてこれからも文京区の中で皆さんが安心して生活できる地域社会の実現を目指すための理念法ということで賛成いたします。

○吉村委員長 自由民主党さん、賛成。

公明党さん。

○松丸委員 この63号、公明党は賛成をいたします。先ほどからもいろいろな意見があり、また前回の委員会の中でもあったので、あえて申しませんけども、こういった条例ができたことによって、今度は具体的に一つ一つのそういうこれからの取組というのをより具体化していただきたいというふうに思います。

我々公明党も、一つはいろんな選挙の際の、これは当然なんですけども、街頭演説だとかそういったところにおいては、必ず手話の方を設置すると、こういうふうに党からも指導があって、一つ一つのこういう街頭演説だとか、そういうときには必ず手話の方に来ていただいて、やっていくと。こういうような、こういう一つ一つの積み重ねをしっかりとやって、この条例がしっかりと浸透していく、そういうことを今後も、区のいろんなこれからの政策の中で進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。基本的には、今言ったように賛成ということでお願いいたします。

○吉村委員長 公明党さん、賛成。

永久の会さん、お願いいたします。

○山本委員 先ほども述べましたけれども、私個人としても、今から5年前になりますでしょうか、前々回の選挙で、選挙公報にも公約として書かせていただきました、この手話言語条例の制定ということで、これで実現できるということで大変感慨深い気がしております。63号、賛成いたします。

○吉村委員長 永久の会さん、賛成。

AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 63号、賛成をいたします。ぜひお願いなのは、この条例を一緒につくり上げてきたということです。当事者の方、あるいは様々な意見をいただいて、それで作られてきているというこれが私はすごく大切だと思うんです。それを今後、これから具体的に実行していく際に活かしていただきたいということをぜひお願いをして賛成ということにいたします。

○吉村委員長 AGORAさん、賛成。

それでは、維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 手話についても言語であるという記述のある条例があって、言語権の確立につながっていくと思いますので、日本維新の会も賛成いたします。

○吉村委員長 賛成。

それでは、文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 実効性のある条例となるよう5つの権利の区民周知と、各事業の中でこの理念が活かされてくることを期待しております。議案第63号、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 先ほど来からいろいろ意見を述べさせていただきましたが、今回の条例を機に具体的な施策がきちっと進むようお願いして、議案第63号、日本共産党、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、議案第63号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第64号、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例について、各会派の態度表明をお願いいたします。

では、文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 こちらも実効性のある条例となるよう、区民周知と、各事業の中でこの理念が活かされることを期待しております。議案第64号、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 議案第65、日本維新の会、賛成いたします。

○吉村委員長 AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 64号、先ほどと同趣旨で賛成をいたします。

○吉村委員長 永久の会さん、お願いします。

○山本委員 64号、賛成いたします。

○吉村委員長 公明党さん、お願いします。

○松丸委員 公明党、議案64号、賛成をいたします。

○吉村委員長 自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 議案第64号、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例ということで、本当に前段に載っておりますけれども、全ての人が障害の有無にかかわらず、本当に等しく利用できるものということで期待しておりますので、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 総合戦略の主要課題の中でもあるように、区では障害の有無にかかわらず、全ての人が安心して生活できる地域社会の実現に向けて、とっております。この条例が真に障害を持った方々の情報の取得、意思疎通の促進につながる実効あるものになるよう要望して、議案第64号、日本共産党、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、議案第64号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

それでは、続きまして、議案第65号、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 ただいま議題とされました議案第65号、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案集のデータ25ページを御覧ください。

本案は食品衛生に関する手数料に係る特例の適用期限を延長するものでございます。改正内容につきましては、議案審査資料第1号を御覧ください。令和3年6月1日前に食品衛生法等に係る営業の許可を受けていた者が当該営業の継続のために営業の許可の申請を行う場合において適用される更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、当該改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用することとする特例につきまして、適用期限を令和6年3月31日から、当該営業の継続のために行う初回の営業の許可の申請の時までに延長するものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表を御覧ください。まず2ページの付則第2項の表、及び3ページの付則第3項の表につきましては、第5欄、一番右の欄でございます、の金額を資料記載のとおり改めます。次に、3ページから4ページにかけての付則第4項を削除するものでございます。

本条例の施行期日は公布の日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

のぐち委員。

○のぐち委員 議案第65号、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。今回、毎年というか、令和3年度に法改正がされた部分の営業許可を受けていた者が、毎回営業許可の申請を行う場合に際しての事務手数料の変更ということでございますけれども、今回の条例によって、変更点に今、記載のものを拝見した限りなんですけれども、利用者の皆さんにとって、具体的にどのぐらいメリットがあるというか、手続が煩雑なものが簡素になったのかとか、そういった部分についてお教えいただけますか。

○吉村委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 手続という面では特段変更はないんですけれども、営業を継続する際に、許可を新たに出さなきゃいけない、その時の手数料について、本当であれば法改正、条例改正によって高くなってしまっていたものを、これまでの、法改正前の更新の手数料で済むということで、経済的なメリットがあるというふうに御理解いただければと思います。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。これ本当にたくさんの方にわたって、製造業の方がいらっちゃって、その中で新旧の中で手数料が列挙されているんですけども、例えば魚介類加工業については、例えば伺ったところだと、作ったものによってその事務手数料が複雑に、細かく分けられていたものが一括化されてしまって、その部分で、今まで安価だった手数料の部分が上がる方がいらちゃると。その部分を解消するために、こういったものを出されているということだと思うんですけども、そういう認識で合っていますでしょうか。

○吉村委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 そのような認識で結構でございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 本日に、今までどおりの手数料を御負担いただく中で、法改正がされたものを区のほうでしっかりと負担軽減に努めていただいたということはたいへん素晴らしいことだと思いますので、ありがとうございました。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 すいません、事前にお伺いすればよかったんですけど、この条例の改正の中で、対象となる、例えば、私どもが相談を受けたことがあるんですが、キッチンカーの営業にもこれは適用されるのかどうかということと、されると思うんですけど。ちょっと待って。まとめて言います。それから、要は食品を扱うということは、安全衛生に、とにかくこの点だけは緩くなっても困るし、人が生活していく上で安全は大切なことだと思うんですね。この点の何らかの変更なりがこの中に含まれていたのかどうか、この2点だけお願いいたします。

○吉村委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 まずキッチンカーについては、今回のこの経過措置の対象にはなっておりません。

安全措置ですけれども、令和3年の食品衛生法の改正のところで、HACCPに基づく衛生管理というところが法律で義務化されまして、それによって各事業者がしっかりと原材料の購入から製品の販売に至るまでの流れの中で、しっかりとチェックをして衛生管理をするということが法律で義務づけられました。そうしたところで、この法改正により、安全衛生のレベルというのは高まったものだというふうに認識しております。

○吉村委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 議案第65号、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例ですけれども、今伺ったとおり、利用者の皆様の負担軽減につながるということが確認できましたので、自由民主党は賛成いたします。

○吉村委員長 賛成。

それでは、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 公明党、この議案第65号、賛成をいたします。

○吉村委員長 賛成。

それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 議案第65号、事業者にとってメリットがあるということですので、賛成をいたします。

○吉村委員長 永久の会さん、賛成。

それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 従来どおり、安全衛生にはもう十分気をつけていただくということを前提に、65号、賛成をいたします。

○吉村委員長 AGORAさん、賛成ですね。

維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 議案65号、改正に伴う条例を賛成いたします。

○吉村委員長 維新文京さん、賛成。

それでは、文京子育てさん、お願いいたします。

○たかはま委員 議案第65号、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 賛成ですね。

それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 令和3年6月1日前に、食品衛生法に係る営業の許可を受けていた方の更新手数料の軽減ということで、店舗が460店舗を超えるということですので、軽減対策を行っていただくということは大変結構なことですので、議案第65号、日本共産党、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、議案第65号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第71号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について。議案第71号については、報告事項5が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案説明を受け、一括して質疑を受けることといたします。

それでは、報告事項5、令和6・7年度後期高齢者医療制度保険料等についての説明をお願いいたします。

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 それでは、報告事項5、令和6・7年度後期高齢者医療制度保険料等について、資料第6号に基づき御説明をいたします。資料第6号を御覧ください。

令和6年1月31日に東京都後期高齢者医療広域連合議会におきまして、令和6・7年度の保険料率が議決されました。2の保険料率を御覧いただきたいと思います。令和6年度の保険料率は均等割が4万7,300円、所得割は8.78%及び9.67%の2通りが設定されております。

平均保険料額は11万156円となっております。令和7年度の保険料につきましては、均等割が4万7,300円、所得割が9.67%、平均保険料額は11万2,535円となっております。

それぞれ令和4・5年度の平均保険料額と比較いたしますと、令和6年度は5,314円、5.1%の増、令和7年度は7,693円、7.3%の増となっております。

通常、後期高齢者医療保険において、2年間同一の保険料が適用されますが、令和6年度、7年度の保険料率につきましては、国における保険制度改革による後期高齢者の保険料負担の急増を避けるため、令和6年度に限り激変緩和措置が設けられておりまして、所得に応じて、令和6年度の所得割率が2通り設定されていることから、令和6年度と7年度の保険料率が異なることとなりました。

なお、本保険料率につきましては、区市町村による保険料の負担軽減である特別対策を、令和6・7年度も継続することを前提としております。その経費の支弁方法について定める東京都後期高齢者医療広域連合規約の改正が必要となっているところでございます。

3の保険料抑制のための対策を御覧いただきたいと思っております。1のア、4項目の特別対策ですが、こちらは本来、保険料算定時においては、保険料による負担として算定すべきところの保険料の未収金の補填分、レセプトの審査支払手数料、葬祭費、財政安定化基金の拠出金及び、次ページのイの所得割の独自軽減を62の区市町村が一般財源を負担し保険料の軽減を行っているところでございます。

なお、4項目の一つである財政安定化基金の拠出金につきましては、実際の拠出がないことから、実質的には区市町村の負担はございません。

その他といたしまして、広域連合において令和4・5年度の精算後の特別会計に係る剰余金につきましては、特別会計調整基金に積み立て、令和6・7年度の医療給付費の不足に備えているところでございます。

4の主な変更点について御覧ください。今般の保険制度改革によりまして、出産育児一時金の支援の開始、こちらにつきまして保険料の影響額としては年額641円となっております。後期高齢者負担率の考え方の変更、賦課限度額の変更として、令和6年度から令和7年度にかけて段階的な引上げが行われるということでございます。

最後、5の保険料比較額を御覧いただきたいと思っております。こちらは参考といたしまして、特別対策等を実施せずに政令どおり算定した場合の令和6・7年度の保険料率及び1人当たりの平均保険料額をお示ししているところでございます。後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上となります。

○吉村委員長 次に提案理由の説明をお願いいたします。

○竹越福祉部長 ただいま議題となりました議案第71号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集(2)のデータの5ページ及び6ページを御覧ください。

本議案は、令和6・7年度の東京都における後期高齢者医療制度の保険料負担を軽減するための経費について、引き続き、区市町村の一般財源から支弁する特別対策等を継続するため、地方自治法第291条の3第3項の規定による規約の変更に関する協議について、同法第291条の11の規定により提出するものでございます。

変更内容でございますが、特別対策の実施に伴い、規約付則第5項中、「令和4年度及び令和5年度分」とあるのを「令和6年度分及び令和7年度分」に改めるとともに、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改めるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

のぐち委員。

○のぐち委員 議案第71号のところで、今御説明いただきました東京都後期高齢医療広域連合規約の変更に関する協議についてということで、これは2年に1回行われている規定の改定というか、来ているということだと思えますけれども、これは東京都60市区町村が広域連合をつくってやっていたらとこの部分で、こういった取組について、東京都以外の他道府県と、何か参考にしたり、足並みをそろえたりと、そういったことはやっていたらとやるんですか。そういうのは特に難しくてやっていない。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 後期高齢者医療保険につきましては、都道府県単位になってございますので、東京都以外の他道府県につきましては、こういった保険料の軽減はしてございません。したがって、政令どおり算定をしているといったところでございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 つまり東京都独自で、都民の皆さんに負担軽減を図って、激変緩和措置の部分を持っていらしたらと、区市町村でしっかりと負担をしていくということだと思います。

特別対策の、今御説明いただいたとおり、剰余金については、特別会計の調整基金ということで、文京区からもこれは積み立てているものであるのかと。文京区から出ている部分の負担金の割合というのはどのくらいのものかというのを伺いできますか。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 特別調整基金のほうにつきましては、それぞれ令和4・5年度におきまして、医療給付費として文京区あるいはほかの61区町村のほうで負担していたものが、一旦広域連合に集まって、そこから支出をして残った額という形になりますので、どのくらい文京区が残っているかというのがなかなか分からないんですけども、結果としては文京区から一部一般財源及び、区民の方々から集められた被保険料が広域連合に出されて、そこから給付された残りという形になっているところでございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。皆さんで集めたお金をしっかりと都民、市民、区民の方に振り分けていただくというところでございますので、この部分については、令和7年度までは数字が出ているということでありますので、安心して皆さんに御周知していただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○吉村委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 お伺いしたいんですけども、この制度というのは、できたときから随分様々な議論が、意見があって、それも承知しております。その上で改めての質問なんですけども、今回例えば文京区、ほかの自治体はともかくとして、関連する東京都の自治体はともかくとして、仮に文京区がこの条例を、値上げに反対だということで否決したとするじゃないですか。そうしたらそういう事態に仮になったとすれば、どんな事態が想定されるんですか。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 今回、規約について議決をいただいた暁には、広域連合が東京都のほうへ、62の区市町村のほうからこういったところについて合意をいただいたので、軽減して保険料を算定しますということ、許可というか同意をいただく形になってございます。それが一つでも欠けた場合につきましては、東京都に対してそういった同意ができませんので、一般的に考えると、政令どおり2ページ目にお示しした保険料になるのではないかというふうに考えているところでございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 そうですよ。なかなか難しい制度ですよ。文京区だけでというのはなかなか

難しい。もう一つ、仮の話で申し訳ないんですが、この議案を議決しました、保険料の値上げ分が当然ありますよね。この分だけを仮に文京区が、区がその分を拠出するというのも、これはどう、成り立ちますか。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 保険料として拠出することにつきましては、当然広域連合に確認をしなければいけないとは思いますが、国保のほうも、保険料の賦課に関しては一定程度国の指示に従うことと書いてありますので、現実的にはそこはなかなか成り立つのは難しいと考えております。

○吉村委員長 それでは、関川副委員長。

○関川副委員長 後期高齢者保険の値上げがまたあるということなんですが、今回、令和6年度だけ激変緩和措置ということで、昔あった旧ただし書所得の58万円以下と58万以上ということで分けて、そここのところの軽減策をとということになったようですけども、これは1年だけで、令和7年度にはまた元の保険料に戻ってしまうということになるのかどうかということと、それから、今回こういうこと、激変緩和があるということで、2年に1度の見直しを1年ずつ見直すということになりましたけれども、今後はまた2年に1度ということで元に戻すということになるんでしょうか。

それから、今回、4項目のほかに、保険料の減免ということで、各自治体から、一般財源から出すということですけども、独自に50%及び25%の軽減というこの意味はどういうことなのかということと、それから、62区市町村が一般財源から出すということになっていますが、文京区としてはどのくらいこの一般財源から財源として広域連合に納めるのかというのを教えていただければと思います。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 まず軽減措置につきましては、これは国によって定められたものでございまして、お示ししたとおり、令和7年度につきましては軽減措置はなくなるというところでございます。

今まで2か年で改定してきたことについて、今後も2か年に戻るのかということは基本的には2か年分を今回もやっているといったところでございます。たまたまそこに国の設定した軽減措置が令和6年度にあったといった形でございますので、今回も2か年で改定をしているといったところでございます。

先ほどもいただきました50%、25%の独自軽減措置は何なのかということなんですけれ

ども、後期高齢者医療保険制度につきましては、所得割の軽減措置というのが一定程度ないんですね。そこは東京広域として独自に一定の所得以下の方たちにつきましては、所得割そのものを50%軽減します、あるいは25%軽減しますといったところでございます。

次に令和6・7年度につきましては、特別対策の総額ということは、文京区の負担分というのがまだ全然示されておりませんが、令和4・5年度の実績で言いますと、2か年で約2億8,800万円ほど文京区で負担しているといったところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 それで、4・5年度で2億8,800万円が文京区から軽減措置で出されてきたということですが、先ほど来からありましたけど、広域連合に財政調整基金が、今のところ447億円あるということの情報が新聞紙上でありましたけども、今回、250億円と、それから10億円をそこにプラスして、その基金を使うということなんですが、それでも6年は激変緩和になりますが、結局7年については、また元に戻っちゃうということであるわけですが、財政調整基金と余剰金と別ですよ。広域連合と東京都にあるこの2つの財源を使うことによって、たしか62区市町村で、全体で42億ぐらいを出すことになるということをお聞きしたんですけども、新聞紙上で見たんですけども、この財政調整基金あるいは余剰金を使うことによって、この各区から、一般財源から負担をしなくても済むんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 まず財政調整基金なんですけれども、こちらを仮に取り崩して使った場合につきましては、ルールといたしましては、それは次期以降の保険料でまた積み直さなければいけないという形になります。つまり、保険料にその分が上乗せをして積んでいかなきゃいけないというところがございまして、仮に、今回、特別対策の中に4項目めで入ってございまして、一旦使ってしまうと、仮に、保険料に転嫁しなければ区市町村がまた負担をして東京都にそれを積み直さなければいけないという形になりますので、結果としては、負担の先送りになってしまうということがございます。

逆に広域連合の剰余金につきましては、広域連合としては、昨今医療費がどんどん上がってございますので、令和6・7年度に医療費が急増して、例えば保険料だけでは、もともと想定した場合にまかなえなかったときにも、区市町村に過度な負担がないような形で、広域連合としても剰余金をしっかりと、その分を見据えて自分たちでしっかり蓄えておきながら不測の事態に対応できると。もしそれがなくなった場合につきましては、広域連合としても、

次期の保険料の中に保険料算定の軽減の財源として使っておりますので、そういった使い方をしていくといったところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 それで先ほど来、4・5年度に、文京区から広域連合のほうに出したお金が2億8,800万ということでありましたけれども、当初で積んだものが、今度2月の補正で、最終補正で、保険料負担軽減のための繰入れが1億5,285万7,000円追加で出されることになっていますが、当初で積んでも、年度末に行くと、そういうことは次期のところでもあり得るということではないでしょうか。

それから、最後にお聞きしたいんですが、この間、保険料がずっと値上げになっていまして、国保については滞納者とかをお聞きしてきたんですけども、今の段階で、後期高齢者の方の滞納者の方の人数、それから短期証の人数、それからよもや差押えはしていないと思いますが、そういう事態になっているのかどうかというのを最後に確認しておきたいと思っております。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 基本的に、広域連合の特別対策と呼ばれるものにつきましては、あらかじめ金額幾らということではなくて、要は、先ほど申し上げた4項目、レセプトの審査支払い手数料だとか保険料の未収金の関係で不足したところについて補填をするという形になってございますので、当然それは実績があった段階で正式に金額が決定して下りてくるといった形になりますので、どうしても、当初予算に積んで、その金額でそのままいくかというのと、そうではなくて、逆に言うと、最終的に広域連合のほうからいって金額をいただいたほうが、それから金額を精査した上で設定をしているといったところでございます。

現在、後期高齢者の方の滞納者でございますけれども、令和4年度実績では、たしか333人ほどいらっしやったと思います。短期証は23枚たしか出していると思います。差押えにつきましては、1件実施しているといったところでございます。

○関川副委員長 ありがとうございます。

○吉村委員長 それでは、議案第71号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 議案第71号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてということで、今お話ございましたとおり、激変緩和措置によって皆さんの負担が軽減され

るといことが確認できましたので、自由民主党は賛成いたします。

○吉村委員長 賛成。

それでは、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 公明党、この議案第71号、賛成をいたします。いわゆる社会保障制度自体が、特に高齢者の負担という部分においては現役世代の負担増もかなり大きなしわ寄せというか負担になっていると。ですから、公平性という部分も必要とされていくのかなというふうに思うので、いろんな意味で、特に後期高齢者のこの保険に関しては、一定程度の減免の処置を取りながら実施をしているわけですから、ある意味ではやむを得ないのかなというふうに思いますので、この議案第71号、公明党としては賛成をいたします。

○吉村委員長 公明党さん、賛成。

それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 議案第71号ですが、広域連合で決められたということの中で、またそういった特例措置も引き続きやられるということなので、賛成いたします。

○吉村委員長 永久の会さん、賛成。

それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 区民の皆さんの意見としては、これだけ社会全体の中で物価が今上がっていると。その中で年金あるいは所得のある方でも、中小零細の方はなかなか賃金が上がっていないという状況の中で、値上げをしていくというのは何とかしてほしいという声、これがあるのは事実です。けども一方で、先ほど来言われているような制度、広域連合という制度の中で、なかなか文京区だけがというのも難しい。これも現実の問題です。ですから、ぜひ文京区が構成員の一員としては、区民の生活を守るといことでの対応をぜひ広域連合に求めるという姿勢は貫いていただきたいということで、議案71号は賛成をいたします。

○吉村委員長 AGORAさん、賛成です。

維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 今後、後期高齢者が増え続けてくるということからも、先ほど委員からもお話のありました、現役世代の負担がこれから増していくとなれば、公平性を保つためにも必要なことだと思いますので、71号、日本維新の会、賛成いたします。

○吉村委員長 賛成ですね。文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 後期高齢者医療保険料の軽減策として広域連合の規約を変更する必要があるということで異論はありません。議案第71号、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 文京子育てさん、賛成。

それでは日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 後期高齢者医療制度ができて、値上げがずっと繰り返されてきました。今回の値上げの中には、昨年来からやっている出産一時金の8万円上がった分まで後期高齢者のところに負担が行くということで、とんでもないことだなというふうに思うんです。国は国庫で1年間やって、その後、後期高齢者に7%分を負担させるという、本当に高齢者いじめのやり方だなというふうに思っています。かつて老人医療費無料だったときがあります。私たち日本共産党としては、この後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健法に基づく老人保健制度に戻すべきだということが根本にはありますけれども、今回、軽減措置を取るために、62区市町村足並みをそろえてということになりますので、軽減のためには仕方ないかなというふうに思いますので、議案第71号、日本共産党は賛成いたします。

○吉村委員長 日本共産党さん、賛成ですね。

それでは、議案第71号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議員提出議案第4号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例です。議員提出議案第4号の審査を行いますので、説明者の金子議員、石沢議員は説明者席に御着席をお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。石沢議員。

○石沢議員 ただいま提案されました議員提出議案第4号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、千田恵美子、小林れい子、金子てるよし、板倉美千代の各議員、そして私、石沢のりゆきにより提案いたします。提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、子育て世帯の経済的負担を軽減するためのものです。

施行期日は令和6年4月1日です。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○吉村委員長 それでは、御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

松丸委員。

○松丸委員 これはたしか昨年も同じような条例を出されたと思うんですけども、これは厚生労働省が令和4年7月25日、事務連絡ということで、それぞれの国民健康保険の各主管課に、未就学児の均等割保険料の軽減措置に関する考え方ということで各事務連絡でされているん

ですけれども、その中で、国民健康保険料の還付に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、従うべき基準とされています。ですから、政令で定める基準なので、したがって条例で定めることをしております。このため国民健康保険料を還付する際、国の基準を超えて独自に保険料の減額還付について条例を定めることはできない仕組みとなっていると。こういうふうに厚生労働省のほうが言われて。こうしたことから、保険料の減免の仕組みは、総合扶助による運営される制度の理念に鑑みると、保険者が個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの適切ではないと考えますと厚生労働省は言っているわけですね。

そういった中で、あえて今回、昨年もそうだけれども、今年もこういった条例を出していくという子育て支援という部分なんだけれども、実際のこういった厚生労働省の通達に対して、どのぐらいの費用がかからんのか。これは当然文京区として条例を制定するからには、どのぐらいの費用がかかるとのかという部分は教えていただきたいと思う。

○吉村委員長 金子議員。

○金子議員 御質問いただきありがとうございます。まず、最後に御質問いただいた費用の点です。費用の点につきましては、結論から言いますと1億4,300万円ほどを想定しております。これは対象となる児童数と、均等割の、令和5年度分の均等割保険料が6万100円、それから子どもさんの人数につきましては、全体では2,707人ということ想定しているところであります。

なお、国のほうにおいて、委員御指摘の考え方も含めた上で国のほうは決めまして、未就学児のゼロから5歳のところは既に半額という措置が取られていますので、その分については差引きで今言った金額を想定しているところでもあります。

前半のほうについてのお答えはよろしいですか。考え方について。

○松丸委員 考え方はいいですよ。考え方はいいや、もう。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 実際この金額でいいのかな、1億。そこを。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 今いただきました約1億4,300万、こちらにつきましては、要は今年の7月時点の数字を仮に置いたとすると、現在実施しております未就学児の均等割の半額の軽減、これを除いた額が大体おおむね1億4,300万程度になるというふうに考えているところ

でございます。

○松丸委員 分かりました。いいです。

○吉村委員長 続きまして、御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 これも事前にお伺いすればよかったですけども、条例のところの30の頭のところの時間的な、時間の、期間の。当分の間というふうな表現があるんですけども、これはどういう意味、目的を持っているのか、教えてください。

○吉村委員長 金子議員。

○金子議員 御質問ありがとうございます。当分の間の趣旨といった点でありますけども、これは、先ほども少し触れましたけども、国において、この国民健康保険の負担が非常に重いと、負担になっているということは、既に全国知事会から国への申入れなどで明らかにされており、それについての軽減策はこの間、様々な段階で議論をされてきているという経過がございます。

全国の市長会は、現在のこの国民健康保険の負担と、もしくは各国保の運営主体である地方自治体の「苦境」という言葉を使っておりますけども、こうしたものを解消すべく、そういう負担が、経済的な財政負担、それから被保険者の負担が非常に懸念されるということ、そういうことで地方団体は国に言っているということでもあります。

それで、先ほど増えたというのが、未就学児の分については半分軽減しましょうということが始まっていると。これが徐々に進んでいきますと、今回私たちが提案しているような、18歳までのところに進んでいくと、知事会はそういう方向を追求していますので、それまでの間というふうに具体的に考えれば、そういうことを想定しているというものとして捉えていただければというふうに考えております。

なお、それをやる上で、考え方として、もう一点付け加えて、この当分の間ということで読み込める上で考えておかなければならないのは、今回の提案を条文上、賦課しないということが書き加えられて加える内容になっている条例提案になっています。これは国保法の77条の減免規定を活用するのではなくて、そもそも賦課しないというつくりになってございます。これは、憲法の84条の租税法律主義という考え方、これは、国民健康保険料は保険料なのか税なのかとそれはいろいろ議論がありますけども、法律で決める、条例で決める、この要件については。これが憲法が要請するところであり、また憲法92条の地方自治、自治という観点から考えれば、国保事務も自治事務でありまして、この観点から賦課しないというこ

とを条例で定めれば、これは十分に法的な基盤も、先ほどの厚労省の考え方も踏まえて実施できるというふうに考えております。そういう点で、当分の間ということに考えて文言を置いておりますので、どうか御理解をいただき、御賛同いただければというふうに思います。

○吉村委員長 よろしいですか。

のぐち委員。

○のぐち委員 では質問します。先ほど松丸委員のほうからあった話、私も調べておまして、見ていたんですけども、令和4年度の厚労省の通達がわざわざ出たということで、要するにいろんな動きがある中で、政令の中で従って、アウトじゃないけどグレーだということを松丸委員はおっしゃっていましたが。子育て支援ということについては、全く同意を致すんですけども、国の政令を曲げてまで、文京区にそこまで、ここの部分で均等割の賦課をなくすという必要性があるのかどうかということが1点の質問と。

あともう1点、この令和4年度の厚生労働省通達以降、これを実施している自治体がほかにあるのかどうかということです。私が最初、厚生委員になったときには、東京の幾つかの市でこういったことがあるということは日本共産党さんのほうから御説明いただいていたんですけども、今回この説明がなかったということは、やっている自治体がないのかどうかということ、御存じでしたら教えてください。

○吉村委員長 金子議員。

○金子議員 まず、後半のほうの実際やっている自治体ということですよ。令和4年の7月に通達が出たということではありますが、例えば、私たちが手元に今持っている資料で言えば、長野県の長和町というのかな、ここではそういった措置を、その趣旨を生かしてやっているというのがございます。また、従前から実施しているところでいえば、岩手県の陸前高田市や、また岩手県の宮古市、福島県の南相馬市、白河市などで、こうした措置が取られているということはお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

そして、前半のほうは何でしたっけ。ごめんなさい。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 要するに、文京区に、曲げてまでそういうのをやっているというところで。

○吉村委員長 金子議員。

○金子議員 失礼いたしました。必要性であります、例えば子育て支援と委員もおっしゃられたように、こうした固定額での子どもの人数掛ける賦課というやり方は、人頭税であるという批判がもう従来からあります。この間、文京区議会では、学校給食の無償化の議論をし

てきたように、経済的な負担の軽減というのは正にそういう子育て支援の方向にいくものというふうに考えています。その点から言えば、そういう事実があるのかといえば、給食無償化が始まったときに大変大きな反響があったということからも分かります。

また同時に、実際に国民健康保険に加入している世帯にも、この間私たちは声を聞いておりますけれども、例えば、今、国の軽減策は未就学児にとどまっておりますので、からくも例えば小1になると、軽減策が及ばないということで、非常に重いというのがありますし、それから今、未就学児のお子さんを育てている御家庭でいくと、学校になると負担がバンと出てくるということで、全額ということになりますので、そういう点が非常に困るという、両面での御意見を聞いているということでありまして。

これで、先ほども申し上げたとおり、憲法の84条というのは最高法規でありますので、政令というのの上位にある、そういった考え方から、これは十分できるというふうに考えているということもぜひ御理解いただければというふうに思います。

○吉村委員長 のぐち委員、大丈夫ですか。

ほかに御質疑ある方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 議員提出議案第4号ということで、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例、説明いただきましたけれども、本当に厚生労働省の通達がわざわざ出たということをよく考えて、ある一定のルールを決めて、その中で福祉行政を行うべきということではないかなというふうに思っております。ほかのところでは負担軽減支援策というのは幾つもある文京区独自でも、それから国のほう、都のほうでも行っているわけでありまして、また、東京都の中でも、複数の市がこれをやっていたという時期があったかのように思うんですけども、今ではその話は聞かなくなっているわけで、これに拘泥する必要はないのかなというふうに思っておりますし、そもそも、政令にあるものに関して、そこを曲げてまで強く通せるほどの私の中では御説明がなかったかなというふうに思っておりますので、自由民主党はこれは反対いたします。

○吉村委員長 反対ですね。

公明党さん、お願いいたします。

○松丸委員 先ほど子育てということで学校給食と言っていたけども、あなたたちは補正予算の上があったとき反対したわけじゃない。補正予算で学校給食の。反対したんでしょう。それ

は違うけど、補正予算で反対しているんだから。いいよ、それは。

それで、そういうそういうことも含めて、そういった意味からいけば、今言ったように、子育て世代の今の子育てしている人たちが本当に今これを望んでいるのかどうか、そういったニーズがあるのかどうかというのをよく見ていったときに、今、のぐち委員も言っていたように、国のそういった通達を変えてまでやる必要性があって、なおかつ子育てで今何が必要なのかということをもう少し吟味して、僕は条例を上げていただきたいかなというふうに思いますよ。

いずれにしても、今我々も今回、定例議会の中でも代表質問をさせてもらいましたけども、例えばいろんな塾代であったりとか、習い事だとか、いろんな子育て世代も含めて、あらゆるトータル的に考えて、文京区に合った、そういった子育て世帯のいわゆる支援策というのをしっかりやらなきゃいけないという部分が大事なので。この条例に関しては、公明党としては納得しかねる。そういう意味ではこの条例に関しまして反対をいたします。

○吉村委員長 公明党さん、反対ですね。

永久の会さん、お願いします。

○山本委員 議員提出議案第4号ということで、反対をさせていただきます。いろいろとる議論がありましたが、納得はできかねるというところでございます。反対でございます。

○吉村委員長 永久の会さん、反対。

それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 AGORAとして意見を申し上げますが、提案された方のお気持ち、あるいは子育て支援等々を含めて、貧困の問題等々を含めて、気持ちは非常によく分かって、ぜひ理解したいという声が会派の中にあるのは事実です。ただ一方で、本当に中小零細の経営されている方が、社会保険に加入されて、今、努力をされているという方との均衡ですよ。その問題についても考えなきゃいけないんじゃないかという声があったりするのも事実です。

ぜひ、根本的な問題は制度を変えていくしかないんじゃないかという声もあります。したがって、今回AGORAの意見としては、この議案については反対というふうにいたします。

○吉村委員長 AGORAさん、反対ですね。

維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 先ほど松丸委員がおっしゃっていた、国の基準を超えて独自の保険料の減額化ができない仕組みになっているというわけですから、それもそうなんですけど、そもそも

不足する保険料を区の一般会計から補填をしていくというのは、基本的には受益者負担の観点から、日本維新の会というのは次世代への投資という理念にしていますが、この議案については、本来負担すべきではない区民が負担していくことになりかねないということになりますので、この議案については、4号については日本維新の会は反対といたします。

○吉村委員長 維新文京さん、反対ですね。

文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 私も、国保の負担に関してはできるだけ軽減してほしいという声は聞いておりますが、一方で国保の負担軽減については、区独自ではなくて国の制度設計の中で改善を図っていくべきであります。区は、これまでも特別区長会より要望してきたというような話も聞いております。国が定めた基準を広げたり、条例で変えることは難しいということもありまして、議員提出議案第4号は反対とさせていただきます。

○吉村委員長 文京子育てさんは反対ですね。

日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 国保の子どもの均等割については、昔の人頭税と同じだということで、1人生まれるたびに5万円台だったものが、令和5年はもう6万100円にもなっているということで、子育て世代に重くのしかかっているなというふうに思っております。

私は、1月に、23区の日本共産党区議団で毎年やっているんですが、特別区長会のほうに、区政会館に国保料の値下げをすることと子どもの均等割については検討してほしいということで申入れをしてまいりました。そのときに、23区の区長会でも提言をつくって、そして厚労大臣、ちょうど武見厚労大臣に会えたそうですが、申入れをしたということで、特別区長会も、上がり続けている国保料については何とかしなければならないという、そういう動きがあります。よって、基本的には国がやるべきことですが、まず、学校給食の無償化と同じように、地方自治体から声を上げていくことが私は大事だというふうに思いますので、議員提出議案第4号、日本共産党は賛成いたします。

○吉村委員長 日本共産党さん、賛成ですね。

それでは、議員提出議案第4号の審査結果を御報告いたします。

賛成1、反対6。よって、原案を否決すべきものと決定いたします。

以上で、議員提出議案第4号の審査が終了いたしました。説明者の石沢議員は退席をお願いいたします。

続いて、議員提出議案第5号の審査を行いますので、説明者の板倉議員は、説明者席に御

着席をお願いいたします。

議員提出議案第5号、文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

板倉議員。

○**板倉議員** ただいま提案されました議員提出議案第5号、文京区後期高齢者の医療の助成に関する条例は、石沢のりゆき、千田恵美子、小林れい子、金子てるよしの各議員、そして私板倉美千代により提案いたします。提案者を代表いたしまして提案理由を申し上げます。

本条例は、後期高齢者、特に住民税非課税の医療費の負担軽減を図るためのものです。

施行期日は令和6年4月1日とします。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いをいたします。

○**吉村委員長** それでは、御質疑をお願いいたします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

のぐち委員。

○**のぐち委員** 議員提出第5号ということで今御説明いただきました、文京後期高齢者の医療費の助成に関する条例ということで、窓口負担率のところは、これは条例の中で、文京区とか自治体が独自に定めていけるようなものという認識でよろしいのでしょうか。変えていっていいということですか。

○**吉村委員長** 質問ですか。

○**のぐち委員** はい。

○**吉村委員長** 金子議員。

○**金子議員** 今回の提案は、後期高齢者医療制度そのものを変えようということではありません。負担を軽減すると。免除とか負担をなくすと。実質的な負担をなくすということがありますので、窓口で払っている分については、別の言葉で言えば、区のほうで代わって払うみたいな、そういう位置づけですね。後期高齢者医療制度そのものを変えようという提案ではございませんので、ぜひ御理解いただければと思います。

○**吉村委員長** のぐち委員、よろしいですか。

のぐち委員。

○**のぐち委員** 分かりました。すいません。私もあやふやな感じだったんですけども。実際にその試算の中でどのくらいの文京区の後期高齢、75歳以上の方がいらっしゃるんで、どのくらいの負担額になるかというのは、試算はされていらっしゃるのでしょうか。

○吉村委員長 金子議員。

○金子議員 経費ということですね。対象ということですね。本提案の対象となる75歳以上の非課税者ということでいいますと、令和5年の12月時点で見ますと、8,277人ということになります。全体の75歳以上の方々は2万3,000人ほどというふうに考えて、そういうところで、費用については、先ほど議論がありましたけども、令和6年・7年の医療費というものを今、広域連合で想定されているということで、これについては、2年間の高齢者の75歳以上の方の医療費というのは約180万960円というふうに想定されているそうです。つまり、1年分は90万をちょっと超えるということでもあります。

ざっくり予算的な考え方とかを言えば、先ほど言った人数に、この100万円ほどを掛けまして、その約10%、1割分を窓口で払うとなっていますので、そういうことから計算しますと、約8億3,000万円ほどを見ればこれは可能ということでもあります。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 具体的な数字ありがとうございます。本当に非課税の方で75歳以上の後期高齢者の方について、そのぐらいの方がいらっちゃって、その部分を負担すると今、金子議員がおっしゃった数字になるということだと思うんですけども、これは課長にお伺いしたいんですけども、これは当然一般会計から出すものか、もしくはその財源の当てがあるんですかね。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 基本的に特別会計からは保険制度の枠組みからしか出せませんので、それを外れているということなので、必然的に一般会計になるのではないかというふうに考えているところでございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 先ほど議員提出議案第4号のところで高山（か）委員もおっしゃっていましたが、そういった部分で一般会計を使わざるを得ない負担になるというところの支援については、ということですよ。一般会計から入れるお考えいらっしゃるという感じですか。

○吉村委員長 金子議員。

○金子議員 今日は予算の修正提案ではありませんけども、財源については委員のおっしゃるような形が想定しているところであります。そして、それについては、できない議論というのは今、委員と理事者の方の間でやられておられましたけども、あわせて、それも含めて、先ほど国保のところでも申し上げたような自治の立場でこれをやるということでもあります。

なお、8億3,000万円というのは、新年度、今提案されている予算の一般会計規模から見れば0.6%、特別会計の規模を含めても1,600億円ほどの0.5%という経費の規模は、そういう規模感であります。したがって、十分に財源的にはできるということをご理解いただければというふうに思います。

○のぐち委員 分かりました。

○吉村委員長 ほかに御質疑ある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 後期高齢者医療制度自体には維持していく上での課題があり、国において全世代の健康をバランスよく守る制度設計としていくべきと考えます。本条例は現役世代の過大な負担が予想されるため受け入れ難く、議員提出議案第5号は反対とさせていただきます。

○吉村委員長 反対ですね。

維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 先ほどと同じく一般会計からというのもそうなのですが、今、たかはま委員がおっしゃったように、世代間での負担の公平性というのは是正に向かって動いているわけです。先ほど71号で申し上げたとおり、今後、後期高齢者というのは増え続けます。間違いなく、それはもう決まっています。という中でいくと、今後負担が増していくということにもつながりかねませんので、この第5号についても反対といたします。

○吉村委員長 維新文京さん、反対。

それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 私なんか地域で話を聞けば、一定程度収入をお持ちの高齢者の方からすると、何か申し訳ないよねという声もあるのも確かなんですよ。というのは、実際に医療にかかって支払いをするたびに、「え、こんなんでもいいの」というような声を聞くこともあるんですよ。一方で、非常に生活が困窮されている方からすると、「これは何」という声があるのも事実なんですよ。この制度そのものが、そもそもつくられたときから、何でこんなに分けるんだという議論は、これはずっと続いていると思うんですよ。国による制度設計をきちっともう1回改めていただかないと、なかなか各自治体、現場での修正をしていきながらというのは、なかなか難しい問題だというふうに思います。

ですから、提案者のお気持ちは分かりますけれども、この問題については、それは私は分かる面もあるんですけども、ぜひ今後の課題にしていきたいという意味も含めて、反

対をいたします。

○吉村委員長 AGORAさん、反対。

では、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 議員提出議案第5号でございます。保険料の軽減抑制ということでございますけれども、私たちとしては、この制度自体はあるべきだというふうに思っております。特にうちの会派は、この保険料の軽減云々というよりは、いかに支出を、保険料を抑えるかということで、病気にかからない健康な体力、区民の健康を守る、つくっていくと、そういった観点でございますので、そういう部分から反対をさせていただきます。

○吉村委員長 永久の会さん、反対。

では、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 公明党としては、先ほど高山（か）委員も言っていましたけども、世代間のいわゆる公平性という部分からいけば、到底これは、この8億近く、と同時に、この人数自体はもうどんどん増えていく、減っていくことはなくて金額がだから8億では収まらなくなっていくわけですね。ですから、そういった部分からいくと、先ほども言いましたように、到底理解し難いと私は心情的にはそう思います。そういう意味からいきまして、この議案に関しましては、公明党としては反対をいたします。

○吉村委員長 公明党さん、反対ですね。

自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 先ほど来御質問させていただきまして、大体その概要はつかめておりまして、実際にその課税世帯は8,277名ぐらいの方がいらっしゃるということだったんですけども、75歳以上の方ですと、現在非課税であっても、例えば資産を持ちであったりとか、本当に生活が困窮されている方なのかどうかというのは、なかなかこの数字上では表れてこないのかなというふうに思っております。そういった公平性の観点からも、その方たちは一律に非課税だからということで、一般会計からお金を入れるというのはなかなか難しいというふうに思いますので、自由民主党は反対いたします。

○吉村委員長 自由民主党さん、反対ですね。

日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 後期高齢者医療制度になりましてもう久しくなりますが、先ほど保険料の値上げの件が議論されました。地域保健福祉計画の御意見の中でも、後期高齢者医療でありませんけれども、介護保険料の値上げはやめてほしいという意見がかつてなく多いなというふ

うに思って私は読ませていただいたんですね。保険料が上がる一方で、窓口負担がどんどん増えていく。1つの診療科だけでは高齢者になると済まない、幾つもかかればならないと。あと薬代も高いということでは、高齢者からこれ以上費用を取らないでという意見もこの地域福祉計画の中でありました。

よって、私たちは、後期高齢者医療は基本的には廃止して、先ほども言いましたけど、老人保険制度に戻すべきだという主張ですけども、当面この窓口負担を助成していく、特に非課税の方については助成していくことは妥当だというふうに思いますので、議員提出議案第5号、日本共産党は賛成をいたします。

○吉村委員長 共産党さん、賛成ですね。

それでは、議員提出議案第5号の審査結果を御報告いたします。

賛成1、反対6。よって、原案を否決すべきものと決めます。

以上で、議員提出議案第5号の審査が終了いたしました。説明者の金子議員、板倉議員は退席願います。

○吉村委員長 それでは、付託請願審査2件です。

請願受理第34号、火葬の在り方などについて議論する検討会の設置と、火葬料金届出制に関する請願です。

請願文書表のデータ11ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第34号
 - ・件 名 火葬の在り方などについて議論する検討会の設置と、火葬料金届出制に関する請願
 - ・請 願 者 文京区大塚五丁目18番1号
東京都葬祭業協同組合文京支部 支部長 矢 口 茂 夫
 - ・紹介議員 宮 野 ゆみこ 依 田 翼
宮 本 伸 一 宮 崎 こうき
市 村 やすとし 西 村 修
板 倉 美千代
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 厚生委員会

・ 請願理由

今後、高齢化による死亡者数も増加が見込まれ、2040年には死亡者数のピークを迎えるといわれております。

しかしながら、現在23区の火葬場は、公営2か所に対して民営7か所となっており、公営火葬場の火葬能力は23区死亡者数の約10分の1程度に留まっています。不足しているため、民間事業者に頼らざるを得ない状況となっています。そうした中、近年、一部民間事業者の急激な火葬料値上げなどにより、大きな公民格差が生じています。また、火葬料には法的根拠がなく、今後さらに高額になるのではないかと懸念が関係者の中であり、最終的には利用者である区民への経済的な圧迫にもつながる可能性が高くあります。

こうした状況を踏まえ、他区議会でも火葬料の届出制を国に求める陳情を採択する動きもでており、これまで貴議会に対して当組合より3度にわたって陳情書を提出してきました。

公営火葬場については、港・品川・目黒・大田・世田谷の近隣5区で平成16年に設置した例があります。この例にならい、本区周辺地域においても公有地や公有施設を活用して公営火葬場を新規に設置できないか、また火葬という公共の福祉を民間事業者が適切に運営する仕組みを設けることを検討する必要があります。

そこで、区民の誰もが安心して火葬場を利用できるよう、都、23区で、まずは火葬に関する現状と今後の在り方などについて議論する場が必要と考え、以下の通り貴議会にお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 都に対して、23区と連携して火葬に関する現状と今後の在り方などについて議論する検討会を設置するよう要望すること。
- 2 民間火葬場の火葬料金を届出制にするよう、国に要望すること。

.....
○吉村委員長 この請願は、都に対し、23区と連携して、火葬に関する現状と今後の在り方などについて議論をする検討会を設置するよう要望すること、民営火葬場の火葬料金を届出制とするよう国に要望すること、以上の2点について区議会から働きかけをすることを求めるものです。

それでは、御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 この問題につきましては、実はこの請願をいただく前から、私どもの会派のほう

でも非常に関心というか、いろんな御意見をいただいている、以前、意見書を提出したりしているものです。お伺いしたいのは現状なんです。この火葬料というのは、条例あるいは法的な問題で定められていないというふうに伺っています。ということは、もう通常の料金というものが、運営されている法人なりで、公的な箇所も2か所あると伺っています。23区所のエリアで言いますと7か所が民間の法人だというふうにも伺っています。それは自由に価格というのは設定されるものなのかということです。私どもが調べた範囲では、どうも4段階もあつたりして、上中下じゃないですけども、焼き方にランクがあるんだと。

○吉村委員長 あと15秒で12時になりますので、まとめてください。

○浅田委員 途中でします？ まだ、終わるまでやります？

○吉村委員長 もしまだ長いんだつたら、ここで一回区切って。

○浅田委員 長いです。

○吉村委員長 休憩とさせていただきます。

それでは、午後は浅田委員の質疑からまた再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 12時59分 再開

○吉村委員長 それでは、時間前ではございますけれども、委員の皆様全員おそろいですので、委員会を再開したいと思います。

それでは、浅田委員の御質問からお願いいたします。

○浅田委員 以前も、私どものAGORAのほうから意見書案を提出させていただいた中にも述べていますけれども、本当に火葬場というのは、誰もが社会を構成する上で必要な施設であり、法的にも火葬しなければならないわけですけども、それが今現在で言いますと、利用料というんですか、使用料というんですかね、料金がいろんな段階に設定されていて、特に、伺ったところによれば、民営の火葬場、7か所ですか、23区関係でいうと。ここは7万5,000円から14万5,000円というような、焼き方によって料金が違うというようなことになっているというふうに伺っています。

果たしてこれはどうなのかなというのが率直なところではあるんですけども、現状は、どうなのでしょう。火葬場を設置する許可については、区ですかね、お持ちなのかということと、自治体がお持ちなのかということと、この利用の料金については、これはどのようになっているのか、区としてはどのように把握をされているのかということをお伺ひいたしま

す。

○吉村委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 まず保健所の立場でございますけれども、保健所は、火葬場の設置許可、それから指導・監督を行うという立場でございます。墓地埋葬等に関する法律というのがあります、あとはそれに関連する法令、その法令に基づいて設置許可と指導・監督を行うと。その指導・監督の内容は、施設設備面、あるいは衛生面、環境面といったようなところになりますので、価格というところにつきましては、指導・監督の権限は持っていないというところでございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。これはマスコミの報道ではありますけれども、民営の火葬場が中国系資本によって資本がほぼ買収をされているというような話、これは報道ですよ、がされていて、今後この料金については、先ほど言われたように、施設面だとか衛生面は指導できるけれども、価格面については、直接自治体が口を出したり指導したりする立場にならないわけですが、そういう中国系資本が自由に経済活動を行う中で、今後、価格設定がされてしまうんじゃないかという危惧が報道でされていました。

こういうことについては、私どもの会派AGORAとしても、非常な関心で危惧を持っていて、この点については、一定行政なりが関与できるようなシステムが必要ではないかという認識を持っています。

それから、次の質問になります。これは具体的な話になりますが、身寄りのない方、身寄りのないというのは、今まで伺ったところだと御兄弟だとか家族だとか離れて住んでいる方なども含めて、亡くなったときは、御自身、御家族なりで対応していただけませんかということをお伺いしています。ところが、どうしても探しても対応いただけないような方については、自治体のほうで最終的に責任を持って葬儀を行って葬祭場も利用するというふうにお伺いしています。その辺の仕組み、システム、これがどうなっているのかということについてお伺いしたいのですが。

○吉村委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 身寄りのない方の火葬についてでございますけれども、委員の御指摘のとおり、亡くなられた方がいらっしゃいましたら、まずは親族の方がいらっしゃらないかということで調査をいたします。見つかった場合、お亡くなりになったので、遺体の引取りも含めまして、火葬のほうもお願いしますということでお願いしているところでございますが、

中には、いろいろな事由からできないという方もいらっしゃいますし、また、探しても親族の方がいらっしゃらないという場合もございます。その場合につきましては、区のほうで委託しております、そちらの業者のほうに、火葬と、あるいは遺体の保管、安置の保管と、あとその後の保管、こういったものを含めまして委託しているところでございます。

なお、委託になりますので、委託に関しましては、いろいろ見積りを取りながら、契約のほうを行っているという状況でございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ただ、私どもが今危惧しているのは、先ほど言いましたように、これが民営で運営されていて、民営である以上は、なおかつその価格について規制がないというような状況なら、独占のような状態が生まれて、価格についても自由に、もしかしたら設定をされていってしまうんじゃないかというような危惧を持っているわけです。それで、最後の質問というか、可能性なんですけれども。

○吉村委員長 質問をお願いします。

○浅田委員 質問じゃないね。何か言いたいことある。私どもが、何で意見書を出しているのに、私どものほうが的確な、詳細な内容を述べていると思うんですが、最後です。斎場については、区民の方から、本当にもうちょっと、文京区であつたら落合だとか、あるいは町屋ということで、ちょっと距離もあつたり不便性もあるわけですよ。何とか増やすとか、あるいはもう少し便利なところという希望はもちろんあるんですけども、これをつくるといつたらなかなか大変なことですね。これは地方の自治体でも、もうこれについては本当に大変だという話は伺っています。

けれども、ぜひとも、これは文京区だけではなくて東京都ともぜひ連携をしていただいて、何とか、これからもっと高齢化社会が進んでいく中において、こうした施設というのは必要になってくると思いますので、ぜひ、文京区としては確保していくということを、ぜひこれはお願いということで質問ではありません。以上です。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 火葬料金につきましては、一般の火葬料金は、委員のおっしゃったとおりに、事業者のほうでお決めすることはできるんですけども、区民葬儀に関しましては、私ども23区の我々と、その火葬業者のほうで協定を結んで金額の設定をしておりますので、大人であれば、今5万9,600円ということで、区民葬儀においては金額のほうの設定はさせていただいているところでございます。

○吉村委員長 よろしいですか。

○浅田委員 はい。

○吉村委員長 ほかに御質疑がある方、いらっしゃいますでしょうか。

のぐち委員。

○のぐち委員 では、火葬について、在り方についてお伺いたします。今、浅田委員もおっしゃっていましたが、その火葬の部分で民間業者がたくさんあるというのは、実は東京都独自の事象であるということで、昨年の決算審査特別委員会で松平委員がお調べになったところがあるんですけども、実は火葬場というのは全国で1,500か所以上あるんですけども、その9割5分以上、ほとんどのところが公営で火葬しているところなんですけども、東京都だけは、今、浅田委員もお話あったように、非常に民営率が高いということで、かつ、文京区から近い、皆さんが御利用されているだろう、町屋であったり落合のほうは、1社同じ会社が経営されていて、5万9,000円の火葬炉の値段が、一般の値段だと7万5,000円で、高いものになると10万、14万というふうに段階をつけて火葬料を取っているみたいなんですけども、これが止める方法がないというか、仮にいろんな事情で、民間業者ですからもちろん利益追求であったり、様々な物価高騰の影響を受けた流れの中で料金設定するのはもちろん構わないんですけども、競争原理がなかなか働かないような社会、状態であるわけです。

1社が6か所を持っていて、残りが公営であるということで、例えば江戸川区の瑞江なんかは都の葬儀場ですから、都民であれば非常に安価に利用することができるんですけども、文京区からはなかなか遠いという状況がございます。

今、文京区の中で、非常に皆さんが、さっき区民葬の話もおっしゃっていましたが、焼き場の場所の確保については、ある一定のルールづくりなりを求めたほうがいいということであったんですけども、実際に区民の皆さんからお声というんですかね、結構御相談というか、というのはあるんですか。遠くても安いところを御案内したりとか、そういうことというのは、実際に何かお伝えしたりするケースというのは増えてきているのかどうかというのはありますか。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 区民の方から直接葬儀に関しての、例えば火葬場とか葬儀場に関しての問合せというのは、私どもに直接というのはなかなかないんです。ただ区民葬儀をする中において、業者とのやり取りの中でそういうことはあるかもしれないんですけども、現時点では、私どもに直接はなく、申請してくるのも御自身で区民葬儀をやったときの申請も、私ど

もに来ますけども、そういった中での声は今聞いていないところがございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。なかなか、たくさんある出来事ではないので、そのときになって御準備されたりする方のほうが圧倒的に多いのかなというふうには思うんですけども、そういった部分では、これからもしっかりと状況を見ていただきたいなというふうに思うし、浅田委員への答弁の中でも、いろいろおっしゃっていたことというのは、それなりに必要なことだなというふうに思っています。その危機感というのは多分行政も感じていらっしゃると思うんですけども、いかんせん、公営のものをつくるとかというのは、なかなかそんなに簡単にできる話じゃないと思うので。状況は注視していただくようお願いしたいと思います。すいません。終わりです。

○吉村委員長 ほかに御質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、関川副委員長。

○関川副委員長 東京都内には、ここに書いてあるように公営の斎場が2か所と民営が7か所ということになっていますが、先ほど来からその7か所の民営のところについては、同じ会社が運営しているという解釈でいいのかどうかということと。

それから、このところに「都に対して23区と連携して火葬に関する現状と今後の在り方などについて議論する検討会を設置するよう要望すること」ということで、公営のところは瑞江葬儀場が江戸川区にあるのと、臨海斎場というのはここにある港、品川、目黒、大田、世田谷の近隣5区でつくっているんだというふうに思うんですが、瑞江葬儀場というのは、これは江戸川区にあって近隣区で5区で広域連合みたいにしてつくっているのかどうかということと。

この瑞江葬儀場と臨海斎場というのは、値段が公営でも少し違っていたりするんですが、その値段の公営の設定とかをどういうふうにするのかということと、今はなかなか都心でつくるのは、総論賛成、各論反対で、ごみの焼却場と同じように、この葬儀場というのはなかなか設置するのに難しいというふうに思うんですが、この2つの公営の斎場については、こういう協議会みたいなものをつくって何年かかけて設置されたということになっているんでしょうか。お葬式のこととはもうこの議会では初めてぐらいかなと思うんですが、教えていただければと思います。

○吉村委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 まず、23区内にある民営の火葬場7か所のうち1か所は別の民間事業に

なります。6か所が同一の事業者ということでございます。それから、公営の火葬場、瑞江と臨海の2か所がございしますが、瑞江については都営になります。東京都が設置・運営しているもので、それから臨海のほうは、御案内のとおりこの5区で運営しているというところになります。

それぞれ価格につきましては、それぞれの事情によって設定しているということかと思えます。

2つのこの火葬場ができた経緯ですけれども、瑞江のほうは非常に古くて、昭和13年です。なので、そこまで追えなかったんですけれども、臨海のほうは、これは平成16年の1月に開設しました。臨海のほうは、いわゆる城南地区といいますか、この5区のエリアというのは、人口が多い割には火葬場がない、いわゆる空白地帯みたいな形になっていて、それが平成に入って、これから本格的な高齢化社会を迎えるときに、火葬場が必要じゃないかというところで、この5区が、当初は都に要望したらしいんですけれども、都のほうではそれは行わないということだったので、5区で設置しようということになったというふうに聞いております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 瑞江のほうは昭和13年にできて、1回建て替えをしているのかな、記事に書いてありましたけど。そうですか、東京都の方でやっています。都でやっているので、どこの区がということではなくて、運営そのものは東京都なので、財政の面でも東京都が負担をしていると。こちらの5区共同の臨海斎場は、5区共同なので、財源的には5区で共同運営しているという解釈になるわけですね。分かりました。

それで、2番のところに、民営火葬場の火葬料金を届出制とするよう国に要望してほしいというふうになってはいますが、これは届出することによって料金がある程度一定価格に抑えることができるという解釈なんですかね。

○吉村委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 この届出制とする、具体的なことが分からないので、私のほうから、これはどういう効果があるか何とも言えないんですけれども、何らかそういった縛りなりハードルを設けようというのがこの請願事項の2番の趣旨なのかなというふうに解釈しております。

○関川副委員長 分かりました。

○吉村委員長 よろしいですか。

○関川副委員長 はい。

○吉村委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 請願文書表のところ、1項2項ともいいんですよね。

○吉村委員長 はい。

○のぐち委員 本当に連携して、23区連携ということで書いてありますけども、議論していただくことはとても大切かなと思いますし、都議会でもこの問題を取り上げられているところだと思いますし、本当に区から、都と連携して在り方について言っていただきたいというふうに強く思っておりますので、1項、2項、採択いたします。

○吉村委員長 採択。

公明党さん、お願いいたします。

○松丸委員 今回の請願者の東京都葬祭業協同組合文京支部のほうからこの請願ができてきたわけなんですけども、幾つかの区でも、23区の中でも同じような形で声が上げられているんですけども、今回のこの請願文書表のいわゆる請願理由の中に、民間事業者に頼らざるを得ない状況となっていると。文京区の場合は、郵便番号112番と113番がありますけども、比較的112番は落合斎場を使い、113番は町屋斎場を使っているというのが実情かなと思っておりますけども、そうした中で、近年一部民間事業者の急激な火葬料値上げなどにより大きな公民格差が生じていますと。また、火葬料には法的根拠がなく、今後さらに高額になるのではないかとの懸念がこの組合の関係者の中であり、最終的には利用者である区民への経済的な圧迫にもつながる可能性が高くあると。こういうふうには、この請願をされた組合の方が非常に危惧をされているということで、今回この請願が上がってきた背景があると思うんですけども。

文京区の今の実情を見ると、さっきも言いましたように、民間が運営をしている、これは文京区の場合だと、町屋にしても、それから落合にしても、博善社という民間の会社が、これを実際経営しているわけなんですけども、この博善社をよくここでいろんな意味で調べていくと、親会社というか、廣濟堂ホールディングスが、もともと出版をやっていた廣濟堂ホールディングスが、ここはもともと印刷とかがメインの会社だったんですけども、なかなかこの本来の本業が、状況が悪くなってきた中で、この博善社をグループ化していく。そういった中で、非常に、この近年を見ると、この廣濟堂ホールディングスの内容が、先日、日経新聞の株式の状況の中でこう書いてあるんです。

この廣濟堂、いわゆる親会社の廣濟堂ホールディングスが、2023年から4年の9月期の連結決算では、印刷などの情報事業が赤字となった。一方で、式場増設や葬祭参列者の増加を受け、葬祭収益事業の売上げは前年同期比39%増の37億、同事業の利益は同54%増の13億だった。都内の死亡者数の増加傾向は少なくとも2065年まで続くと見られると。同社は既存式場の増築をするなど、成長事業に投資を振り向ける計画だと、この株式のあれでは書いてあるんですけど。

そういう意味からいくと、民間だから、ある意味では収益を上げるということは当然大事なんだけど、ただこういった葬儀の、こういうあれというのは、どうしても公共性が伴ったものなので、それが区民に跳ね上がっていく、値上げも、いけいけどんどんで、どんどん値上げをされていくと、区民に負担がかかっていくという部分からいけば、きちっとした監視をしていかないといけないという観点から、この請願が上がってきた部分がある。

そういう意味からいけば、今の記事にあるように、通常の本業は非常に悪くなっている、印刷業は悪くなっているんだけど、葬儀のあれでもうけていくという、これはいかなものかなというふうに、この株式のところを読んでいて思いましたので。この組合の人たちが言っているとおり、我々区民への経済的な圧迫がこれ以上になってもらったら困るということで、きちっと、この1項、2項にもあるように、一定程度のこういう議論をきちっとしていく、コントロールしていくということも大事ではないかというふうに思いますので、この請願に関しまして、我が会派としては採択をしたいと思います。

○吉村委員長 1項、2項ともにですね。

○松丸委員 1項、2項ともに採択です。

○吉村委員長 分かりました。採択で。

では、永久の会さん、お願いいたします。

○山本委員 34号請願でございますが、今、松丸委員の話聞いて、そうだというふうに思っております。大きな問題がまだまだはらんでいることは承知しておりまして、今回はこの請願の1項、2項ということで出しておりますけども、これで全てということではないと思っております。引き続き、この問題に関しては大きな関心を寄せて、我々永久の会としても取り組んでいきたいと思っておりますので、1項、2項とも賛成をいたします。

○吉村委員長 採択で、分かりました。

AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 私どもが、昨年来、指摘というか要望、みんなで要望しましょうということで意見書を出した内容は、火葬場不足の解消を何とか少しでも求めたいということ、それから民間火葬場の自由な価格設定に対して、適正価格の設定が行われる制度にしていだけるよう申し入れたいということをし述べてきました。これは、今回出された請願と目的、趣旨は、私は一緒だというふうに思いますので、請願事項1、2に関しましては採択というふうにいたします。以上です。

○吉村委員長 採択ですね。

それでは、維新文京さん、お願いいたします。

○高山（か）委員 今、超高齢化社会、その先の多死社会という訪れている状況を、この請願者が要望されている理由、それから要望というのは非常に理解ができます。ですので、日本維新の会としても、この第34号1項、2項とも採択といたします。

○吉村委員長 採択ですね。

それでは、文京子育てさん、お願いいたします。

○たかはま委員 請願第34号の趣旨に賛同し、1項、2項ともに採択といたします。

○吉村委員長 採択。

それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 死は誰にでも訪れるものだというふうに思っています。そういったときに火葬場の値段がどんどん上がっていくようでは、私たち区民にとっても大変な問題になってくるかなというふうに思っています。23区、区民にすれば、ほかにリーズナブルな施設があればそこに頼みたいといった感情がありますが、区民からすれば、安価に利用できる公営の火葬場は23区内には2か所しかない現状で、選択肢が限られているというのが現実の問題だというふうに思っています。

日本では団塊世代が後期高齢者となる2025年以降は、年間150万人以上が死を迎えるというふうに言われています。いわゆる多死時代に突入するとされ、2016年に131万人だった年間の死者数はピークとなる2040年に168万人に上るとの予測も出されています。しかしながら、今後新たに23区内で官民間問わず火葬場が新設されるかということ、ある程度の広さが必要な用地の確保も都心では困難な上に、住民感情も立ちはだかる中で、なかなか難しいというのが現状だというふうに思っています。

そういう中で近隣区を合わせて、文京区も含めてこういう問題を考えていかなければならないというふうに思っていますので、この1項、都に対してこういうことを議論する検討会を設

置するよう要望するという事は本当にもう喫緊の課題だというふうに思います。1項採択。

そして、2の民営火葬場の火葬料金を届出として、1社独占とならないような仕組みをつくっていくことが大事だというふうに思いますので、2項も日本共産党、採択を主張いたします。

○吉村委員長 日本共産党さん、1項、2項ともに採択ですね。

それでは、請願受理第34号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択7、不採択ゼロ。よって採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択7、不採択ゼロ。よって採択すべきものと決定いたします。

要望書の文案作成については、委員長に一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、請願受理第35号、旧区立特別養護老人ホーム「文京白山の郷」運営法人撤退についての検証と、今後の特養ホーム運営の改善を求める請願。

請願文書表のデータ、13ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第35号
 - ・件名 旧区立特別養護老人ホーム「文京白山の郷」運営法人撤退についての検証と、今後の特養ホーム運営の改善を求める請願
 - ・請願者 文京区大塚三丁目36番7号
文京区社会福祉推進協議会
会長 山崎 広 樹
 - ・紹介議員 千 田 恵美子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 厚生委員会
 - ・請願理由

26年の長きにわたり特別養護老人ホーム「白山の郷」等の運営を行っていた福音会が、全事業から2024年度末をもって撤退することが明らかになりました。

区はこの間、入所者や家族に対して説明会を開催してきました。利用者や家族からは、「なぜ赤字になったのか」「後継法人は見つかるのか」「良い介護をしていただいたので、今までお世話になっている職員にケアを続けてほしい」「今でさえ職員が減っているのに来

年の3月までもつのか」「新規事業者でまた赤字になるのではないか」等の声が出されています。区としてこれらの声に寄り添った対応が求められます。

区は、「説明会で出されていたなぜ赤字になったのか」「福音会が撤退するにいたった経過がよくわからない」「区として撤退前に支援はできなかったのか」という区民に疑問に答えるためにも検証を行い、区として最大限の援助を行うべきです。

今までの経過を振り返り、今後、「白山の郷」のようなことを繰り返さないために、以下の点について区に求めるよう要望いたします。

・ 請願事項

- 1 区民に対して説明会を開いてください。
- 2 「白山の郷」運営法人の撤退について、区として検証を行って下さい。そのうえで、今まで通り「福音会」が運営継続できるように区として尽力してください。
- 3 介護施設の改修時の経営支援を含む区独自の財政支援や、介護従事者確保と賃金アップへの支援を行って下さい。

○吉村委員長 この請願は区民に対して説明会を開くこと、白山の郷運営法人の撤退について、区として検証を行うこと、その上で、今までどおり福音会が運営継続できるように区として尽力すること、介護施設の改修時の経営支援を含む区独自の財政支援や、介護従事者確保と賃金アップへの支援を行うこと、以上の3点について区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。
のぐち委員。

○のぐち委員 白山の郷の運営法人撤退については、すぐに議会にも報告いただきまして、対応については、本当にやったださっているということは伺ってございます。

今回、請願事項について幾つか出ておりますのでお伺いしたいんですけども、まず、説明会を開いてくださいということなんですけども、実際に今回の福音会からお話があった直後、どのような説明会を今まで開いているのでしょうか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 説明会につきましては、特養と在宅サービスセンターの入所者、御利用者様の御家族向けの説明会ということで、まず法人のほうから契約解除の申出があった時点で、11月のときに説明会を3回ほど開催させていただいて、その時点での福音会による運営が、7年の4月11日に終了するということでの御報告、御説明をさせていただいております。

それに引き続きまして、今回、大規模改修のほうが決まったということと、後継法人の選定を進めますというお話を、またその後、年が改まって1月から計4回、同様な形で開催させていただいたところでございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。既にその入所者もしくは御利用者の方、御家族の方に向けては説明会をなさっているということだと思っんですね。今、この請願にありますように、区民に対して説明会を開いてくださいということがあるんですけども、今までの区の流れの中で、こういった福祉施設の近隣住民の方に対する、開かれた区民説明会というのは過去にはあったんでしょうか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 そういった介護サービス事業者が変更になる際の説明会等につきましては、基本的にはその関係の施設を御利用されている方、それから御家族の方中心に御説明をさせていただいております。それ以外のそういった近隣町会の方とか関係の方につきましては、別途その後任の後継事業者のほうから個別に御説明をさせていただいている状況でございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。並びに、先ほど課長がおっしゃられた区内事業者への事業の運営終了と、後続の手續についての事業者向けというのは大体何箇所ぐらいの今、文京区で事業所があって、その方たちにはどのような方法で周知したのかということをお伺いしたいんですけども、今の話だと説明会ではなさそうなんですけども、こういった形で、たくさんある事業所に対して、区は情報をお出しになったんですか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 いろいろな形で、区内約200以上事業者がございましてけれども、まずは全ての事業者に対しては、事業者向けの専用情報サイトのほうで、運営法人の事業が終了する旨ですとか、後継法人の選定を進めているというようなところの周知をさせていただいております。あとは、白山の郷の中には、高齢者あんしん相談センターもありますので、そういったセンター長の連絡会ですとか、それぞれの折を見て、そういった様々な機会を通じて、この件については周知をさせていただいているところでございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。

続きまして、2項の部分についてお伺いします。区としての検証を行ってください、さらに福音会が運営継続をするようということでも求められているわけですが、実際に区としての検証等の中で、いろいろその運営法人とは別に、福音会に限らずやり取りはなさっているかと思うんですけども、現実的には、その状況であるとか経営状況であるとか、それから利用状況であるとかというのは、密にコミュニケーションを取って、やっていらっしゃる、撤退発表の前の話なんですけども、密にコミュニケーションをして、しっかりと協議をなさってきていたんでしょうか、定期的な。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 白山の郷に限らず、旧区立の施設の運営法人等につきましては、毎年度そういった収支の決算状況とか、区のほうで補助金を交付している関係上、毎年度定期的にそういった収支の状況は報告いただいて、そこは共有をさせていただきながら、状況を逐次確認をさせていただいておりますし、また、それ以外にも、日常的に運営をする中で、困りごととか課題があった場合には、その都度協議をしながら対応してきたという状況でございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 その話を定期的に、ほかの事業者を含めてやっていらっしゃった中で、今回の、前回の厚生委員会でもお伺いしましたが、その兆候はなかったということなんですよね。向こうから撤退の申出が区のほうにあって、1年半は運営を行って、その後、撤退するということが通知されたということで認識としては合っていますかね。それでなっていますかね。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 その運営法人からは、毎年度そういった収支の状況を確認する中で、過去4年ぐらいいは収支が悪い、状況が芳しくない状況が続いているという中で、収支の状況については改善をいただきたいということでは働きかけを行ってきたところです。今年度に入りまして、もうくすのきの郷の大規模改修が終了したことから、次の白山の郷の大規模改修に向けて、運営法人と具体的な改修方法等を協議している中で、9月下旬になりまして、急遽、運営法人のほうから解除の申出をしたいということでお話を急遽いただいたところで、こちらとしても突然のお話ということで、唐突な申出だったというふうに受け止めてございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。この福音会というのは、ほかの地域でもやっている事業者さん

であると思うんですけども、実はほかの東京の郊外のところでも大規模な施設をお持ちでいらっしゃるっていて、そこでも大規模改修が行われるということで、2個同時だと厳しいという話があったかというふうに伺ったんですけども、そういった状況の中で、一応引き留めというか、そういう話はなされた上で申出を了承したという形ですかね。

○吉村委員長 のぐち委員、質問をまとめてください。

○のぐち委員 分かりました。それを1点と、あと3項のところ、「区独自の財政支援と賃金アップの支援」ということが挙げられているんですけども、今まで文京区のところと同じような区立の特別養護老人ホーム等の支援については、どのような対策をされているのかというのと、従事者の確保と賃金アップへの支援をどのようにされているのかと併せてお伺いします。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 1つ目の件でございますけど、当然区としては、これまでその運営法人と共に白山の郷の運営のほうに共同で携わってきたという経緯もございますので、当然こちらとしては継続的に運営していただきたいという思いです。ずっとおりましたけれども、急遽そういう法人側のそういった方針で、今回は撤退せざるを得ないというお話をいただいたところでございますので、その状況も伺う中で、これはもう後戻りはできないお話だろうということには考えてございました。

これまでのそういった、まず処遇改善の部分のところでは、区としては、介護職員に対します住宅費補助ですとか、あと、宿舍借上げ支援事業補助、こういったものを取り組んで、今後とも継続していく予定です。

それから、旧区立施設の大規模改修につきましては、当然区の所有する建物ということでございますので、そちらの費用については全額区の負担で対応する形でこれまでもやっておりますし、今後もそのような形でやっていく予定でございます。

それ以外の民間の特養等、施設の大規模改修につきましては、東京都のそういった改修費補助金の制度がございますので、そちらを活用しながら運営をして対応していただきたいというふうに考えてございます。

○のぐち委員 分かりました。

○吉村委員長 それでは、続いて質問のある方はいらっしゃいますか。

関川副委員長でよろしいですかね。お願いします。

○関川副委員長 この最初の請願項目の説明会を開いてほしいということでは、今まで御家族

の皆さんなど関係者に説明会を開いてきたということですが、これは区民の皆さんの税金で成り立っておりますし、皆さんのお力があって、運動があって特養ホームができたという経緯があって、26年間福音会さんが頑張ってきていただいたということもありますので、きちっとした経緯を住民の皆さん、区民の皆さんにも説明するべきだというふうに思うんです。それは1点、後で御答弁いただきたいんですが、お願いしておきたいのと。

それから、先ほど来経過の説明がありましたけれども、この日本共産党の本会議の答弁で、白山の郷については、従前から運営状況を踏まえて、区と運営法人とで運営補助費の見直しや収益改善について協議を行ってきたとして答弁がありましたけれど、どのような経営支援の協議を行ってきたかということと、それから、もう一つ旧区立特別養護老人ホーム等の収支状況については、各法人より毎年度報告を受け、運営上の課題についても共有しているという、そういう御答弁でしたけれども、厚生委員会の中では、昨年9月に突然、福音会さんから撤退をしたいという報告があったというふうに御報告がありましたけれども、経営状況については、毎回収支報告が出されている中で、大変な状況というのはもう区としては当然つかんでいたというふうに思うんですが、そういった中で協議をした中で、経営について具体的に、改修に当たって、改修費は区が出しますけど、補助をしてほしいというこういう要請はこういう話合いの中ではなかったんでしょうか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 まず1点目の経緯のところですが、これまで11月と1月に開催している家族向けの説明会の中では、運営法人側のほうの施設長等も出席をしていただいて、撤退を判断するに至った理由等も詳しく説明いただいて、やむを得ない状況だということは御説明して、御家族の方にも御納得いただけている状況だというふうに考えてございます。

毎年度そういった法人からの収支の状況については、こちらのほうに報告を受けておりますので、その中で、確かに収支の状況がよくないというところについては、そこは共通認識はしている中で、具体的にどういったところで改善していくのかというのは、時宜的には法人側のほうの、そちらのほうで主体的に改善していただく部分もありますけれども、それをしていく中で、こういうことができないとか、そういう御相談を受けながら、通常の場合は改善に向けた取組を進めていくということになります。

その中で、本体の介護報酬の部分が減っているから、その部分を補填するというようなところにつきましては、制度上難しい対応となりますので、それ以外の部分で区としてできることということで、コロナ禍におけるそういった物価高騰支援ですとか、あとPCR検査

経費補助、それからそういった運営経費、管理費とかにかかるような経費部分の旧区立施設に対しては助成というような形で、側面的な支援でこちらとしては毎年度対応してきたところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 この間収支状況を区としてつかんでいたというふうに思うんですね。この撤退ということが言われる前に。そのときに、具体的にコロナに対する補助金を出したり、それから白山の郷については、この介護施設、従業員住宅費補助や介護職員等宿舍借り上げの補助というのは出ていないですよね。福祉避難所が限定であるというふうに思うんですね。

そうすると、具体的に補助として出されたのは、コロナや物価高騰に対する2,800万円だけだったという、そういう解釈でいいんでしょうか。この間の大変な状況の中で、区として補助金の検討等々はしなかったということでしょうか。

○吉村委員長 関川副委員長、まとめてください。

阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 確かに住宅費補助とか、そういった部分については利用していない部分もございましたけれども、そこは区内の各介護事業所の従事職員を対象にということで、そこは広く実施をさせていただいているところです。

助成につきましては、コロナ禍におけるそういった物価高騰、PCR検査経費補助、それ以外に、恒常的にそういった施設の運営にかかる固定費的なところの部分で旧区立施設に対しては、そういった本当に旧組織時代から建てられている建物の構造上のそういった利用しにくい部分を財政的に補助するというので、白山の郷については、年間約2,000万程度の助成金を交付する形でこれまで対応してきているところですし、あと、土地建物の賃借料については無償で貸与という形で、区としてはこれまで継続的に支援してきたところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ですので、補助金として出たのはコロナのときの2,800万円だけで、具体的にはほかには補助が出ていないというのが実態だというふうに思うんです。それで、この福音会の経営状況というのは、先ほどのぐち委員のほうからもありましたけど、町田に本部があって、あと練馬にグループホームがあって、この白山の郷だけが赤字ということは厚生委員会の中で分かったことなんですけど、全体像がよく分からないんですね。改めて福音会の経営状況について現時点でどうなのかをお聞きしたいと思います。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 その点については、家族説明会のほうでも運営法人側から説明してございますとおり、町田それから練馬地区のそちらのほうは黒字化が図れて運営ができていますというところで、文京地区においては、なかなか人件費部分とか、あと利用率の低下等で、なかなか収支の状況が改善できないというところで、その部分については本部、町田のほうから補填する形でこれまで対応してきたというふうには聞いてございます。

○吉村委員長 関川副委員長、まとめてください。

○関川副委員長 白山の利用者の減少については、町田の本部のほうで補填をするということにはなっていたんでしょうけど、そういうときに、区としてきちっと補助を出していくというふうなことだっただけで検討ができたはずだというふうに思うんですね。ですので、そういう検討をしなかったこと自体は、区としてこの、福音会さんが運営している白山の郷を守るというその気構えが足りなかったんじゃないかなというふうに思います。

荒川区は、これから区立の特養を改修するそうです。荒川区は指定管理者にお任せをしていますが、大規模改修に伴う入所調整等によって発生する運営法人の介護減収分9,800万円を出すことや、入所者負担差額補填を出すことを荒川区が決めて、あと台東区と連携して、福音会さんの場合は板橋というふうなことが出されていましたが、お隣の荒川区と連携をして、施設を融通し合って改修をするというふうなこともやられておりますので、今後のことも考えて、もっと工夫をした運営というのを文京区として模索しなければならなかったんじゃないかなというふうに思っています。

人件費の補助については、具体的には福祉避難所でなければ、先ほど課長さんがおっしゃった住宅の補助金というの出されていないし、東京都からもないという中では、人件費の補助、今度、東京都が、新年度から勤続5年以内に介護職に月2万円、6年目以降につき1万円、介護人材の処遇改善を行う、国のほうも処遇改善ということで出されていますが、文京区としても介護人材を獲得していくために、こういう補助金をもう本格的に考えていく必要があるというふうに思うんですが、今後のことも考慮に入れながら、その辺はどうなんでしょうか。

○吉村委員長 鈴木地域包括ケア推進担当部長。

○鈴木地域包括ケア推進担当部長 そもそもですけれども、白山の郷は使用貸借に基づく契約であって、こちらのほうが無償で土地建物をお貸しし、介護報酬で、あそこで民設民営で運営している事業所です。先ほど例示に出されたところは、指定管理というお話ですから、指

定管理契約において、私ども文京区のほうでも、コロナ禍で減収があった場合には補填しています。その流れで、指定管理に対する補助と、今回、民設民営で運営しているところに対する補助を同じ議論でお話しいただくのはちょっと難しいかなと考えております。また、白山の里につきましては、先ほどの介護保険課長が答弁いたしました、毎年2,000万近くの補助金を出しています。それと別にコロナの補助を出しております。

こちらのほうにつきましても、どんな協議をしたかということですが、今回の大規模改修につきましても、法人たつてのお願いで、一日も早く進めてほしいということもあり、昨年、皆様のほうに途中で、検討をさせてほしい、基礎調査を進めさせてほしいということも動いておりました。その中で、改修した暁には、どうしたらもう少し経営が改善するか、どういうアイデアがあるか、そのようなことをずっと話し合っていました。

そのような流れの中で、残念ながら、先方が、法人の体制が変わってしまいましたので、理事長を始め、理事の関係者全員が代わって方針が変わってしまったという印象はもう否めません。その中で話合いを続けていって、やって、これから昔のままの同じ福音会の中で、文京区との関係を続けていけるかということになりますと、申し訳ありませんが、先方も人事がかなり代わっておりまして、お話ができる人もかなり少なくなっております。

そういったところでは、もう先に福音会のほうが新しい一歩を始めてしまったというところはありますが、こちらほうでも、もう速やかに利用者様、それから御利用者様と入所者様に御迷惑がかからないような形で後継法人を探す手続に入っておりますので、そちらのほうを、とにかく区民のことを見て、そちらのほうを私どもとしては進めていきたいと考えております。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 先ほどの住宅費補助の関係でございますけれども、白山の郷も福祉避難所に指定されてございますので、宿舎借上げ支援事業補助の補助対象事業者に当たりますけれども、たまたまそちらのほうの補助申請のほうはされなかったんですけれども、もう一方の住宅費補助につきましては、個人のほうで申請が、1桁の人数になりますけれども、勤めていらっしゃる方から個人申請ということで住宅費補助の申請をいただいているところでございます。

○関川副委員長 幾らですか。

○阿部介護保険課長 金額はあれですが、8人か9人ぐらいの方から御利用いただいているところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 様々な事情があってということで、こういう結末になったんだということなのですが、区民の皆さんの感情、声からすると、いい介護を続けてきていただいたので、できれば法人を代わってほしくないというのが利用者の皆さんや近隣住民の皆さんの本当のところだというふうに思います。

今回のことは残念なのですが、次千駄木の郷の改修が今度待っていますよね。だからしっかりと検証をしていただくことと、それから人材確保については、区の総合戦略のところ、令和4年度の高齢者の実態調査をやって、区内の介護サービス事業所は、54.2%が従業員不足を感じているという、こういう回答を得ているということで、そのうち50%が採用が困難と回答しているということで、国の試算では将来必要となる介護職員数は約243万人、2040年には約280万人となっており、都の試算では2025年度に約3万1,000人の介護人材の不足が予想されているということが書かれていて、文京区においても事業所の人材確保を支援する必要があるというふうに、こういうふうに総合戦略、今はまだ案ですけど、のところできちっと文京区として分析して書いておりますので、ぜひこの書いてあることを基本として、今後の旧特別養護老人ホームの運営に当たって行っていただきたいということをお願いしておきます。

説明会については、改修のときに説明会をやるということでしたけど、今の時点で説明会をきちっと開いていただくことが大事だというふうに思いますので、お願いをしておきます。

○吉村委員長 以上ですか。

○関川副委員長 はい。

○吉村委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 ぶんきょう子育て・ネットは全て不採択とさせていただきます。1項、利用者に対して丁寧な説明と理解を得ることですね。利用者に対してこそ説明はしっかりしていただいて、生活の安定にリソースを割くべきだと考えます。2項は、今後同様の事態を避けるにはどうしたらいいのか、区として検証を行うべき、ここには賛同いたしますが、今までどおりの運営継続については賛同できません。3項、これまで取り組まれてきたように、介護施設の財政についてはしっかりと支援するべきだと考えますが、具体的な項目、何が有効かは慎重に区の中で検討していただきたい。以上が理由で、全て不採択とさせていただきます。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 35号ですが、1項については、先ほどの介護保険課長がおっしゃったとおり、御家族、利用者、入所者については複数回御説明をもうされていると。また、専用サイトでも事業者等にも周知をされているということですし、2項については、収支の報告、状況の把握をしながらヒアリングも行われてきたと先ほどお聞きしました。それから、鈴木包括ケア部長もおっしゃっていたように、コロナ禍においてもPCRの検査の補助等も行ってきましたし、そもそもは確かに運営法人は代わってほしくない、みんなそれは誰しもがそう思っていることで、それは我々も含めて、特に利用者さん。ただ、その運営法人のほうから契約解除の申出があって、もうそれが、首を、もう続けてくれることに対して縦に振らないということはもうどうしようもないことなんですよ、ここは。それを止めてくれというのは、さすがに無理があるなと思いますし。

また3項についても、介護施設従事職員、住宅の補助なんかも行っていますし、また、今年度6年度から介護職員の専用の居住の支援手当、特別手当というのも始まると聞いておりますので、最終的に我々日本維新の会としては、1項、2項、3項とも不採択といたします。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 このお話、このというのはこの区議会で撤退するというお話を伺った後、私1人が個人として施設長にお話を伺いに行きました。白山の郷と、それから千駄木の郷にも、それからあと全く別の民間の法人の方にも3者の方とお話を伺いました。それぞれいろんな、なるほどなと思う考えもありました。ただ、私は旧区立というのが、思い起こせばそれこそ16年前にくすきの郷の件で、文京区が独自に旧区立というふうに名前を呼ぶには、それなりの理由があってなっているわけで、またそれに対して区独自として対応して、もっと言えば、助成を含めてやってきているという歴史もあります。

その中で、今回こういった事例が起きたということで、本当にいろんな意見があるんだなと思いました。これはほんの一例ですけれども、先ほどおっしゃったように、土地代だとか、建物への2,000万円だとかという補助、これが民間の法人の方から言わせると、それでもってどうして経営ができないんだろうというふうな声もありました。率直に言ってありました。

一方で、直接白山の郷、それから千駄木の郷の施設長さんとかに話を聞いても、もうちょっとこうしてくれないかなという声があるのも、これもまた事実なんですよ。これも事実です。ただ、私が思うには、この施設、このというのは高齢者のこの施設は、文京区と二人

三脚でやっていかなきゃいけないんですよ。それはそう思います。

今回、確かに行き違いが、行き違いなのか分かりませんがあったかもしれませんけれども、二人三脚でもって、文京区と事業者さんが一緒に、高齢者さん、介護を必要としている方へのサービスを行っていくという、これだけは私はずひやっていただきたいと思うんです。

この請願の中に書かれてある、区として検証、言葉がこうなるのかも分かりませんが、区と福音会との関係はどうだったのかということ、これは改めて、私は検証というか、どうだったのかという、これはやっていただきたいというふうに思います。ただ、1については、1、2を合わせてになると思うんですけれども、これはもう、事業者さん、法人さんは、もう意思はもうないですよ。継続してやりたいという意思は私には感じられませんでした。むしろそれよりも職員さんが、これは12月の話ですけれども、4分の1は練馬のほうに行かれる、それから4分の1が本部のほうかな、あと4分の1が今の白山に残る、あと4分の1が退職なりをされるというような、そんな話も今出ていますということを伺っています。法人さんとしても、できる限りサービスを何とか継続したいというふうにおっしゃっていました。ですから、こういう意思も含めていただいて、区としては一緒にやっていただきたいというふうに思います。

態度ですが、1と2については、AGORAとしては不採択、3については、これはどの事業者さんもおっしゃっている介護人材の件については、これは国が改定の議論の中でも大きな柱として入れている人材確保、これについては、ぜひやっていただきたいということです。したがって、1、2は不採択、3についてはAGORAとしては採択ということです。以上です。

○吉村委員長 それでは、永久の会さん、お願いいたします。

○山本委員 請願の第35号ですが、事業者さんに対する説明責任ですとか経営改善を求めますとか、責任の所在はどうなっているんですとか、区は何をやってるんだかということをおっしゃっている方はおりますけれども、ことはそういうことよりも、事業者や企業がそういったことで不測の事態に陥るといことは、きっとその兆候があったかもしれませんが、なかなか見つけにくい部分もあると思います。それよりは、この本質的に一番大事なところは、そうした事態に陥ったときに、区がきちんと利用者やその御家族の方に不安や御迷惑をかけない、サービスを低下させない、これが一番大事ではないかというふうに思っています。そういった部分では、区はしっかりとこの間対応しておりましたということはおもう承知するところでございますので、1項、2項、3項とも採択とさせていただきます。

○吉村委員長 それでは、公明党さん、お願いいたします。

○松丸委員 今までいろんな議論があったんで、ここであえては言いませんけども、この間一定程度、カウントは言わないけども、区としても最大に支援をし、何とか事業を継続してもらいたいと。当然利用者として見れば、これはさっき高山（か）委員が言っていましたけども、今のところでやっていってもらいたい、それは当たり前の話であって。そういう意味からいけば、私は、今までいろんな話を聞いて総合すると、この事業者、この福音会さんがもう少し経営努力というのか、ここをしっかりとやるべきだったのではないかなというふうに非常に思います。

一方的に何か区が全部悪いような。説明会もして、それでみんなに、区民に説明しろとか、これもいかなものなのかなと。今後、将来的に見たときに、いい事業者にこういった高齢者のこういう施設を運営してやっていただきたいというふうに思いますので、この請願に関しては、1項、2項、3項ともに不採択でお願いをしたいと思います。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 私のほうから幾つか質問させていただきましたので、これ以上は割愛いたしませんけれども、本当に、申し述べていただいたこの内容を踏まえまして、1項、2項、3項ともに、自由民主党は不採択いたします。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 議論してまいりましたけれども、最後まで区として尽力をしていただきたいということで、1項、2項、3項、採択を主張いたします。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、請願受理第35号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択1、不採択6。よって不採択とすべきものと決定します。

請願事項2、採択1、不採択6。よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項3、採択2、不採択5、よって、不採択すべきものと決定いたします。

○吉村委員長 それでは、続きまして理事者報告です。

福祉部より3件の報告事項がございます。

まず初めに、報告事項1、地域福祉保健計画の最終案についてです。こちらは別紙1、2、3、4とありますので、最初に別紙1を木村福祉政策課長、次に別紙2を阿部介護保険課長、

次に別紙3を橋本障害福祉課長、次に別紙4を熱田生活衛生課長の順で説明をお願いし、質疑は別紙ごとに受けたいと思います。

それでは別紙1、地域福祉保健計画総論・地域福祉保健の推進計画の説明をお願いいたします。

木村福祉生活課長。

○木村福祉政策課長 それでは、資料第2号に基づきまして、地域福祉保健計画の最終案について御報告いたします。まず、1番の文京区地域福祉推進協議会での検討状況でございますが、記載のとおり今まで4回開催してまいりました。そして、令和6年1月29日に最終で5回行ったところでございます。また、その他、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行ってまいりました。また、これまでも、昨年の6月、9月、11月と議会の皆様にも都度、推進状況のほうを御説明して、様々な御意見をいただいたところでございます。

次に2の計画案でございますが、先ほど委員長のほうからもお話があったとおり、各計画別に話をさせていただきます。この2の計画案と3の中間まとめから、主な変更点とともに説明させていただきます。

まず3ページを御覧ください。3ページの目次の部分でございますが、ページ下の「文の京」ハートフルプラン、こちらについてでございますが、総合戦略の基本構想の3つの理念、「文の京」らしさのあふれるまち、みんなが主役のまち、誰もが生き生きと暮らせるまちを加え、ハートフルプランの説明を作成させていただきました。

次、飛ぶんですけども、75ページを御覧ください。中間まとめからの主な変更点についてでございます。こちらの変更点は全部で13か所でございます。ナンバー1から5につきましては、軽微な追加やデータの修正ということでございます。また、ナンバー6の災害時の自助・互助・共助・公助による安心・安全の確保につきましては、次ページ、76ページを見ていただきまして、変更後の下線の部分ですけども、他の計画との関係から、被災者支援についても検討する旨、追記をさせていただきました。

それに伴いまして、77ページのナンバー13、計画事業の追加のところでございますけども、こちらに、3-4-5、被災者支援の仕組みづくりを追加させていただきました。

また1ページ戻っていただきまして、ナンバー7から12につきましては、計画事業の追加や修正、より具体的に文言の追加をさせていただいたところでございます。

次に、4のパブリックコメント及び区民説明会の結果につきまして、599ページを御覧ください。1の実施の概要でございますが、(1)のパブリックコメントにつきましては、募集

期間、令和5年12月4日から令和6年1月4日まで行いまして、提出者38人、提出件数65件でございました。総論及び地域福祉保健の推進計画の御意見は17件で、主な御意見では、次ページ、600ページのナンバー2番、601ページのナンバー6番、602ページのナンバー8番、603ページのナンバー11番、605ページのナンバー17の5件が重層的支援体制整備事業に関わるものでございました。

次に、(2)の区民説明につきましましては、令和5年12月13日と16日に実施いたしまして、13日は3人、16日は8人の参加者でございました。

総論及び地域福祉保健の推進計画の御意見は11件で、そのうち3件が福祉避難所についての御意見でございました。こちらのページは629ページから630ページとなります。このいただいた御意見から大きな変更を伴うものはございませんでしたが、いずれもいただいた御意見に対し、区の考えをお示しさせていただいております。

御説明は以上でございます。

○吉村委員長 続きまして、別紙2、高齢者介護保険事業計画の説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 では、高齢者介護保険事業計画最終案について御報告をさせていただきます。

まず、パブリックコメントでは、606ページから615ページまで記載してございますが、認知症施策、介護保険料、介護人材確保などについて29件の御意見をいただいております。

また、区民説明会では、631ページから634ページまで記載してございますけれども、介護保険料、認知症施策、高齢者の見守りなど、17件の御意見をいただいております。

続いて、お戻りいただきまして、264ページを御覧ください。中間のまとめからの主な変更点でございます。この中の6番、31ページ、特別養護老人ホームの入所希望者についてでございます。右側の下線部分のとおり、入所指針の見直しを行うことで、希望される方が円滑に入所できるよう改善する旨を追記しております。

続いて、265ページを御覧ください。9番、76ページの1-3-13、認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキングですけれども、パブリックコメントの意見を踏まえまして、認知症本人との交流会等を追記しております。

続いて266ページを御覧ください。13番、88ページの2-4-1、介護人材の確保・定着に向けた支援でございますけれども、3年間の事業計画量に介護支援専門員研修費補助を追記しております。

続いて267ページを御覧ください。17番、99ページの4-1-6、被災者支援の仕組みづくりを計画事業に追加してございます。

続いて268ページを御覧ください。一番下の29番、159ページのマル1、介護報酬の改定でございますが、国は、次の269ページに続きますけれども、介護報酬を全体で1.54%増とする考え方を示し、これにより介護保険事業費は増額となる影響を受けますと変更してございます。

同じ269ページの31番、160ページのマル1、介護保険料の段階設定でございますけれども、第9期の介護保険料の段階数は、国の所得区分による多段階化によりまして、第8期の15段階から変更し、20段階とする旨に変更してございます。

同じページが一番下の34番、166ページの7、令和22年度の介護保険料基礎額等でございますけれども、要介護・要支援認定者数も1万3,592人、次の270ページに続きますけれども、介護保険事業費は250億円程度、介護保険料基準額は約9,000円と推計している旨に変更してございます。

すいません、お戻りいただきまして、243ページを御覧ください。第1号被保険者の保険料基準額でございます。令和6年から8年度の介護給付費見込額は508億円でございます。保険料賦課総額は131億8,000万円から算出しました保険料基準額は6,620円でございます。これに介護給付費準備基金からの10億円を活用することで6,107円としてございます。このほかの数値等を直近のデータに修正してございます。

高齢社会保険事業計画最終案についての御報告は以上でございます。

○吉村委員長 続いて別紙3、障害者・児計画の説明をお願いいたします。

橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 障害者・児計画の最終案について御報告いたします。

初めに、別紙3-1により、中間のまとめからの主な変更点を御説明いたします。

まず、444ページの1番では、計画の策定の考え方において、こども基本法の施行により、全ての子どもがその権利の擁護が図られることなどが明確化されたことを踏まえ、障害児への切れ目のない支援の提供が求められることを新たに記載しました。

次に、446ページの7番では、主要項目及びその方向性において、新たに制定することになった、手話言語条例及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の趣旨を踏まえて取組を進めることを新たに記載しました。

次に、447ページの8番では、計画事業の事業量について、3年間の累計とする場合の記

載方法を変更しました。変更前は、1年ずつ数字を積み上げて累計を示していましたが、これを、3年間を通じての累計として示すことにしています。以下同様の変更を行っている箇所がございます。

最後に、448ページの13番では、権利擁護支援に関する計画事業について、成年後見制度の利用に至るまでの支援の一体的な確保の点から概要を修正しております。

次に、別紙5により、パブリックコメント及び区民説明会の状況について御説明いたします。616ページを御覧ください。パブリックコメントでは11件の意見をいただきました。次に、635ページを御覧ください。区民説明会では17件の意見をいただきました。内容を見ますと、障害により現状や将来に対して不便や不安を述べているものがありますので、そうした意見を受け止めながら、基本的には、障害者・児計画に基づいて取組を進めていくと回答しております。

御報告は以上でございます。

○吉村委員長 続いて別紙4、保健医療計画の説明をお願いいたします。

熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 それでは、保健医療計画について御説明いたします。

まず、パブリックコメントの結果のほうから御説明いたします。資料のほう、データ、623ページをお開きください。いただいた御意見は全部で6件でございます。1件目は区内に公衆浴場を設けてほしいという御意見、2件目は寝たきりの人の各種がん検診についての御意見となります。それから3件目、こちらは受診記録を保健所で管理できないかという御意見になります。

それから、次のページに参りまして4件目です。こちらは長文になるんですけども、ポイントとしては2つでございます。まず1点目が、625ページの中ほどになります。この中間のまとめでは、行動目標として、幼児がいる家庭での喫煙率の目標値を0.0%というふうに設定していたところですが、こちらについて非現実的であるという趣旨の御意見です。

それから、もう一つが626ページの中ほどから下の部分になりますけれども、区内の喫煙所が不足しているという趣旨の御意見になります。5件目、6件目につきましては、次のページ、627ページに記載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。

続きまして、保健医療計画最終案について御説明いたします。資料のほうは、中間のまとめからの変更点について御説明いたしますので、594ページをお開きください。

資料第2号別紙4-1でございます。変更箇所のうち、主なものについて御説明いたしま

す。

まず2ページ目、595ページのところの13番ですけれども、感染症対策の現状の文章、こちらにつきましては、「文の京」総合戦略や、感染症予防計画の記載と整合を図るように改めました。

次に、596ページになります。17番でございますが、行動目標の乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下につきまして、先ほどのパブリックコメントの意見も踏まえまして、目標を0.0%から0%に近づけるといような表現に修正をいたしました。

次に、596ページになります。596ページの19番と20番です。こちらは計画事業1-1-3の特定健康診査保健指導のところですが、まず、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率につきまして、暫定値だったものを確定値に改めました。そして、それを踏まえて、特定保健指導の実施率、令和11年度の目標ですけれども、13.8%から19.2%に改めたというところでございます。その他の点につきましては資料記載のとおりでございます。

保健医療計画につきまして説明は以上です。

○吉村委員長 それでは、報告事項1、地域福祉保健計画の最終案についての質疑に入りたいと思いますが、先ほど質疑は別紙ごとに受けたいと思いますと申し上げたんですけれども、今回質疑はまとめて行うことにいたしましたので、ぜひ、別紙1、2、3、4をまとめて今から質疑を行いますので、質疑がある方は挙手をお願いいたします。

それでは、松丸委員。

○松丸委員 1点だけ確認というか、確認じゃない。この間この地域福祉計画の保健計画の最終案ということで、今回最終案だったんですけども、何ととっても重層的支援というのが一番大きな肝という言い方はおかしいけど、一番今回のになると思うんですけど、去年、厚生委員会としても、熊本のヤングケアラーでしたっけ、支援なんかもいろんな見てきて、いろんなお話を聞いてきましたけども、そういった中で、国もこの重層的支援のあれをしっかりと強化していくということで。

昨日の読売新聞の夕刊なんかも出ていましたけども、こども家庭庁がヤングケアラー孤立を防ぐという意味で、かなり自治体に補助を非常に今後手厚くしていくというふうになってきているわけなんですね。当然、使い道は限定されているんですけども、特に相談事業だとか、交流事業だとか、こういったものに非常に力を入れて、今後、補助率を上げていくというふうになっていくんですけど、こういったことも含めて、今回この最終案がまとまって、今後様々な形でこういった補助金を活用しながら、文京区としてどう重層的支援のあれを強化で

きるかというのは、非常に大事な部分だと思うんです。その辺の考え方というのは、どういうふうに決意されているのかということをお聞きしたいと思います。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 今回、重層的支援体制整備事業を行うに当たって、補助金事業といえますか、今までいただけなかったものがいただけるような形になるのもいっぱいございます。今その整理もしているところで、7年4月に向けて、補助金の活用というのは、どこでも手が行けるような形で今考えてございます。なので、今回のそういったお話のものも、どの事業で使えるかも含めて、よく見ていて、活用できるものは積極的に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 まとめて。ぜひ、今回のこの計画案の中にしっかりと、そういう意味では、今、課長が言われたように、改めながら、その補助企業をきちっと活用して、より前へ進められる、この計画案が進められていくような、そういう体制の強化をしていっていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○吉村委員長 ありがとうございます。

続いて、のぐち委員。

○のぐち委員 2点お伺いいたします。ひきこもり対策とヤングケアラー支援対策についてお伺いします。

ページで言うと、30ページぐらいになるんですかね。包括的な支援体制の状況ということで載っているんですけども、ひきこもり対策については、本当に文京区ひきこもり支援センターを庁内につくっていただいて、本当に令和2年度から運用されていて、右肩上がりに状況が、相談件数を含めて増えているという状況です。8050問題も本当によく聞く話になってきましたし、対策としては大切なのかなというふうに思っているんですけども。

現状として右肩上がりに増えていっている相談件数であったりとか支援の体制の中で、せっかくこの地域福祉保健計画に落とし込んだ中で変えていくというか、今までの実績を踏まえて、ここを強化していこうという部分のところは、どこに入れていったのかというのが1点と、生活福祉課を主としてという、わざわざ書き出して、生活福祉課にしっかりと責任を持って対応していただくということになってきたかと思うんですけども、生活福祉課が、ほかに関係機関として頼っているところはどこなのかという、その部署のところをまず1点、ひきこもり対策で教えてください。

○吉村委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 ひきこもり対策ですけれども、委員が御指摘のとおり、相談件数というのは非常に上がっているところでございます。令和2年度から始めまして、文京区の一つの特色としまして、20代、30代の方に関する御相談というのが多いと。これは当然、御家族の方からの質問が多いんですけども、それに比べて50代、60代の方の相談が少ないというところで、今年度から8050に特化した会議体を設けまして、次年度以降といった体制で強化を図っているところでございます。まずは周知、これをさらに徹底させていきたいというふうに考えてございますので、周知方法等に関しまして、現在検討を行っているところでございます。

なお、こちらの支援の拡大につきましては、委託している業者のほうにさらにレベルアップの業務をお願いしているところでもございます。

重層的支援の中におきましては、こちらのひきこもりのほうで得た情報につきまして、他の関係各課のほうとさらに連携を深めるような形で考えていきたいというふうに考えてございます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。その20代、若年層のひきこもりの数が多いというのは文京区ならではの特色かと思うんですけども、今、課長がおっしゃったように8050問題についてももちろん喫緊の課題で、これから8050に関しては人数が増え続けていくわけでありますから、大変大切なことかなと思っていますし、8050問題で一番今よく言われているのは、保護者の80のほうがお亡くなりになった後、50が残るといふようになるのではなくて、もう既に保護者の方が、というか、高齢の御両親が残られている状況であっても、介護であったりとか御自身の御病気のほうで50代の方が取り残されるというか、もう本当にお一人になって、支援が行き届く前に、その問題がぽんと出てくるというケースが他自治体でもあるというふうに伺っておりますので、そこについても、今、課長が強化するとおっしゃったので、その部分は盛り込んでいただいて、これからの取組を見ていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ヤングケアラー支援についてです。今回も改めて福祉政策課と子ども家庭支援センターが中心となっているように書かれているんですけども、ここに関しては、私はもう1点、学務課なり教育部局を入れていただきたいというふうに思っております。子どもたちが日々過ごす中で8時間ぐらい学校生活を送っている中で、学校の先生たちが気づきであったり、虐待の部分もあるとは思いますが、子どもたちのちょっとした変化に気がつ

くのは園長先生というか、幼児の施設であったり、それから学校の教育現場であるというのは大きいと思うので、子家センと福祉政策課と、あと学校の部分で、その3者の連携を取れるような形、既に取りっらっしゃるとは思うんですけども、ぜひその部分で、もし文言を入れるのであれば、学務課なり教育指導課なりのところで入れてほしかったなと思うんですけど、そこはいかがですか。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 今、委員おっしゃったとおり、教育との関係というのはとても重要なところでございまして、ここの中には福祉政策課や子ども家庭支援センターを主としてという形で書いてございますけども、そこの中には当然、主とするのは我々かもしれないですけども、関係する教育センターであるとか、教育指導課、学務課もそうでしょうけども、そういったところも全て、子ども家庭部も含めて、全部含んでおりますので、そういった中で関係機関というところの中に全て包括されているというふうに思っていたらいいかなと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 今まとめますけれども、本当に、であればこそ言葉として、学務課なり教育部局の名前があつて、今日も教育長はお越しになっておりますけれども、教育部からどなたか来ていただけるような形で、厚生委員会の方向についても変えるべきなのかなど。それは議会の問題ですけども。つまりヤングケアラー支援は福祉だけではなくて教育も携わるべきだということを示していただければいいかなというふうに思いますので。今、課長に御答弁いただいたように、関係部局の中にそういった幾つかのはもうずっとやっているのは私も存じ上げておりますので、改めて入れるのであれば、今後その教育のほうも、学校のほうも入れて、校園長会などでも話をするような形を取っていただければなと思いますので、お願いいたします。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 すいません。一応、ヤングケアラー支援の会議体の中には、教育部局は全て入ってございまして、関係者の中に全て名前を連ねているところでございます。また、その中には学校長も入ってございまして、我々のほうが、例えば学校のほうにお願いすることになれば、当然、合同校園長会等にも行ってお話をすることもございますので、その関係は引き続き、こちらのほうとしても連携を深めてまいりたいと考えてございます。

○吉村委員長 では、続いてたかはま委員。

○たかはま委員 2点ございまして、まずは600ページのパブリックコメントについてです。件数が38人65件と非常に多いというところと、あとは、お正月能登地震の直後だからでしょうか、防災に関連した要望が多いなというふうに感じました。今回ははがきを活用したことによって、これほど件数が伸びたんでしょうか。区側の受け止めを伺いたいなというふうに思います。

というのも、自殺対策ではパブリックコメントがゼロだったのは非常に残念だなというふうに思っておりまして、今回の取り方の工夫についてお伺いしたいと思います。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 前回はほとんどなかったということを考えますと、今回は大いに皆さんに見ていただけたのかなというふうに思っているところでございます。これについては、ちょうどほかの計画も重なっていたこともございまして、目にする機会も多かったのかなとは思いますが、それだけ福祉の部分についても関心があるというふうに思っておりますので、今後も広く御意見をいただけるように様々な工夫は考えていきたいなというふうに考えてございます。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。取組をぜひ広めていただきたいと思います。

同じ600ページのところで、匿名の意見については掲載していませんというふうに書いておりました。私も要綱を確認したところ、区民の方が意見を出すときには、必ず住所氏名を明示するようというふうに記載があります。一方で、匿名とはいっても、恐らくいい指摘というか、あったのかなというふうに思うんですね。そういった意見があったときに、区としては採用されることがあるのか、あるいは、いただいた意見の中でこれはというものがあったら教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次の質問が597ページのペリネイタルビジットについてです。これが、どうしてこのタイミングで入ってきたのかというところを教えていただきたいと思います。ペリネイタルビジットというのは、産科医の御紹介で、妊婦さんが出産前後の時期に小児科とつながるということで、産後の育児のイメージができたり、不安を解消するというものだそうです。教えていただきたいと思います。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 まず、匿名の御意見につきましては、私も全部見せてはいただきましたけども、本当にこちらに特段載せるようなものはなかったので、そこについて中身について

は語れるようなものはなかったというところは御理解いただければと思います。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 ペリネイタルビジットなんですけど、これは、この言葉自体は今回初めて出てくるものかもしれないんですが、事業としては、産科医から小児科医へつなぐというのは、件数的に多くはないんですが、以前から行っていた事業です。こちらにつきましては、区の保健医療計画等の部会のほうからも、委員のほうから、実際にやっているのであれば、この辺りもちゃんときちんと、名前を、言葉、単語を使うことによって実際にやっているというところを見せていったらどうだというような意見もありまして、入れた次第です。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。木村課長の御答弁の部分については、匿名であっても見てくださっているというところで、それが確認できてよかったです。ありがとうございます。

ペリネイタルビジットについては、今までもやってくださっている中のものをしっかり言葉として出してくださったということで、ありがとうございます。もともと日本では大分県のほうで最初に始まったというところで、今ではかなり制度として大規模にやっていたりしゃるのかな、例えばチラシをつくって、「こんにちは赤ちゃん小児科訪問をしています」というような形でやっているということで、文京区でもぜひ広めていただけると、育児のスタートはすごく不安が多いですから、いきなり夜中の、休日の発熱で小児科探しからスタートするみたいなのが育児のもう基本ですから、そのところでの不安の解消というのは非常にありがたいなと思います。

一方で、小児科はすごく混んでいるじゃないですか。だからこれを文京区が制度としてやりますとなると、医師会との密な連携が必要になってくるのかなというふうに思っております。この辺りの取組は、計画に書いてしまうというのは、言葉として書くのは非常に重いなと感じているので、どのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 どのように取り組んでいるかというのと、先ほど御説明しましたとおり、産科医、そこから、生まれる前から、それから産んだ後にスムーズに小児科医のほうへつなぐというところでやっておりますので。今までそんなに注目を浴びていなかったのは、そういった件数自体が少なかったというのもあるんですが、これは保健サービスセンターなんかで乳幼児の健診とかのときにも、そういった御紹介などしながら、まずは保健師のアドバイ

スなんですけど、そこから必要であればそういった専門の医療機関のほうにつなぐということで、そういったこともやっていきたいということで、医療機関同士からというものもありますし、あと行政の方からも御案内するというような形で拾っていきたいと思います。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。現状やったださっていることと、私が期待している誰もががというところではかなりギャップはあるのかなというふうに思いますけれども、せっかく文字として書いてくださったので、今後心から期待しております。よろしく願います。

○吉村委員長 続きます、浅田委員。

○浅田委員 大きく2点ありまして、1点目は障害者・障害児計画の中の子どもの成長段階に応じた適切な支援ということで、紙のほうで言えば136ページからになりますけれども、この中で、子どもの適切な成長を支援するという意味では、それぞれの子が持っている能力とか、あるいは個性を生かすために、個別支援計画というのが必要になってくるわけです。

その中で、拝見しましたら、保育園の要配慮児保育ということの中には、個別指導計画ということが必要で、これに基づいて保育を行うというふうに書かれています。それから、育成室の障害児保育の中にも個別指導計画ということが明記されています。また、個に応じた指導の充実ということで言えば、個への対応の充実を図りますという、本当にこの生徒、この児童を大切にするという指導計画がつくられています。幼稚園、特別保育園というところになると、この個別指導計画という記載がないんですけれども、この点についてはなぜかということと、この方針についてお願いをいたします。どちらになるのか分かりませんが。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 ただいま御質問いただきました内容につきましては、正確にお答えできる範疇を超えている部分があるかと思っておりますので、私のほうでお答えできる内容で申し上げますと、障害のあるお子さん、または発達に不安があるお子さんなどの成長に当たっては、御本人であるとか、御家族、関係者の間で、どのように希望に沿って成長を支援していけるかということ、可能性を考えながら取り組んでいくものと思っております。

その中で計画というように立てられるものもあれば、そうでない形での一人一人に沿った支援ということもあるかと思っておりますので、各現場において、そのお子さんの成長に向けた取組というのは適切に進めていくものと考えております。

○吉村委員長 加藤教育長。

○加藤教育長 幼稚園の特別保育のところで、個別の支援シートのお話がないという話ですけども、実際幼稚園のほうでは当然もう既にそれはやっていますし、それを使って小学校のほうにもつなげていくということで、就学支援シートの周知というところも書き込まれています。こちらのほうには書いていないですが、そういったことは現実やられていますので、もし必要があれば、ここに加筆できれば、するというのも可能ですけれども、まず、前提として、やってないということではなくて、育成室、学校、幼稚園、全て個別の支援シートについてはやっているということになります。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。安心する意味で、記載できるのであればぜひお願いをして、個人一人一人の子どもを大切にするという考え方でぜひお願いをしたいというふうに思っています。

もう1点、長くなりますが、これも紙ベースで申し訳ないんですが、高齢者介護保険事業計画の中の31ページの中に特別養護老人ホームの入所希望者数の推移というのがあります。ここについて質問させていただきます。

私は、今、文京区が進めようとしている、小日向二丁目の国有地跡地に、特養をつくろうという計画があります。このことについての質問で、結論から言うと、私はぜひ進めていただきたいという立場からの質問になります。それで、この特別養護老人ホーム入所希望者数の推移というのがあります。その中で、令和5年度でいうと、全部で336人の方が希望されている。その中には、要介護3、4、5の方がそれぞれ希望されているという、これはこの報告を見れば分かりますが、ただ、その中においても、文京区として、この336人のうちの中で、本当にどんな人が、要介護5といったら要介護5が何人ということになるんですけど、どういうふうな人が必要としているのか。その必要としている人を、文京区としてはどのように事態を把握されているのかということについて、まず御質問をいたします。

○吉村委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 入所に当たりましては、その方の御家族などからの申請に基づき、入所判定というものが一応点数化されたもので判断させていただいております。その方の要介護度もそうでございますが、家族の御環境であったり、その方の状態であったり、また、あとは医療的な配慮の問題とかもございまして、そういったものを総合的に合わせて入所の順序となっております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 希望の方がこれだけいるよということを、区としてはこういう仕事をやるしかないんでしょうけれども、私たちが、私たちというのは、例えばこの浅田という人間が、千駄木地域でいろいろ活動していけば、本当に必要な方というところにぶつかるわけなんですよね。幾つかの例を申し上げます。あまり時間がないので、5つぐらい用意しているんですけど、一、二を紹介させていただきます。

お一人の方、独居の高齢者の方、もう80手前の方ですが、一緒に町会活動されていた方、女性の方で御主人が亡くなって急に認知症が進んで、1人で靴を履かないで靴下で、須藤公園を夕方必ず歩いているんですね。歩いている。掃除に来ましたとおっしゃるんです。私はよく知っているから、今日は掃除はないんですよと言ったら、私の顔を見て「どちら様ですか」というふうに言われるんです。腰に名前と住所と連絡先と電話番号を書いた札をぶら下げて歩いているわけ。時々遠くまで行かれるようなことがあるらしくて、GPSをつけて、ユアハウス向丘の方が対応していただいて、24時間対応でやっていただいているんですね。民生委員の方とか町会の方とか、近隣の方が見守るといようなことをしています。

ただ私がもう本当に1人のときも部屋まで連れて行って、連れて行くというか一緒に行って、部屋の中を見たら、ガス台のところにガムテープが張ってあるとか、包丁が入っているところを開かないようにしているとか、こっちの部屋には入らないようにしているとかというように、何とも言えないそういう部屋にお一人でお住まいなんです。

私が家族の方に電話をしたら、我孫子かな、茨城のほうにずっと住んでいて、とにかく週2回は私は行けるんだけど、平日は行けないので、皆さんに御迷惑をおかけしますけれどもと申し訳なさそうにおっしゃるわけですね。こういう事例があつて。娘さんと電話で話したら、今、そのお母さんを地域包括の方に相談して施設を今探してもらっているんだけど、まだなかなか決まらなくて、皆さんに申し訳ないということをおっしゃるんですね。

○吉村委員長 浅田委員、簡潔にお願いします。

○浅田委員 本当にこういう事例があるんです。これは、もうほかにいっぱい事例、言えばまた長いというふうに委員長は言うかもしれないけれども、こういう事例が狭い千駄木のエリアの中で幾つもあるんですか。幾つもあるんです。

○吉村委員長 簡潔明瞭に。

○浅田委員 こういう施設で、その中で、今回、小日向二丁目に特養ホームをつくらなきゃいけないというのが切実な問題としてあつて。もう遅れちゃいけないと思うんです、私は。だ

から、福祉部のほうで今、対応されていると思うんですけども、そうでなくてもコロナの問題等もあって遅れてきている状況の中で、私はきちっと方向性を明確にして、遅れることなく対応していただきたいというふうに思っているんです。その辺の決意のほどはぜひいただきたいということで質問です。

○吉村委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 文京区に限ったことではございませんが、かなりお一人でお住まいの方も増えてきていますので、緊急通報のシステムですとか、地域の見守りという点もこちらではすごく頑張っているところなんですけど、地域で気がついた方がお声をかけていただくというのも非常に大事なことだと思っております。

お一人の方を施設に入れるということにつきましては、御本人の御希望というのも必ずございますので、施設とのマッチングですとか、特別養護老人ホームに限らず、いろんなサービスを使っていったりですとか、その方お一人お一人に合ったサービスが選ばれるようになることが大事だとは考えてございます。

ですが、施設に希望する方が入るように、小日向も含めて区の中の施設については充実に努めていくことが区の責務であると考えてございます。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 特別養護老人ホームにつきましては、平成27年度から、団塊の世代が高齢者のほうに移行する2025年問題、そちらを見据えまして、740人という目標を掲げてこれまで取り組んできているところでございますけれども、国との協議の関係で、なかなか整備のほうが進んでなかったという状況がございますけれども、こちらとしては着実に整備のほうは進めさせていただきたいということで、次期計画のほうにも740人ということを掲げさせて、整備のほうを進めるよう対応していきたいというふうに考えてございます。

○吉村委員長 御質疑は簡潔明瞭をお願いします。

浅田委員。

○浅田委員 いや、大切なことなんですね。分かりました。高齢者施設というのはもちろん特養だけじゃなくて、もうトータルとしてやらなきゃいけない、これは分かります。けれども、現実には、もう7年になりますかね、遅れているのは事実なわけですよ。なおかつ、昨今、私のところにも含めて、この土地について計画の見直しをというような声があります。けれども、私は、きちっと方向性を持って明確に福祉部が今後対応されていくということになっているわけです。だとすれば、その決意のほどはぜひいただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

○吉村委員長 鈴木地域包括ケア推進担当部長。

○鈴木地域包括ケア推進担当部長 小日向二丁目の国有地は今いろいろなことで私どもも御意見をいただいております。ただ、今おっしゃっていただいたように、私どもとしては、この740人、介護保険課長が言った計画は、平成27年から来る2025年、後期高齢者、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けてスタートしました。もう来年に迫ってきております。そんな中で、一生懸命探していても、あの土地以外に特養が建てるような規模のものがみつかっていない。とにかく福祉部といたしましては、あちらに特養を整備して、来るべき2025年、そして2040年に向けて、きちんとした整備を進めていかなければと思っております。

どうしてもお近くにいる方にとってみれば、目の前にあるところが欲しい、だけど私どもも欲しい。それぞれ区民の方も、時々利益相反の関係に陥ってしまうことはあるかと思えます。しかしながら私ども福祉部といたしましては、責任を持って特養を整備し、高齢者の方のために、福祉を推進していくという立場にございますので、そちらのほうは計画をきちんと進めていきたいと考えております。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 簡潔に。それで、ただ、私どものほうにも様々な要望が届いてきていて、この国有地の活用については、これは企画のほうにお伺いしたいと思いますけれども、私がいろいろなお話を、情報公開等々をいただいて見る限りにおいても、もう7年以上ですか、たっているわけなんです。この土地をまた再び一から用途の変更でもって変えていくというのは、私は非常に難しいんじゃないかなというふうに思っているんです。

特に定期借地というのは、文京区がその土地を購入して、文京区がこれを待って、何らかの学校を建て替えるなら建て替えるということで代替地に使うというようなことだったら、これは検討の余地はあろうかと思うんですけれども、あくまで定期借地、これが国のほうとしても、物すごくその手続が複雑であり、なおかつ国のルールでもってやっていくというので大変な時間、時間というのはもう何年単位の時間がかかるんじゃないかというふうに、いろんな資料を見ると思いました。

その辺で、この間遅れているというか時間がたっている根拠というか、その辺について、ぜひ企画のほうから簡単にいただきたいというのと、それからあわせて、仮にもしこの用途を変更したら一体どんな、想定される範囲で結構ですけれども、時間的なロスが生まれてきて、学校建て替えにも影響を与えるんじゃないかというふうに思うんですが、この点について

て御意見、現状をお願いいたします。

○吉村委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 今、御指摘がございました小日向二丁目の国有地についてでございます。まず、遅れているといえますか、時間のかかっている要素ということでお伝えさせていただきますと、本地につきましては、平成27年に国のほうから活用の意向ということで確認があったところからスタートしたものでございますが、当初はまだ当該地に国の建物が建っていたといったような状況でございます。ですので、実際にはそちらの解体が進んだ後に、おおむね令和に入ってから動き出したというようなところではございます。

一方、こちらの土地につきましては、敷地の中に傾斜地があるですとか、道路として供している部分あるといったようなところがございました。また、我々が今回活用の方向性として考えております介護施設以外のところにつきましても、国による減免の対象の範囲がどういったところになるのか、そういったような細かい部分の確認等がございましたので、そういった確認をさせていただく部分で、一定の時間はかかるものがございました。

また、先ほど申し上げましたけれども、傾斜地の対応の仕方についても、そちらの整備をする場合の主体が国や区、事業者、様々な主体がございまして、そういったところの整理や、あとは実際整備の中身、こちらについても区のほうでも調査をいたしました。調査をするための一時的な貸付けについてのやり取り、こういったようなものも一定時間を要するものがございました。

そういった中で、主に令和4年を中心に活用の方向性を定めまして、それで活用方針を定めた上で、国による地方審議会を経て、今回のプランのほうで進めるという形で今現在に至っております。

ただ、御質問の2つ目にかかりますけれども、そういった経緯がございまして、今回は国のほうの土地は、こちらは留保財産に当たりますので、留保財産の活用という意味におきましては、今申し上げました国有財産地方審議会に諮る必要がございまして、その諮るための活用方針を定める定め方も規定がございまして、私どものほうで方向性を定めて、またそちらについて地域や周辺にも含めて、説明会やパブリックコメント等を行うという手続を取る必要もございまして、そちらでまた再度となった場合には、具体的な期間というのは、はっきりは申し上げられませんが、今回、活用方針でかかった期間だけでも1年を超える期間がかかっておりますので、また同等の時間は必要ではないかなというふうに考えてございます。

○吉村委員長 浅田委員、まとめてください。

○浅田委員 本当に、資料というか過去の資料を見れば見るほど、国の手続の煩雑さというか、もうとにかくもう笑っちゃうんですよね。例えばさっき傾斜地というのがあって、傾斜地を見に行きたいということで行ったら、国のほうは、国と文京区の担当者の話の中の議事録ですよ。そうすると、フェンスのこれを開けるのをどうするか、南京錠がかかっているのをどうするかという、その中の傾斜地に草が植えるのを止めているシート、この管理をどうするのかと、こんなことまで議論しているんですね。しなきゃいけないんです。国との交渉の中では。

こういうことが、過去何回もずっと渡って、書類のやり取りから含めてやっているわけなんです。なおかつそれが、今度、仮にもし用途の変更ということを出したとすれば、もう果てしない時間が今後またかかっていくということなんです。その審議会も年に1回なわけです。資料を見たら、その審議会にかけられるための資料は5か月前かな、に出せと。その資料が不備だったら全部差戻し、審議会にかけられませんというような手続をこの間ずっと繰り返してやってきて、やっとここまで来ているという現状があります。

何が言いたいかということ、そこまでやってきたものを、もし用途の変更ということでやれば、これは私は、はっきりもう特養を国有地につくるという計画は事実上なくなると思います。これは私の判断ですけど、なくなる。それぐらい時間がかかるということなんです。だけれども、本当に私は、粛々とここまで来たんだから、進めていただきたい。

○吉村委員長 浅田委員、止めてください。

○浅田委員 最後になります。そうは言っても、学校の改築工事に当たっては、地域の保護者の方が、本当に8年もかかるんだったら本当に心配だと。入学して卒業するまで工事をやっているというようなことだったら本当に困るという声が、これは、率直に私は受け止めなきゃいけない声だと思うんですよね。そのために、ぜひ区一体となって、子どもたちの教育環境を守る、保証していくということについては、ぜひ、この委員会の場でも私は明らかにさせていただける、その上で高齢者の施設、これについてもきっちりをつくっていただくということを私は明言していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。これで終わります。

○吉村委員長 これは質問ですか。御答弁を求めていますか。

横山企画課長。

○横山企画課長 今回は小日向の国有地の話ではございますけれども、区といたしましては、

高齢者施策も教育政策も子育て支援も、様々な施策をそれぞれ大切に考えているところがございます。なかなか土地に関しましては限りがあるものがございますので、そういった有効活用というのは当然必要かとは考えてございますが、私どもは各課共有しながら俯瞰的な視点を持って全庁の状況を判断しながら最適解を求めていきたいというふうに考えてございます。

○吉村委員長 浅田委員、もうよろしいですか。

続いて質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

関川副委員長。

○関川副委員長 1つは、188ページの認知症の本人とその家族を支える地域づくりということで、イメージ図が出てきたんですが、この区民意見の中では、若年性認知症へ対応してほしいということで意見が出されていて、総合戦略のところで書かれている文章では、要支援79.2%、要介護71.3%が何らかの認知症に対する支援が必要と考えているという、そういう方向が出されているのと、それから、介護者が休息できるよう、認知症の方を預けるサービスや、あるいは認知症の診断を受けた直後にサービスの情報提供や認知症の診断を受けた直後のサービスの情報提供等の具体化をしてほしいという、こういう御意見があるわけですが、この辺のところイメージ図が出てきましたけど、具体的に、今の段階でこういう意見なども取り入れていくことができるのかどうかということと、それから、高齢者あんしんセンターに認知症支援コーディネーターの方を置いてというふうになっていますけど、今の計画で、一番身近な相談場所で大分、高齢者あんしんセンターも認知度が上がってきましたけど、私の周りではまだまだ知らない人がいるということで、このイメージ図のところを、もっとこの認知症コーディネーターがいてというようなところ、これから一人暮らしがもっと増えていくわけですから、この認知症の問題というのは本当に深刻な問題になってくるというふうに思うんですが、その辺のところではいかがかなというふうに思うのが1点と。

それから、成年後見制度ですけども、この間視察で八女市に行ってまいりまして、まとめの冊子ができまして、八女市の図面がこのように載っているんですけども、文京区も図表で出していただきましたけれども、困難事例について、複雑化した問題については重層的支援会議に文京区もかけて計画プランをつくるというふうになっていますが、八女市の場合は、計画プランと一緒に重層会議でやって検討をして、この問題が解決をしても継続支援が必要な場合には包括支援のほうに戻して、また対応するというところでやるわけですけども、その辺のところでも文京区としても、もう少し細かい配慮が必要なんじゃないかなというふうに思

うんですが、その辺いかがでしょうか。

あともう1点だけ、ごめんなさい。

○吉村委員長 3時になりましたので。もうあと一言だったらば一つと続けてください。

○関川副委員長 介護保険。

○吉村委員長 まだあるんですね。そうしたらここで、3時になりましたので、ここで1回休憩を取らせていただきます。

それでは、3時になりましたので、休憩に入りますが、ここで理事会の開催について協議をさせていただきたいと思います。

今後の委員会の進行について協議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 それでは、理事の皆さんはそのままお席にお残りいただきますようお願いいたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時29分 再開

○吉村委員長 時間前ではございますけれども、各委員全員そろいましたので、厚生委員会を再開したいと思います。

まず、先ほど開会いたしました理事会についての報告をさせていただきます。

現時点で報告事項が11件残っておりまして、一般質問も3名から3件出ていることから、一般質問を含め、2日目の午前中で終わるように皆様に御協力いただけるということが確認されましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告事項1の質疑の途中、関川副委員長の質疑の途中からお願いいたします。

○関川副委員長 244ページのところの介護第9期の計画ですけど、これは今日のところでは要望だけにしておきます。

15段階から20段階に拡大をされていまして、10億円の基金を入れて、基準額があまり、抑えたという御努力はお認めしますけれども、今回、区民意見のところ、かつてなく多かったのが介護保険料を引き上げないというというのがかなり多く寄せられておりましたので、ぜひ、その辺のところでは、所得の低い方のところ、第1、第2、第3段階を減額するという御努力はしていただいているんですが、ぜひ、この介護保険料を残りの基金も使って引き下げていただきたいということで、また、これは中間議決のときにやるんですよね。要望でお願いしたい。

あと、さっきのことです。

○吉村委員長 木内地域包括ケア推進担当課長。

○木内地域包括ケア推進担当課長 188ページの認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージについての御質問なんですけれども、区ではこれまでも認知症施策大綱に基づきまして、必要な事業を実施し、体制を整えてきたところでございます。若年性認知症の方への取組につきましても、156ページの1-3-15になるんですが、若年性認知症の方への取組に記載のように、既に取組を行っているところでございます。

一方で、要介護・要支援認定者の約6割、人数にすると高齢者の10人に1人は認知症により何らかの支援を要するような状態があるということと、あとは国の統計になりますけれども、MCIという軽度認知障害の方も含めると、実は文京区の人口で割りますと約30%、1万4,000人ぐらいの方が何らかの認知症であったり、認知機能低下があるというふうに推計されております。あんしん相談センターの相談件数も増えておりまして、先ほどお話に出ております認知症支援コーディネーターへの相談件数も少しずつ伸びているようなところでございます。

こうしたことを受けまして、新たな計画のほうでは、各事業をこちらのイメージ図のほうに載せさせていただいて、前回よりバージョンアップした形で見せているんですけれども、こちらの思いとしましては、認知症を自分事として、要は3人に1人は認知症になる、なり得るところで自分事として考えていただきたいということと、あとは、地域にはこれだけたくさんの資源があるということを皆さんに知っていただきたいという思いで図を載せております。

計画の中で、本人交流会ですとか、「チームオレンジBunkyo」のほうもこれから活動が始まっていきますので、こうした取組を行うことで、認知症になっても希望を持って自分らしい生活を皆様に送っていただけるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○吉村委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 重層的支援体制整備事業におきましては、八女市と同様に、私どものほうも計画を立てました、解決しました、はいおしまいというわけではなく、その後もちゃんと、きちんと見て、伴走していくというのが一番重要なところになってきますので、我々の体制もそのような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○吉村委員長 よろしいですか。

○関川副委員長 はい、ありがとうございます。

○吉村委員長 それでは、以上で報告事項1の質疑を終了いたします。

続いて報告事項3、障害者（児）施設整備促進事業の拡充についての御説明をお願いいたします。

橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 資料第4号に基づき御説明いたします。1番、概要は、障害者グループホームや生活介護事業所など、ニーズが高いものの、民間事業者による施設整備が進みにくい状況に対し、整備の促進を図るため、整備費補助金の補助限度額と補助率を引き上げるものです。

2番、レベルアップ内容について、(1)と(2)は、創設として新たに建物を造る場合であり、例えばグループホームは、1ユニット定員4人以下の場合、補助限度額は現行2,500万円に対し、レベルアップ後は5,000万円になります。また、補助率は現行4分の3から10分の9に変わります。

2ページ目を御覧ください。(3)は放課後等デイサービスをテナントで改修する場合に、初期費用としての家賃等を補助するもので、補助限度額を増額するものです。3番、スケジュールは、現行の補助要項を改正し、4月から施行します。御説明は以上でございます。

○吉村委員長 続いて、報告事項4、文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）についての御説明をお願いいたします。

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 それでは、資料第5号に基づきまして御報告申し上げます。

まず、この本件につきましては、11月の厚生委員会におきまして素案について御報告させていただいておりますので、前回の報告から変更した点について御報告させていただきます。

まず、本計画につきましては、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしましたが、特に御意見は寄せられておりませんでした。

それでは、11月の厚生委員会の報告事項からの主な変更点について御説明いたします。

1ページ目の(3)を御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、素案から主な変更点をまとめておりますが、まず第1点目といたしまして、地区別分析を追加しているところでございます。文京区内を4つの生活圏域に分けさせていただきまして分析を実施したもので、具体的には、右下に記載している通しページのまずは14ページ、次が38ページの図表の19、39ページの図表の21、43ページの図表の28、こちらが4圏域を表記させていただいて分析をしているところでございます。

次に2点目といたしまして、本計画の目的や本区の現状から選択をしたコラムを追加させていただきます。具体的な同じく通しページといたしましては、33ページ、37ページ、44ページ、46ページ、61ページとなります。

3点目ですけれども、これは50ページになりますけれども、50ページをお開きいただきまして、こちらの悪性新生物、がんの早期発見、早期治療に係る評価指標を見直しているところでございます。当初は医療費総額に占めるがんの治療費に係る医療費の割合の増減で見えておりましたが、今回はがん患者お1人当たりに対してがんの治療にかかる医療費に変更しているところでございます。

次に4点目でございます。令和4年度の実績値が確定したところから、52ページの事業番号1、55ページの事業番号4についてはアウトプット指標を、54ページの保健事業3につきましてはアウトカム指標の計画時策定実績をそれぞれ更新させていただきます。

5点目につきましては、令和4年度の実績値の確定により、54ページのアウトカム指標の目標値、67ページの特定保健指導の目標値を見直すとともに、55ページにおいてアウトカム指標の3つ目を新たに新設して追加したものでございます。

御説明は以上となります。

○吉村委員長 それでは、報告事項3、障害者（児）施設整備促進事業の拡充についての御質疑をお願いいたします。御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員 では、この資料のレベルアップ内容のところを拝見いたしまして、障害者グループホーム整備についてお伺いしますが、これは整備のニーズがどれくらいあるのかというところですか。事前に伺ったところによると昨年度の実態調査では、対象者の4割が今後グループホームで生活することを希望しているという結果をお聞きしておりました。今回の補助率、限度額の増によって、新設が期待できると思いますけれども、どのくらいニーズを充足することができるか考えられるか、あるいはその業者さん、何か当たったようなことがあれば、どのくらいその候補といたしますか、反応があるのかお伺いしたいと思います。

それが1点と、次が裏面の放課後等デイサービスの開所費用補助については、区内の賃料の相場から見ると妥当な額に近づいてきたなというふうに評価させていただきます。ただ、仲介手数料については、2か月と書いてあるんですけれども、これは宅建業法で上限が1か月分プラス消費税と定められているので、もし2か月分払っちゃうと違法になってしまいます。

事前に伺ったところでは、賃料20万では収まらないので、1か月分掛ける2の40万円以内の実費をお支払いしているというところで理解はしているんですけども、誤解を招かないような表記にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 1点目のグループホームのニーズについてでございますけども、昨年度の実態意向調査では、今御説明がありましたように、調査の結果としてグループホームの整備が必要であるという回答が約4割ありまして、もう一つの質問として、将来グループホームで生活したいという質問に対しては17.3%の回答がありました。こうしたことから、知的障害のある方にとって、将来の希望としてグループホームでの生活を望まれている方は一定いるということで、ニーズは高いというふうに受け止めております。

この整備につきましては、グループホームについては、新しく建てる場合には、一つの施設で定員10人とというような基準もございますので、数を建てていくということによって、区内でのニーズに応じていくということが必要であるかなというふうに思っております。実際には、区外の施設も含めて、希望される方に対しては個別に支援を行っているところであります。事業者の文京区内での事業展開の意欲ということにつきましては、物件の確保ということが一番の課題であるというような御意見もございますので、今回の拡充によって、事業者の方にとっての整備に向けた意欲が高まるように後押ししていきたいと考えております。

2つ目の仲介手数料につきましては、御指摘のとおり、法律によって実際の契約においての手数料は家賃と消費税ということで、家賃1か月分と消費税ということでございますが、こちらの改修費補助におきましては金額ベースで捉えておりまして、実際に支払った仲介手数料の金額と補助限度額の2か月分を比較して、少ないほうを補助額としているところでございます。

今回の資料の記載については、誤解を招きかねない表現との御指摘もいただいておりますので、実際の運用に当たっては、補助金を利用される、検討される事業者に対し、適切な説明に努めてまいります。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。訂正いただいてありがとうございます。グループホームで生活したいと考えていらっしゃる方が17.3%というところで不勉強でした。申し訳ございません。

そうすると、掛け算すると、大体どれぐらいがニーズなのかなというところが出ると思う

んですよね。なので、その数字を持っていただいて、一方で計算してしまっ、それと区内の数を比較して足りないじゃないかみたいな議論にもなりかねないので、すごく難しいのかなとも思うんですけれども、どのぐらいというところは、ぜひ見ながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○吉村委員長 以上ですかね。

続きまして、松丸委員。

○松丸委員 今、話を聞いていて、非常に専門家でもあるので、不動産だねというのは、すばらしい、そういう指摘をされるなというふうに思いました。しっかりその辺は大事な部分だな。特に今回のレベルアップするところというのは、我々も毎年障害者団体の方と夏に意見交換会する中では、一番このグループホームが少ない、または生活介護のこういった施設を拡充してもらいたいというのは、切実なる、利用者からの意見というのはもう事実だと思うんですよね。

ただ一方で、なかなかそういう事業をしたいんだけど、文京区はどうしても土地が高いし、いろんなそういう幾つかハードルが高いということで、今回こういうふうに補助率を高く上げて、参入しやすいような環境をつくっていくというのは非常に大事だと思うんです。

同時に、そういった事業者が進めていくときに、どうしても説明会をやっていくときに、地域の理解をまたいただいていかなきゃいけないという、これもまた一つ大きなハードルもあるわけですよね。その辺も含めた区としての後押しというものをしっかりしていただきたいかないというふうに思います。

これは2月の15日の東京新聞の夕刊の1面に大々的に出ていたんですけれども、国内では最高齢の現役の女性監督である山田火砂子さんという92歳の方が、相模原市の障害者の施設の津久井やまゆり園の殺傷事件、これがあって、これをきっかけに知的障害の両親を持つ少女の成長を物語った、こういう映画を「わたしのかあさんー天使の詩ー」というのが、現代プロダクションが今度やって、寺島しのぶさんが主演をするんだけど、これは非常に、僕もまだ映画自体はまだ見ていないんですけれども、先日試写会もあったと聞いたんですけれど。

こういったものも、一つの障害者との理解を深めていく、地域の中でどう促進していくかということも、非常にノーマライゼーションという観点からもいくと大事な部分なんだけど、その辺は、こういうハード面のこういう部分と同時に、そういう部分はどういうふうに今後レベルアップじゃないけども、進めていくかということをお聞きしたいと思います。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 障害者の方の施設を建てるという場合に、地元の方にとっては様々な考えをお持ちになるかというふうに思います。その中で、例えば不安があるということであつたら、その不安がどこに原因があるのかということを考えて、それがもし知らないからということであれば、その点についてお互いに知るような取組を進めていくということは必要であると思っております。

具体的な方法としましては、区において心のバリアフリーを進めていくという取組を行っておりますので、障害の理解を促進するようなことであるとか、実際、障害のある方の生活や人生がどうなっているのかということを知って、お互いに理解を深めていくというようなことを具体的に伝わりやすいような形で広めていくということが大事だと考えております。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 ぜひ、これだけこの事業、必要な事業をレベルアップしていくわけですから、事業者のほうも、この大きな社会貢献になっていくんだという、そういう意味からも、しっかりと両面をアピールしながら取り組んでいていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 続いて、山本委員。

○山本委員 特に、こういったグループホーム、障害者の相談もかつて聞きました。土地柄、文京区はなかなか事業者も参入しづらいということで、他区のほうにも当時見に行ったりもしましたけども、そういった流れの中で、親御さんが、資産や生活力が非常にあるおうちの家庭は、それでも心配は心配だという声がありますけども、そういった中でこういった拡充がされるということは非常にありがたいというふうに思っております。

ここで、新規参入ということでの呼び水的な支援の拡充ということではいいんですが、逆に今運営している事業者に対しては、何か特別な、これに伴って助けてあげようというような制度などは考えてあるのかなというふうに思っています。もう既にやっているということであれば、教えていただければというふうに思います。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 区内で障害者施設を運営している事業者に対しましては、運営する施設の種類によって様々な補助メニューというものもございまして。また、グループホームに関しては、グループホームを利用されている方に対して家賃助成というような補助などもございます。様々な形で、現に運営されている事業者に対しては、補助などを行うとともに、また本来の収入、主たる収入であるサービス費をしっかりと得ながら、円滑に運営できるよう

な経営ができるように、区としても様々な支援ということで、相談等も含めて取り組んでいきたいと考えております。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ、さっきの白山じゃないですけども、新規参入もやりながら、また既存の施設に対してもケアをぜひ行っていただきたいというふうに思っています。

最後に、これは新規参入はどれくらい件数として見込めそうかというのを何か描いていたら教えてください、数字だけ。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 新規に関して、グループホームですとか生活介護といった、これから新しく建てるということに関しては、幾つかの相談も受けているところでもありますけども、具体的な計画にはまだ移っていないというところがございます。

一方で、放課後等デイサービスの開所に向けては、具体的な相談なども来ておりますので、こういった制度を活用していただきながら、文京区内で事業展開できるように後押しをしていきたいと考えております。

○吉村委員長 それでは、浅田委員。

○浅田委員 私は放課後デイサービスについて質問させていただきます。こうした事業は、今回の御提案は歓迎なんですけども、実はこれは、国のほうで聞いたところでは、放課後デイというのは、その子の成長とか、それから学力とか含めて支援していくという性格が強いと思うんですけども、どちらかというと、連れてきたら、もうその子が楽しんでいけばいいんだというような、そういう事業者さんも横行しているということになって、それについて対応しなきゃいけないというのが国のほうで議論されているというのを伺いました。

文京区においても、もちろんそういうことはないと思いますけれども、こうした補助というか支援を行うのに併せて、その内容、放課後デイサービスの中で行われている内容についても、文京区としてはきちっとチェックじゃないですけども、内容について把握をしていくというシステムが必要ではないかと思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。これだけです。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 事業所に対しましては、指導検査という取組を行っておりまして、1年間、全ての事業所ではありませんけども、事業者が運営基準に沿った事業運営を行っているかであるとか、また利用者に対して適切なサービスを行っているかという観点から検査を行

い、必要に応じて指導を行っております。こういった実地調査は一部の事業所になりますけれども、そのほかに、区内の全ての事業所を対象にして、放課後等デイサービスを含めて集団指導ということを行っているところでございます。

こうした指導検査の機会、また集団指導のタイミングを捉えて、事業所とはコミュニケーションを図りながら、各現場において適切な支援がなされるように努めてまいりたいと考えております。

○吉村委員長 ありがとうございます。

続いて、関川副委員長。

○関川副委員長 グループホームがなかなか設置が進まないということで、補助額を倍増して、グループホームをつくるということや、それから生活介護、放課後デイ等の充実をするということで御報告がありました。

グループホームについては、前期3年の、これから新しい計画になりますけれども、それとの関係で、実績との関係、それから、今後その実績に見合わなかった分をどういうふうに補って計画をしていくのかということと、それから、この間方向性で出されております、槐の会が向丘のほうに移りますよね。そういったときにグループホームということや、それから湯島の総合センターもグループホームですか、障害者施設が入るといような方向性がありますけれども、それらも含めて設置についてはどうなのかということです。

それともう1点ですが、生活介護について、日中活動系サービスについてですけれども、これについては不足をしているということで、区立小石川福祉作業所で、令和3年1月から生活介護を実施しているという、こういう実態がありますけれども、これについても、今後の3年間の計画でどこまで達成をさせていくのかということと、あともう1点、放課後デイについては、この間議論した中で、中高生のお待ちになっている方が100人ぐらいいらっしゃるということで、ここの放課後デイについても何か所を目指していくのかという、その辺りを教えていただきたいと思っております。

○吉村委員長 橋本障害福祉課長。

○橋本障害福祉課長 グループホームの整備につきましては、ニーズが高いということは捉えている上で、実際、区内で施設ができるということに関しては、新しい障害者（児）計画においては、令和6年度から3年間で3か所という内容で事業量としております。

こちらは民間事業者による整備も含めての数でございしますが、公有地などを活用して障害者施設を整備していく場合には、障害者グループホームについても、そちらの条件などを見

ながら、必要なものについては進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の生活介護につきましては、こちら新しい計画では、生活介護を含めた日中活動系サービス施設ということで、2か所を計画事業量としております。今、特別支援学校等に通っているお子さんで、その方々が社会人となっていくときの進路先として、こういった施設については、また引き続きニーズがあると捉えておりますので、こちらについても同様に、整備に向けて取組を進めていきたいと考えております。

3点目の放課後等デイサービスについては、今100人とおっしゃったこの数字ですけども、私がこの厚生委員会で申し上げてきた数字としては、中高生で利用を希望されている方の人数が100人ということで申し上げてきたかと思うんですけども、いずれにしても、利用を希望されている方というのは多くいらっしゃるのが現状でございますので、こちら新しい計画では、放課後等デイサービスと、あと未就学のお子さんに向けた児童発達支援を含めて、4か所という事業量としております。こちらについても、必要な方がいらっしゃるというふうな受け止めをしておりますので、同様に取組を進めてまいりたいと考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 そうすると、グループホームは民間だけで3か所ということで、区が関わる部分については、また別の考え、一緒で。そうですか、じゃあわせて、ぜひ促進方をお願いしたいと思います。私の知っている方が実家で両親と生活をしていたんですが、糖尿病と若年性関節炎等がありまして、度々食べ過ぎてしまうので、バランスのよい食事と規則正しい生活が必要という判断で、グループホームに入居をして、日中はベーカリーで仕事をしているということで、グループホームは大切なことがこういう例からもありますので、ぜひお願いしたいのと。

それから生活介護については、利用される方が多いというのがこの間の障害者の実態調査でも明らかになっておりますので、ぜひ、この計画をきちっと進めていっていただきたいのと、放課後デイについても、これは10年ぐらい前からの事業ですけども、中高生をはじめ就学前のお子さんも含めて、利用されたい方がたくさんいらっしゃるという実態がありますので、ぜひそれに見合った施設になるようお願いしたいと思います。以上です。

○吉村委員長 以上で報告事項3の質疑を終了いたします。

続いて報告事項4、文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）についての御質疑をお願いいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

続いて、保健衛生部8件、それでは保健衛生部より8件。

まず報告事項6、文京区妊活相談事業の実施についての説明をお願いいたします。

田口健康推進課長。

○**田口健康推進課長** それでは、報告事項6、文京区妊活相談事業の実施について御報告申し上げます。資料第7号を御覧ください。

まず、項番1の概要ですが、不妊治療には経済的な負担のほかに治療を受ける方の心理的な負担も伴います。そのため、これまで実施してきた不妊治療費の助成に加えまして、新たに妊活、不妊に対する不安や悩みへの相談事業を委託して実施するものです。

2の事業内容ですが、(1)の丸1、個別相談内容は記載のとおりとなりますが、主なものとしましては、妊活のための健康管理や基礎知識の提供、治療によるストレス・不安などへの相談となります。丸2の相談員ですが、こちらは不妊症を専門としている看護師、心理士等となります。対象となるのは、子どもを持つことを望む区民といたします。そして相談する際の通信手段としまして、丸4と丸5になりますが、テキストメッセージによる相談とオンライン通話による相談を用意します。(2)のセミナー開催ですが、こちらは個別相談とは別に年1回開催する予定でございます。

3のスケジュールは記載のとおりとなります。報告は以上です。

○**吉村委員長** 続いて報告事項7、文京区自殺対策計画（案）についての御説明をお願いいたします。

小島予防対策課長。

○**小島予防対策課長** 報告事項7、文京区自殺対策計画（案）について御報告いたします。資料第8号を御覧ください。

この度4回の自殺対策委員会及び自殺対策推進計画を踏まえ、文京区自殺対策計画（案）がまとまりましたので御報告いたします。パブリックコメントを実施いたしましたが、御意見につきましてはゼロ件でした。

自殺対策計画（案）につきましては別紙のとおりですが、計画（案）の素案からの変更点ですが、計画の構成、章立てなどにつきましては、素案からの変更点はございません。主な追加項目、変更点につきまして、申し上げます。

9ページにつきまして、自殺対策計画とSDGsとの関係についての記載を追加いたしました。19ページに、(7)といたしまして、自損行為、搬送人員の推移のデータを追加いたし

ました。36ページにアンケートの回答者の属性を追加いたしました。57ページに、4、悩みを抱える人への支援のところで、2段落目に、災害時における支援の必要性等の文章を追加いたしました。

64ページで、(2)の施策ごとの指標といたしまして、1の啓発周知を、自殺予防相談窓口リーフレットを知っている人の割合と変更いたしました。また人材育成では、来年度から開始する、全職員を対象としたゲートキーパー研修を実施するに当たり、ゲートキーパー養成講座を受講した者が所属する課の割合と変更いたしました。その他表現の修正や文言の整理を行い、最後に巻末に参考資料をつけております。3月に文京区自殺対策計画の策定の予定としております。

御報告は以上です。

- 吉村委員長 続きまして、報告事項8、精神障害者福祉タクシー事業及び自動車燃料費助成事業についての説明をお願いいたします。

小島予防対策課長。

- 小島予防対策課長 報告事項8、精神障害者福祉タクシー事業及び自動車燃料費助成事業について御報告いたします。資料第9号を御覧ください。

区内にお住まいの精神障害者保健福祉手帳1級の方に対し、福祉タクシー利用券交付及び自動車燃料費助成を実施いたします。ただし、一定の所得以上の方や、既に文京区福祉タクシー事業または自動車燃料費助成事業を受けている方は対象外となります。想定対象者は85名です。助成内容は、各月4,100円の助成で、タクシー券または燃料費助成のいずれかとなります。実施期間は令和6年4月から申請受け付けを行います。周知方法は、区報、SNS、区ホームページを予定しております。

こちらの報告は以上となります。

- 吉村委員長 続きまして、報告事項9、文京区感染症予防計画（最終案）についての御説明をお願いいたします。

小島予防対策課長。

- 小島予防対策課長 続きまして、報告事項9、文京区感染症予防計画（最終案）について御報告いたします。資料第10号を御覧ください。

この度、予防計画の最終案がまとまりましたので御報告いたします。

まず、パブリックコメントを実施いたしまして、1人の方から3件の御意見がありました。2ページから3ページ別紙1に御意見と区の考え方を示しております。

1点目は、感染症の分かりやすい情報提供の在り方についての御意見でした。いただいた御意見を踏まえ、今後もより一層分かりやすい情報提供に努めてまいります。

2点目と3点目は、巻末資料の数値目標に関わる御意見でした。現在の新型コロナの感染状況が定点把握の報告となっており、定点の数で表されていることより、数値目標についても定点の数で表したほうがいいのではないかと御趣旨の御意見でした。

こちらは新興感染症となると全数把握となること、また、新型コロナの第3波、第6波における保健所体制を基に体制を考えていくという東京都との表現、考え方と整合性を図っているという御回答としております。

計画の内容につきましては、前回1月の厚生委員会で御報告した際の4章立ての構成内容には変更ございません。

最終案につきましては、4ページの別紙2の概要で御説明いたしますと、新たに追加した項目につきましては、第3章の一番上の統一かつ機動的な対応体制の確保という項目で、新興感染症発生には、都による総合調整の発揮が特に必要とされることから明記してまいります。

また、第4章におきまして、最後に、感染症の後遺症対策という部分を追記しております。新型コロナにおいて後遺症に悩まされる方が多く出たことより、新興感染症発生時に起こり得ることとして追記しております。その他、内容の追記・変更点として、都の取組の明確化、リスクコミュニケーションにおける区民を含めた関係者の理解・協力、HIV／エイズ、性教育の部分で、教育機関との連携など、様々な世代や立場の方に向けた啓発に取り組むことの追記を行っております。

さらに、脚注の追加や、巻末資料として語句説明の追加、イメージ図の追加、また差別や偏見をなくす対象として、患者だけでなく医療従事者やその家族についても追加しております。その他、東京都との整合性や内容の整合性を図るため文言修正を行っております。3月に文京区感染症予防計画の策定といたしたいと思っております。

御報告は以上となります。

続けていいですか。

○吉村委員長 10のこと、はい。

○小島予防対策課長 報告事項10、令和6年度予防接種実施内容の変更点についてです。資料第11号を御覧ください。

まず、1の定期接種ですが、(1)の5種混合ワクチンの導入で、現在4種混合ワクチンと

H i b ワクチンで行っているものを、5種混合ワクチンとして導入されますので、4月よりそちらが基本となります。

また、(2)の小児肺炎球菌ワクチンですが、現在13価ワクチンで行っておりますが、15価のワクチンが承認されたことにより、4月からは15価ワクチンでの接種を行います。

(3)の高齢者の肺炎球菌のワクチンの対象者につきまして、本年度までは国の特別措置として、65歳以上100歳までの5歳刻みでの接種となっておりますが、本来の定期予防接種の対象である65歳の方、及び60から65歳の内部障害のある身体障害者1級所持者の方となります。接種自己負担は、来年度は1,500円の予定です。

2の任意接種についてです。(1)のおたふく風邪ワクチンにつきまして、これまで1回のみの助成としていたところですが、助成回数を2回までに拡充いたします。

(2)のHPVワクチン男性接種費用補助につきまして、HPVワクチンの定期接種で行っている女性と同年代の男性を対象に、任意予防接種について全額助成をいたします。

(3)の高齢者肺炎球菌の任意接種についてです。今年度までは75歳以上の一度も文京区での定期任意予防接種を受けられたことのない方に助成をしておりましたが、来年度は、66歳以上の方で、一度も接種を受けられたことのない方に1,500円の自己負担で接種を受けていただけるよう助成いたします。

私からの御報告は以上となります。

○吉村委員長 続きまして、報告事項11、新型コロナウイルスワクチンの接種状況等についての御説明をお願いいたします。

内宮新型コロナウイルス感染症担当課長。

○内宮新型コロナウイルス感染症担当課長 では資料第12号、新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について御報告させていただきます。

まず項番1、令和5年度秋開始接種の接種状況等についてでございます。現状、文京区の接種率につきましては、全区民を対象としたところでは接種率20%程度、65歳以上の高齢者に関しては55%といったような状況になってございます。

続いて項番の2、令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンの接種についてでございます。年末に厚生労働省が行った自治体説明会について、来年度の接種の方向性について、下の表にまとめたとおり、一定示されたものでございます。まず、接種の分類といたしましては、6年度からはB類疾病の定期接種という形に移行すること。接種対象者については、65歳以上の高齢者、あと60歳から64歳で重症化リスクの高い方、ここが原則に対象になって

まいります。また、自己負担については、ありという考え方。接種回数、接種期間につきましては、年に1回、秋冬を想定という内容になってございます。

続いて、次ページになりますけれども、3番、接種費用についてでございます。令和5年度までは全額国費という形の被接種者費用負担なしで実施をしてまいりましたが、6年度以降は定期接種となることに伴いまして、被接種者に費用負担というのが生じる形になります。来年度のところの費用の助成につきましては、季節性インフルエンザやその他の感染症の動向等を踏まえ、今後検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

最後、項番の4でございます。定期接種化に伴う集団接種会場の終了等につきまして、3月末までが臨時接種の期間となることに伴いまして、集団接種会場と、あと区のコールセンターは年度末をもって終了となります。

報告としては、以上です。

○吉村委員長 続きまして、報告事項12、産後ケア事業の拡充についての御説明をお願いいたします。

大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 報告事項12、産後ケア事業の拡充について御説明させていただきます。資料番号13号のほうを御覧ください。

退院直後の母子に対して行っております産後ケア事業につきまして、来年度より拡充を行うところでございます。まず、宿泊型ショートステイの事業の拡充としまして、対象者を大幅に拡大し、産後ケア事業を必要とする全ての産婦及び乳児が利用できるようにするとともに、利用者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

自己負担額の部分ですけれども、現行の費用助成に加え、さらに回数は限定されますが、1回2,500円の個別助成のほうをさせていただきます。また、個別で支援を行えるよう、施設において日中、来所した利用者に対し、休養の機会を提供するデイサービス型サロンを新たに設けさせていただきます。対象者は、産後ケア事業を希望する生後6か月に満たない乳児及びその母親となります。実施施設は八千代助産院「おとわバース」のほうになります。

自己負担額は1回3,000円ですが、2,500円の補助のほうが利用できるような形になります。今後のスケジュールにつきましては資料のとおりとなっております。

御報告は以上となります。

○吉村委員長 続きまして、報告事項13、バースデイサポート事業 家事育児パッケージの増額についての説明をお願いいたします。

大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 報告事項13、バースデイサポート事業 家事育児パッケージの増額について、資料14号のほうを御覧ください。

1歳前後の子どもがいる家庭に配布しています育児パッケージについて、額の増額のほうを行ってまいります。配布対象ですけれども、令和5年4月1日以降に出生されました、区内在住の1歳を迎える子どもを育てる保護者、対象の子ども人数につきましては、2,000人を想定しているところであります。

配布物品は現行の額に5万円を上乗せしたQUOカードペイのほうに変更させていただくこととなります。配布方法につきましては、従前どおりの配布方法となります。

なお、本事業に係る経費につきましては、東京都の補助金「とうきょうママパパ応援事業」を活用し、補助率は10分の10という形となります。

今後のスケジュールにつきましては、3月に広報等を通じて区民のほうへ周知し、4月から運用開始となります。

御報告は以上となります。

○吉村委員長 それでは、報告事項6、文京区妊活相談事業の実施についての御質問をお願いいたします。

御質問がある方は挙手をお願いいたします。

のぐち委員。

○のぐち委員 それでは、簡潔にまとめまして、2点お伺いいたしたいと思います。

まず1点、年齢制限について書いていないんですけれども、不妊治療の助成については、令和4年度から保険適用がされて、43歳未満になったということで、文京区もそれにならって補助を行って、東京都では、別の助成では40歳未満の方とかそういうふうに年齢を設けているわけですけれども、今回の相談事業について年齢制限を設けなかった意図というのはどういったものがあるんでしょう。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 もともと現在やっている不妊治療費の助成なんですけど、年齢制限のほうは特に設けなかったのは、実際、年齢制限のある助成金のほうがありますので、そういった中で、お問合せで、43歳以上なんですけど大丈夫ですかというようなお問合せも時々ありますので、この相談については特にそういったものは設けないということで最初から決めていましたので、特にその理由というか、そこは最初から設けないという、ただ決めてやってい

ます。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。今お話の中で出た、助成事業の話になっちゃったんですけど、43歳以上の方の申出というのは、課長がつかんでいる限りで割合としてどのぐらいいらっしゃるんですか。ある程度、一定数あるのか、本当に母体の中ではすごい小さい割合なのかというのは、どのぐらいを見ていらっしゃるってこの年齢で。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 こちらの助成費の申請の問合せのときにあるんですけど、あまりないです。本当に年に数件だと聞いていますので、ほとんどの方は年齢制限を分かっているの、聞いてこないということだと思います。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。本当に年齢制限なく本当に門戸を広くやってくださるのはよいことだと思いますので、ぜひ、撤廃して話を聞くとか、とてもよいことだと、続けてほしいと思っています。

もう1点、告知の仕方というか周知方法なんですけれども、不妊に悩まれているような方たちをどこで捉えるというか、どこ向けでやればいいのかというのは、例えばお子さんをお持ちの方であれば区有施設の児童福祉施設とかであれば分かりやすいし、学校とかだったりする、ターゲットが絞られていると思うんですけども、カップルでお子さんがいらっしゃらない方たちがどこに来て、どこでこの相談事業を出す御予定というのはありますか。区報とかですかね。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 まだ具体的にそこまでは想定はしていないんですが、区報とか区有施設の窓口にチラシを置くとかポスターとか、そういったことですね。ですので、あとは、不妊治療を行っているような医療機関宛てに、文京区でこういったこと始めましたとかということをお案内していただくようなことを今、考えております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 そうですね。ぜひ、ピンポイントに行けるところ、不妊治療の医療を行っているような医療機関であるとか、そういったところで強く力を入れてやっていただきたいというふうに思いますので、お願いします。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 妊産婦支援の拡充ということで、非常にきめ細やかな対応がされてきているということで、よろしいかと思いますが、特に今回は、これに関しては妊活支援ということで、この間、不妊治療の助成についてやられてきましたけども、その辺の推移というのはどれぐらいになっているんですかね。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 特定不妊治療がまだ保険適用になっていない頃ですと、年間百数十件ぐらい延べで来ていたかと思うんですが、特定不妊治療の部分が保険適用になってから申請件数、金額ともがくっと減りまして、今は保険適用にならない先進医療部分のみなんですけど、令和6年度の予算で比べますと、令和5年度に比べてその助成費用は予算的には約半額ぐらい、それぐらい今落ちてきています。ほとんどが保険適用のほうで皆さん使われているような状況です。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 そちらに移行された方、一定数の対象者というかがおられるということの中で、非常にこの相談体制、特に24時間等ですが、また、こちらの資料を見ますと、そうそうたる専門性の高い専門家の先生が相談をしていただけるということなんですけど、私はこのテキストメッセージと相談という単語が初めてだったんですけども、24時間、これはいわゆる音声ガイダンス的なものでやるんですかね。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 この24時間のほうは、いわゆるLINEとかを使ってテキスト、メールよりもう少し詳しいものなんですけど、そういったものを文字で送っていただいて、それで一応、受付は24時間受け付けるんですが、回答のほうは、一応今の段階で3日以内に取りあえず何らかの回答をして、詳しい回答が間に合わないときは、一旦承りましたけどもう少し時間をくださいというようなことでお断りして、取りあえずまず24時間受け付けだけ受け付けておいて、それで回答は3日以内にするというようなことを今イメージしています。メールでのやり取りみたいな、そういうイメージです。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。私はこれをリンクさせちゃいけなかったのかと思うんですけど、この相談員の方たちという、このすばらしい専門性の持つ方ばかりここに書いてあるんですけども、その人たちとの直接のやり取りというのは、24時間の電話相談ということでいいですか。それともまた、あれば個別に伺って、相談に乗ったり、または直接対面で相談も乗っ

ていただけるというイメージでよろしいのでしょうか。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 こちらなんです、こちらに書いてありますとおり、まずマル4に書いてある、LINEを活用したテキストメッセージ、これは先ほど申し上げたメールみたいなものですね。その下のマル5のオンライン、Zoom会議とかでよく使うオンライン対面、そういったものの2通りなんです、実際に、それぞれ場所に先生が控えていて、それでそこに予約を取って、患者さんとか区民の方が行くということはないので、Zoomで、いながら自宅なり、先生方がいる場所、そういうところとつないで、対面で画面を見ながら、顔を見ながらということもやって。あるいは顔を見るのが嫌であれば、音声だけというのことができます。ですので、電話のほうは使わないです。そういったイメージです。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 その先生たちのところに相談がある人と区はどういう関わりで。つなげてあげるということでもいいですか。先生たちをここに抱えて、登庁してもらってということじゃないんでしょう。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 こちらへ事業を委託する事業者と、相談をする区民の方が直接、相談をやっていただきますが、その間には区は関与しません。それで、例えばLINEとかメール、テキストメッセージで送ってきた内容から、看護師の方がいいのか、臨床心理士の方がいいのかというのを先方で見繕って、それで回答するというような形です。それであれば希望であれば、予約制なんです、オンライン、Zoomでの予約というものもあるんですが、そのときは、あらかじめこういった内容で聞きたいんですということを言っておけば、それにふさわしい看護師だったり、心理士だったり、そういった方を面談相手として選ぶ。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 であれば、直接区の職員という立場じゃない人が相談に乗るわけですから、こういった不妊治療の医療機関の選択とかになるんで、御紹介をしたりするということは問題ないということでもいいんですよね。分かりました。事業の内容はよく分かりましたけども、これは私の感覚であれなんですけども、妊活相談、妊活支援ですね、今回の相談事業ということなんですけど、妊活というのはポピュラーなネーミングなんですか。ほかの自治体とかも、そういう公共関係のところとかも使っている単語でよろしいんですかね。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 世間では言われ始めてはきていますけど、公的な、正式なことで妊活というのはまだまだ使われ始めたばかりなので、あまりないのかなと。23区で同じような、先行してやっている区があるんですが、そういうところは不妊症相談事業とか、不妊とかそういった名称を使っているところが多いです。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ、その辺、私も妊活事業じゃどんな単語がいいんだというのはなかなか頭に浮かばないし、ぼろっと変なことを言っちゃうといけないんで今聞いたんですけども。そういった、ほかの区でもあるということであれば、これに限らず、今後、単語の使い方なんかも検討していただければいいかなというふうな思いです。

○吉村委員長 続いて、浅田委員。

○浅田委員 まとめて。ここで相談事業ということで、ここで書かれてあります、不安や悩みに寄り添うというのが、これが本当に大切だなと思っていますので、ぜひここについて力を入れていただきたいと思うんです。

実は私の知っている方は、子どもが欲しくてもできなくて、すごく精神的に、落ち込むっていうのかな、ほかの子どもが遊んでいる声とかを聞くと、精神的に参っちゃうというような方が。

○吉村委員長 簡潔明瞭をお願いします。

○浅田委員 僕が言うと何か全部長くなっちゃうのかな。難しいね。

○吉村委員長 そういう意味じゃないですけど。

○浅田委員 そういう雰囲気？

○吉村委員長 そうです。前置きが。

○浅田委員 簡潔に述べているつもりなんですよ。これから練習しますから。

それで、具体的に質問だけ言うと、オンラインで通話相談とあります。月4回となっていますが、これは4回設定するという意味、個人が4回相談できるという意味ですか。それと、時間帯が、結構働いている方がいらして、夜の単位もぜひお願いをしたいということ。

それから、個人情報、これをオンラインでやりますと、主催している区の側が情報管理すると、これはもちろんなんですけど、オンラインでやると、相談している側の方も録画することはできますよね。そうなったときに、行き違いがあったときに、今はなかなか難しい、いろんなこと材料に使うこともできますよね。そのときの対応というのはお考えになっているのかどうかということ。

それから、ぜひこれについては個人情報前提としつつ、全体の文京区という統計を取る意味での内容的な集計ですよ。これについてはぜひお願いしたいと思うんですが、これは簡潔明瞭でしょう。

○吉村委員長 ありがとうございます。

田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 今幾つか御質問いただきましたが、まずオンラインの月4回というのは、こちらの事業者が月4回、日を設定するという事なんです。個人で4回取れるというわけではないです。予約が個人で4回取ればそれでオーケーなんですけど。

時間帯ですが、委員のおっしゃるとおり、働いている方とかがかなりの割合を占めるかと思しますので、平日の昼間のほかに夜間帯も設定したり、あるいは土曜日ないし日曜日の日も設定するという事で、月にそういった組合せで4日ということ今考えております。

ですので、毎週何曜日の何時とか、そういった決まりではないんですが、毎月少しずつずらしていきますけど、ただ、夜間帯だったり土日だったり昼間だったりという、そういうところはちゃんと時間帯を分けて運用するように考えております。

それから、個人情報なんですが、こちらは必ずしも住所氏名を最初に伺わなくてもいいようにして、匿名でもいいということで、文京区の春日何丁目に住んでいるとか、その程度で大丈夫ということなので、取りあえず個人情報はなるべく集めないような形を取ります。

あと、集計なんですが、こちらはこういった内容の相談があったかというのを幾つかカテゴリーを分けまして、それで毎月何件あったかとか、例えば年齢で言うと30代とか女性とか、そこは聞くんですけど、そういった分類で受け付けた件数を毎月報告いただくような形を取ろうと考えています。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 個人情報というのは、今、医療機関でも始まっているそうなんですけれども、相談なり診療を受けたとしますよね。そうすると、トラブルを防ぐために録音させていただきますとか映像を撮らせていただきますというのは、これは主催なりしているところが適切な対応ができているということを証明するために持ちますよね。ところが、結構、相談してこんな答えをもらったのに駄目だったんじゃないかとかいう、相談を持っていった側が、クレームとは言いませんけれども、誤解があってトラブルに発展するというようなことも、もしかしたら想定しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っただけの質問なんです。言っている意味は分かりますか。

最近、ほら電話で何かやったら、必ず録音しますというふうになっているでしょう。いろんな事業者さんなんかは。という、お互いの結構シビアな問題も含まれるので、お互いのトラブルを防ぐための対策というのも必要ではないでしょうかということなんですけど、いかがでしょう。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 そういった意味では対策を取るというのは必要かと思います。ただ、まだ始まってみて、どういった内容の相談があるか、先行している区に聞いても、まだ件数的にはそんなに多くはないということなので、またトラブルに至るようなことというのは特に伺っていませんので、こちらについては、やりながら必要に応じて検討していこうと思います。ですので、あとはこちらの相談ですけど、治療とかそういった行為とはまた違いますので、あくまでも情報提供、あるいは相談に乗って、それで自己決定するのは本人なので、そのための情報を提供するという、そういったことに徹しますので、あまりこちらから前のめりで、こうしなさいあしなさいというようなことではやりませんので、その辺りはさじ加減もあるかと思いますが、やりながら検討していきたいと思います。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。2点ありまして、まず、1つは確認で、東京都でも同様の相談事業をやっていて、電話で毎週火曜日やっているというところで、その上で、文京区でやる意義をひとつお伺いしたいというところ。それから、先行してやっている自治体の事業者さんのページを見たら、9対1で男性もいるけれども、少ないというところで、今後の周知にはどんな工夫を考えられているのかというところ。

先ほどのぐち委員からも質疑がありましたけれども、どう周知していくのかというのは本当に難しいと思うんですけども、一つとしては、2人目3人目の不妊というのが意外とあるんです。私も今子ども4人なんですけど、2人と3人目は治療していたというところがあって。そうすると子どもを連れながらの妊活というのは結構1人目とは全く違う大変さというのがあるんです。そういったところの周知を子どものいる施設も含めてぜひやっていただきたいと思うので、お考えを伺いたい。

あともう一つ、先ほど妊活という名称の質疑が山本委員からありましたけれども、かなり普及してきてはいるので、なるべく妊活とフランクに言い合えるような形にしていきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 東京都が同種の事業を電話相談でやっていたということなのですが、こちらは今回始めるに当たりまして、東京都の助成事業を使っているんですね。東京ユースヘルスケア推進事業市区町村支援ということで。これによりますと、今申しあげました不妊症・不育症に関することとかの相談とか事業に使えるということで、東京都のほうも、こういった自治体向けにそういった支援を行うということでこういう補助事業を行っていますので、そうしたところからもやる意義はあるんじゃないかと考えております。

それから、男性のほうが利用するのは少ない、確かにそうですね。今回一応想定しているのは、妊活というか、不妊治療を続けている女性の方のみならず、その配偶者であったりとか、あるいはその家族で、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが、うちの娘が悩んでいるんだけどとか、そういったものも一応受け付ける想定はしております。

あと、周知の方法ですけど、こちら先ほどのあれとなかなか難しいんですけど、いろいろと、そういった区報とかチラシだったり、あるいはホームページ等を駆使して周知を図っていきたいと思います。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。御答弁を伺って安心しました。先ほど休憩時間中に高山（か）委員ともお話ししていて、パートナーの協力が大事だよねという話なんですよ。そのところはすごく難しいデリケートな問題ではありますけれども、ぜひ知っていただくというところには取り組んでいただきたいなというふうに思います。おじいちゃんおばあちゃんみたいな話もありましたけども、妊娠の前の段階、将来の妊娠のための健康管理みたいなところでも相談を受け付けている業者さんがあると聞いていますけれども、プレコンセプションケアという観点から、世田谷区はやっているみたいなんですけれども、文京区としてはお考えはいかがでしょうか。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 今回やるこの事業が、その考えにも一部沿っているのかなというふうに考えておりますので、当然、妊娠する前の段階で、御家族の方からそういった御相談を受ければ、当然相談事業として受け付ける予定でございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 仕組みは分かりました。今20代から40代の男女3万人の約半数が子どもを望むんだけど、22.5%が不妊に悩んで、4人に1人は妊活経験があるというふうなアンケートもありますので、タイムリーな企画かなというふうに思っています。

仕組みは分かりましたが、これはどちらに委託して、東京都の補助金を半分ですか、使って、費用はどうなるのかということと、先ほど相談件数を区で把握するということでありましたのですけれども、例えば困難事例がありますよね。ちょっとやそっとじゃ解決しないような問題の方がいたとすると、そういう方についてはどういうふうにするのかというのを教えていただければ。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 まず補助金のほうなんですけど、令和6年度に関しましては500万円を上限に10分の10、東京都のほうから補助事業としていただく予定でございます。それで、翌年度からは包括事業補助金に恐らく変わるだろうと。まだ東京都ははっきり言っていないんですけど、包括事業補助金ということになりますと2分の1補助という形になります。

それから2点目の、一筋縄ではいかないような御相談を受けたような場合、そうした場合は、事業者のほうに、私ども区のほうにそれを一応通報というか教えてくださいということはお考えています。それで、その内容を伺った上で、私どものほうでしかるべき窓口のほうへつなぐというようなことを想定しております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 これは不妊症看護認定看護師さんとか、かなり専門的な方をお願いするというところで、これは全部、Zoomも含めてさっきのお話だと、全部その事業所が設定していることになるんでしょうけど、どこを想定しているのかということと、それから、都道府県、東京都に不妊専門相談センターというのがあると思いますけれども、ここは医師と助産師と保健師などによる相談員で電話とか対面での相談もするというふうになっているんですけど、こういうところにつないでいくとかという、それはもう事業者任せなので区はタッチしないということになるんですか。

○吉村委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 1点目の御質問は、どこの事業者かとかいうのはこれからなので、今お答えすることはできないんですけど、あと、東京都でもそういった窓口を持っているというところで、セカンドオピニオンというわけではないんですけど、相談者、相談を受ける側からすると、そういった御案内をするというのはしづらいのかもしれないんですけど、そういったことも含めて、関係するところについては御案内するように伝えていきたいと思っております。

○関川副委員長 ありがとうございます。

○吉村委員長 それでは、報告事項6の質疑を終了いたします。

続いて報告事項7、文京区自殺対策計画案についての御質疑をお願いいたします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

高山（か）委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。実は今日初めて質問に立つんですが。

読ませていただきました。非常によく練られているなど。71ページにある自殺総合対策大綱、この閣議決定された概要、これに沿って文京区もつくられているなどという印象なんです。ただ、もう一步踏み込みが足りないイメージが自分の中でありまして、幾つか御質問させていただきたいんですが。

まず、自殺を選んでしまう方を事前に検知してというか予防していくので、まず最も自分の頭に思い浮かんだのは、過去に未遂を犯している方というのがまずあると思うんです。質問は、未遂だった方の追跡調査、ここにもあるように男性の場合は経済的とかの関係、なかなか就職とかができないとか、収入の面とかで50代の方が一番多いと書いてありますね。女性の場合は20代、40代で健康問題、先ほどの妊活にもつながってくるのかもしれませんが。

例えば未遂をしてしまった方が、その後はしっかりと就職されているとか、妊活で不安を覚えて未遂をしてしまった方が、その後お子さんが授かってなっているとか、あるいは子どもがいじめとかに遭って、そういう場合にスクールカウンセラーなんかで対処ができています。そこをどこまで追跡されているのかなというのは、この中にもこう書かれています。40ページに、自殺未遂ハイリスクの支援者を救うと明記されています。

ですから、当然そうやって追跡調査をして、どういうふうに今その方が、生活が安定されているかというのを追っかけていかないと、救っていくということにはなっていないと思うんです。それが1点目です。

それからもう一つは、各医療機関との連携です。こちらの内容にも書いてあるとおり、精神科、まず2つ目に自殺を起こしてしまう可能性がある方というのは、通院されている方、うつとか、それはいろいろなものがあると思うんです。うつでもあると思うんです。その精神科が文京区の中にもたくさんあると思うんです。開業されているのがあれば、大きな総合病院でもあると思うんですが、あるいは産業医の方、もっと言えば臨床心理士の方、そういうところとどういうふうにつながりがある。例えばもう病院に冊子を送っているだけで終わりなのか。そういうところと、医療機関とつながって、文京区のほうでも何か対策を練られているのか。

確かに年に1回、会議体を行われていますよね。様々な会議体を年に1回行われたり、文

京区自殺対策委員会、あるいは76ページに名簿がありますけども、自殺対策推進会議、これは年に1回行われていると思うんですが、こういうものは別に、そういった医療機関とどれだけ連携をされているのかという、まずこの2点について御質問です。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 自殺を選んでしまう未遂の方に関しましては、当区で把握できる方に関しては、御本人の希望に応じて地域の保健支援をつなげようとしてはおりますけれども、文京区の病院の特徴でもございますけれども、大きな病院で必ずしも区民の方が未遂で搬送されると限らない点が課題で、そういった急性期病院との連携というのは今後必要な課題かと思っております。追跡という点では、御相談に応じて、保健師であったりとかというところに関わっていききたいというふうには考えております。

2点目の、医療機関との連携とか会議体とかというところですけども、自殺対策推進会議、協議会自体は年1回になりますけれども、文京区の精神障害者支援機関実務者連絡会というものもありまして、あと、精神保健福祉連絡協議会とかというところも設けておりまして、その中に、精神保健福祉士さんの方であったりとか支援団体の職員の方であったりとか、直接支援に関わる方との連携というのも深めていって、その中に大学病院の精神科の先生が入っていたりとかしていることもございますので、今後ますます必要になってくると思いますので、連携を深めてまいりたいと思っております。

○吉村委員長 高山（か）委員。

○高山（か）委員 医療機関にかかっている方はまだ見つけ出すことができるのでいいと思うんですね。ただ、その後、未遂で終わった方が、そういうところに来ないと分からないというのは、救い出す対策にはなっているように僕は聞こえなくて、すいません。先ほどの不妊治療ののぐち委員がおっしゃっていたのもそうなんですけど、病院にかかる文京区の区民は、別に文京区だけに行くわけではないわけじゃないですか。隣接する北区とか豊島区とか台東区の病院にかかる人もいらっしゃると思うんです。そういったときに、例えば病院との連携といたら、文京区でこういう冊子をつくられていると思うんですが、その冊子も、例えば台東区のそういった病院において、文京区の方がうつで来られたら、もう必ずこれを渡してくださいと、そういうぐらい踏み込まないと、多分見つけ出すこともできないと思うんですよ。全てを。

リーフレットのデザインも41ページに載っていて、すごくいいと思うんですが、ただ、もっと、例えば先ほどの仕事を失って家族を支えられなくなって大変だ、御家族が多分見つ

けられると思うんです。最近うちのパートナーがどんどんやせていって、独り言を言うようになってきているんだけどとか、子どもが最近見ない体に傷が増えてきているとか、御家族もそうやって見つけ出すと思うんですが、そういった御家族と一緒に連れてこられるということはいいんですけど、そもそも病院を、例えばその文京区の方も、僕は文京区の中にいる精神科医の人を全部巻き込んで、資料も全部送って、必ず渡してくださいと。3か月でも半年に一遍でも100冊でも200冊でも送って、もう全然減ってないからと、とにかく先生、これを渡してくださいと。来たらとにかく救い出したいんですと。

その中には、仕事が今見つからなくてもこういうサポートが文京区にはありますから、絶対安心してくださいとか、そういった、もっとギスギス、毒々しい内容でも僕はいいと思うんです。とにかくいじめですごく苦しんだら、こういうところがあるから必ず連絡してくださいと。令和3年度で25の方が自死を選んでいる。もうだから八方塞がりなわけですよ。その中でそれを選んでしまっている。

そこを救い出すにはどうすればいいんだというのを、数値の目標というのは減少というふうに書かれていますけども、誰が、100人が100人聞いてもゼロが望ましいという数字だと思うんですが、文京区が今この中で少なくなっているというのは、東京都とか国とかと比べて、8.5以下の目標値と64ページに書いてあるんですけど少ないのは、恐らく対策がうまくいっているのもそうなんでしょう。ただ一方で、経済的に豊かな方がいらっしゃる地域性というものも関係しているんだろうなと僕は思うんですね。

ただ、少ないからいいというわけじゃなくて、減少させればいいということじゃなくて、かわいそうですよ、この25人の方。何とか救い出そうというその踏み込みが、僕はこれを拝見させていただいたときに、すごくよく優等生的にできているんですけど、文京区として独自に、文京区はゼロにしたいんですという、この意気込み的なものがあまり感じられなかったんですね。

この辺りをもう少し、案としてなっていると思うんですが、何か新しく、今お話しさせていただいた中で作り変えていくということはできるんでしょう。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 他区の病院にかかられたりとかというところもありますが、リーフレットの配置等についても工夫していって、相談窓口については広く知っていただけるように工夫していきたいと思います。また、いろんな方々に様々なチャンネルでアプローチしていくことも大事かと思えますし、必ずしも病院にかかっていらっしゃる方だけではないかと思

ますので、啓発のほうにも力を入れていくつもりでおります。

その一つとして、心のサポーター養成講座といいまして、メンタルケアであったりとか、精神疾患というのを御本人様だけでなく御家族であったりというところを気づいていただくというような養成講座を行ったりですとか、ゲートキーパー研修というのも引き続きやっていくつもりでおりますし、全庁の職員対象にやっていくつもりでというところで、いろんなところで拾っていけるように、サインをキャッチできるように努力していきたいと思っております。

○吉村委員長 高山（か）委員。

○高山（か）委員 最後にします。今、予防課長がおっしゃったように、ただ33ページに、ゲートキーパーを文京区民で知らないという方が70%以上なんです。実際にそういうことをやっていることを知らない。それから、30ページに、自殺したいと思った人の相談相手の先に、文京区の相談会を選ぶというのがゼロ%なんです。さらに言えば、これは多分いろんなところを巻き込むと今おっしゃったと思うんですけど、民生委員の方も自治会の方もゼロなんです。だって一番知られたくないですよ、近所の人に、自分が死のうと思っているなんて。町会長の人とか民生委員の人なんて相談しない。実際ゼロですから、相談するのは。

だから、何が言いたいかという、もっと、そういう数値が出てきているのであれば、それを基にして、違う対策が文京区の中でできるんだと僕は思っているんです。ですから、本当にこれを、減少としかできなかつたんでしょうけども、数値としてはゼロはなかなか難しいんだと。その中でも、とにかくゼロに目的、それは当然だと思うんですが、していくという、先ほど申し上げたとおり、文京区独自の踏み込みというのをぜひつくっていただきたいと思えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○吉村委員長 よろしいですか。

たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。前置きから入りますと、昨日、幼稚園に息子を送っていくときに、息子が歩くのがすごく遅くて、怒っちゃったんですね。怒りながら送り出して、自殺とは全然関係ないですよ。ただ、もう今日一日嫌だと思いながらとことこ千石の駅前を歩いていたわけですよ。そうしたら、掲示板に貼ってあったのがこれで、ゲートキーパー養成講座。私はすごく救われた感じがしたんですよ。まさに支えようとしてくれる人がいるんだなあと思って。こういうほっとした感情は、本当に追い詰められている人には、最

後の一手というか、引き止めるような効果にもなるのかなと思いますので、このゲートキーパーはぜひ、やっているということを知っていただくということも、ゲートキーパーを何人養成したとかというよりも、やっているということを知っていただくのがすごくいいんだろうなというふうに思います。

見かけたらほっとするみたいなアイコンというのはすごくいいんじゃないかなと思うんです。これはたつの市の例なんです。「つながるいのち」といって、あちこちにステッカーが張ってあるらしいんです。ただ、私はこれをやってくださいというわけじゃなくて、こういうアイコンがあって、1つ電話番号があるといいなというふうに思うんですよね。もう追い詰められたというときに、ここにかければ24時間出てくれるという。あるいは、録音だったとしても折り返し翌朝かかってくるというような、そういった体制をつくっていただけたらありがたいというのが前置きです。

資料の、素案から案に今度変更した中で見ていくと、64ページの周知啓発、自殺予防窓口リーフレットを知っている人の割合というところで文字を変えたというふうに伺いました。前の素案の段階では、区が自殺対策事業に取り組んでいることを知っている人の割合ということで書いてあったのを、これはどうしてリーフレットを知っている人の割合に変えたのかなという背景を教えてくださいませんか。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 自殺対策を知っているかというのが具体的に分からないという声が推進委員会でもありまして、具体的なこのリーフレットを知っていますかというほうがいいんじゃないかという御意見がありましてそのように変えました。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。そうすると、これを皆さんに見ていただいて、これを知っていますかということで果たしていいのかなというところなんですよ。つまり、これを知っていることがどれだけ効果があるのかというところなんですよね。これは内容を見ると、しっかり網羅的につくってくださったというのはもちろん理解していて、整理されたつくりにはなっているんですけども、先ほど私が申し上げた、追い詰められた人の最後の一步という、何かここにかければ助かるんじゃないかというのとは実は真逆のつくりになっていて、電話番号が20個ぐらい書いてあるんですかね。一生懸命やってくさっているのはすごく分かるんですけども、これが自殺対策の何の役に立つのかなという視点で見えてしまいました。

もう一つ、このリーフレットを知っていますかというので今後指標としていくのであれば、じゃ、これを全戸配布してくださいというような話になっちゃうと思うんですよ。本当に何が効果的なのか、効果的な周知なのかなというふうに考えると、確かに素案のときは、区が取り組んでいることを知っていますかというざっくりした聞き方にはなっていたんですけども、それをどうどういうふうに知っていますかというような深掘りができると思うんですね。なので、このリーフレットをしていますかというのではなくて、前の書き方に戻していただきたいと提案しますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 確かに電話番号を羅列しているところではございますけれども、中には困ったときには誰かに話してみませんかというふうな言葉も入れております。この存在が、そういうのがそういえばあったなというのを思い出していただいたりするのも一つのきっかけになるかとは思いますが、このようにさせていただきました。以上です。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 また端的に。自殺対策でここに書かれてあることは、私はぜひやっていただきたいと思うんですが、とにかくいろんな事例とかそれぞれ、いろんな置かれている方の状況が推進会議なりにある意味集まってくれば、いろんな対応というのが検討されると思うんですよ。これは、私の聞いた話ですけど、コロナ禍で女子大学の先生が言っていたんですけど、本当に保健室に大勢の学生さんが来たというんですよ。みんな、中には自傷行為があったりとか、とにかく不安定な状態に置かれていた状況がありましたよというようなことを聞いて、そういう事例があるんだったら、そういうこともこの推進会議の中なんかで反映されたらいいんじゃないかなというふうに思ったんですよ。

もちろん、ここにいらっしゃる名前の方はそれぞれすばらしい先生だと思うんですけども、学生、中学生・高校生・大学生なんかの置かれている状況が反映されたらいいんじゃないかなというふうにこの協議会のメンバーを見ていて思うんですが。もちろん東京医科歯科大学の学生さんもいらっしゃるようですけども、そういうことも反映できたらなというふうに思うんですが、一つ。それと、ついでに言っておきます。

ページ80ページに、文京区自殺対策委員会というのをつくっていらっしゃいますよね。文京区の中に。これを見ますと、委員長が矢内部長を先頭に、それはいいんですけど、そこから下、ずらっと男の名前が並んでいて、果たして女性の声とかというのが、この中でどんな議論がされるんだろうなというふうに正直言って思うんですよ。これは委員長が大変じゃ

ないかなと思うんですけれども。本当に。

なおかつその次のページの81ページになると、やっと出てくるのが小島課長と瀬尾課長だけですよね。それ以外は全員男の課長の名前がずらっと出てきて、そこで……。

○吉村委員長 浅田委員、5時になるので質問をお願いします。

○浅田委員 こういう、なかなか言いづらいんですけど、小野部長もいらっしゃいますけども、名前になっていますけれども、もうちょっと、本当に女性の置かれているような状況の生の声なんかも何か反映できるような体制が必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 それでは、5時になりましたので、委員の皆様にお諮りいたします。

本日は理事者報告の資料第8号の途中までしか終了できませんでしたので、次の委員会は2月26日月曜日午前10時から第2委員会室で開催することといたしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」言う人あり）

出席理事者については、文教委員会と並行開催となりますので、委員長にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

それでは、厚生委員会を終了いたします。

26日は浅田委員への答弁から開催したいと思います。よろしく願いいたします。
ありがとうございました。

午後 5時00分 閉会